

第一百四十六回国会 議院商工委員会議録 第二号

平成十一年十一月九日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 中山 成彬君

理事 伊藤 達也君 理事 小林 興起君

理事 河本 三郎君 理事 山本 幸三君

理事 大畠 章宏君 理事 吉田 治君

理事 大口 善徳君 理事 塩田 晋君

理事 今村 雅弘君 理事 武彦君

理事 小野 晋也君 理事 岩田 満泰君

理事 奥田 幹生君 理事 酒井 喜隆君

理事 金田 英行君 理事 商工委員会専門委員

理事 小島 敏男君 理事 村田 成一君

理事 桜井 郁三君 理事 岩田 信一郎君

理事 國田 修光君 理事 (通産業省生活産業局長) 横川 浩君

理事 竹本 直一君 理事 (中小企業庁長官) 岩田 信一郎君

理事 森田 一君 理事 (政府参考人) (通産業省機械情報産業局長) 太田信一郎君

理事 川端 達夫君 理事 (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

理事 島津 尚純君 理事 (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

理事 山本 讓司君 理事 (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

理事 中野 清君 理事 (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

理事 青山 丘君 理事 (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

理事 藤井 裕久君 理事 (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

理事 藤田 健一君 理事 (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

通商産業大臣 (經濟企画庁長官) (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

通商産業政務次官 (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

通商産業政務次官 (政府参考人) (通産業省産業政策局長) 村田 成一君

出席委員

面での光景と私の思いでございました。

私は、質問通告をなさらないことを不満で申し上げたのではありません。ただ、せめて項目でもあれば答弁漏れはなかつたというそんな思いがあつたものですから、そのまま率直な気持ちを申し上げて、できる限りの答弁をしたつもりでござります。

○渋谷委員 これは議運の中での経過もありまして、当然、私どもとしては協力すべきところは協力をし、質疑は充実させたものにしなければならない、これは相互の努力が必要なわけでありますので、そう考えるわけでありますが、本会議の設定ということがありまして、与党からの強い要求があり、それでは質疑通告ができないけれどもそれでもいいのか、それでも結構という経過があつての話であります。

したがいまして、民主党の側に非があるなどということはないということは確認しておいてよろしいでしようか。

○深谷国務大臣 あのときの答弁の冒頭に申し上げたように、先方が通告しないからけしからぬというような意味合いは全く思つておりませんで、議運の状況についても私どもは承知しているところでございます。

○渋谷委員 それでは質問に入つてまいります。

そのときに、藤波さんの件について私どもの大島理事の方から質問をいたしました。質問通告がなかつたということもありましようけれども、実際にさらっとした答弁であったわけであります。その件について、きょうは事前にこのことを取り上げるということは申し上げてありますので、熟慮の上で御答弁いただけると思うのですが、いかがでしようか。

○深谷国務大臣 収賄罪にかかる有罪が確定した議員の国会議員としての身分の問題について

は、今まで数次にわたって法改正がございました。そして、九二年には公職選挙法改正がございました。そこで、藤波議員の場合には、その前の事件について規定をしておるわけでございます。たまたまこの藤波議員の場合には、その立場にはなかつてござりますので、失職するという立場にはなかつたわけでございます。

そこで、そのことをどう考えるかという御質問であります。まず第一点は、司法の結構論は厳肅に受けとめなければならない、そのように思っています。ただ、やめるかやめないかについては御本人の御判断にお任せする以外にはない。それから同時に、野党の方から解任決議案等が出ておりまして、これは議運がどう対応するかということです。そこでございましょうが、これから動きを見守つていただきたいと思っています。

○渋谷委員 大臣、非常に個人的な体験で恐縮なんですが、私は二十代のころにマルコス大統領政権下のフィリピンに一人で訪ねたことがあります。当時も、一人でフィリピンのそれぞれの政党の政治家などを訪ねながらインタビューをして、あるいはY.M.C.Aといふ安い宿に泊まっておりましたので、フィリピンの庶民の方と、普通の方たちともいろいろなお話をすることがありました。

当時、非常に治安が悪かった。強盗も横行していましたのでありますけれども、スマート街には絶対行くなとよく言われておりました。しかし、Y.M.C.Aで知り合ったフィリピンの方と一緒にそういうスマート街を訪ねて、路地などにテーブルを出して歓迎していただきましたけれども、そういうところで出た言葉をつい思い出します。確かに治安は悪い、泥棒は横行している。直訳をすれば、お上の中に泥棒がいれば下々に泥棒がはびこるのは当たり前じゃないか、まずは偉い人がおお本になるべきだというのが当時の話でもあります。

中枢が腐れば、一般社会に大変深刻な影響を与えるわけであります。一と二の今大臣のお答えの部分は、それはそれでわかります。政治家は、本人の出処進退は本人が決めるべきであります。しかし、一方で議会というのも統治機構、これは政府も含めての話であります。私どもの統治機構であります。人々から見ればやはりお上なんですか、権威なんです。この議会の権威というものを一体どうするのか。

私どもと同じ同僚の中に有罪が確定した犯罪人が居座つて、犯罪人と一緒に議会運営がなされているというこの事実について、一体どのように考えるのかということが一番重要な問題だとうぐい的に私は思うのですが、いかがですか。

○深谷国務大臣　ただいま申し上げたように、出処退について御本人が決断すべきことだと私は思います。できることなら早く決断してもらいたいという思いはござります。ただ、法律上、今改正された法律では議員の資格を失うわけであります。そうでないその前の事例でございますので、その意味では失職をされない、そういう法律上の条件がござります。

私としては、御本人の決断を待つしかないし、また同時に、各党の協議を経てどのような結論になるか、それを見守つていく以外にはない、ただ、国民の政治に対する信頼という点でいきますと、これは最も大事なことであります。どんなにいい政治を行いましても、国民の信頼がなければ、民主政治は成り立たないわけであります。そういう意味では、私どもも含めて一人一人議員が自覚を持つて対応するということが最も大事なことだと考えております。

(委員長退席、小林(興)委員長代理着席)

○渋谷委員　もちろん、手続論で言えば自動的に本人が議員資格を失うということにはなつていなさいわけありますけれども、私が言っているのは、議会の権威という問題であります。今の現状を許しておく、議会の側がじめをつけられないということになれば、これは与党だけじゃない

我々も含めてこの今の現状を助けているのではないか、あるいは先に行けば共犯者ではないかと言わぬかねない、そういう状況があるわけあります。

今大臣がおつしやるよう、まさにこういう事態を放置しておけば、人々に対しても倫理を語れますが、子供たちに対して道徳を言えますか。行政や政府に対して信頼がなければ、ついこの間お二人から、両大臣からごあいさつをいただいたところであります、これから行政に対する決意もいただいたところであります、これに対する国民の信頼あるいは協力を得られなければ、その政治は成功するでしょうか、実効を上げることができるものでしょうか。これはできませんでしょう。

議会の側がこの問題についてじめをつけるということはできるのです。それは、そのことが即議員資格を失うということにはならなくとも、議会の側が少なくとも辞職をしなさいという勧告は決議することができたわけですが、あえて与党側はこれを否決してしまう。この事態について、行政権力を行使しようという大臣にあってのことについてお伺いをしておるわけであります。

もう一度お願ひします。

○深谷国務大臣　ただいまのお話の、議運の関係との議論について、議会側の御判断でありますから私どもから申し上げるべき話ではないだろうと思っています。

私の方から申し上げられることは、司法の結論は厳粛に受けとめる、やめるやめないについては本人が決断を下す、国民の政治に対する信頼を回復するために私どもも含めて国会議員が全力を尽くして努力をする、これ以上のコメントはしない立場にござります。

○渡谷委員　大臣は御記憶かどうかわかりませんが、大臣の選挙に私自身も中小企業団体の役員として応援に駆けつけたことがあります。眼鏡の組合の春木さん、あるいは上野の中川ジュエリーの社長や葬儀屋さんや豆腐屋さんいろいろな中小

企業団体が大臣のファンで一生懸命応援しましたけれども、残念ながらそのときは落選をされました。しかし大臣は、そこにはこうされました。

大臣自身もお父さんが職人の方であるということを聞いておりましたし、私自身も牛乳屋の息子であります。それこそ中小企業者は皆実直に、まじめに一生懸命働いているわけですよ。そういう方々に、今のような話、議論というのはわかるかということなんです。議会がきちんとこのことに付いてけじめをつけられない、それで立派なことはそれぞれ言うということでは、ここで私どもが中小企業問題についてこれからどんな高専な高邁な議論をしましても、勝手にやつていればというだから私はあえて、今は言いにくい立場というぐあいに申されましたがれども、大臣である前に議会人であるいは政治家である、私から言わなくとも当たり前のこととしてこのことは自覚をしていかなければならぬことになりますから、ぜひこのことについては、普通の人たちが、まじめな中小企業経営者が聞いて、なるほどな、さすが谷大臣だと言えるような答弁をぜひお願ひしたいのです。

○深谷国務大臣 浅谷議員がかつてそのようなお立場で私と何度もお目にかかるつていることは、鮮明に記憶しています。あなた自身も御苦労なさり、私ども大変苦労しながらこの道を歩んできました。ですから、中小企業の皆さんのお要望にこたえて信頼を集めながら、これからも人生をかけておこたえていくという点ではいささかも変わりはありません。

しかし、法律上失職するという状況はない立場の人に対して、内閣の一員として、もちろん政治家ではございますけれども、コメントでききくいい場面というのはやむを得ないことと御理解をいただきたいたいと思います。司法の結論は厳肅に受けと

める、そこに私の思いを御理解いただきたいと思います。

○浅谷委員 深谷大臣はこれが限界だというふうありました。しかしながら、それは、堺屋長官は民間人から抜てきされまして國務大臣となられました。

議会人ということだけではありませんが、しかしまだとかあるいはこの国の抜本的な改革などということは、これはできる話じゃありませんから、その意味でいえば、今の話はそれは政治家の話、議会でやつておけばいいという答弁は簡単でありますけれども、堺屋長官だったら、その民間人といふ立場で考えましたときに、どのようにこの問題を処理すればいいのか、ぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○堺屋国務大臣 藤波議員に関する質問でござりますが、私のように、選挙をしたことがないもので、余りこの問題に詳しくございません。選挙法その他の適用を実際に受けたことがございませんので余り詳しくございませんが、贈収賄事件に関しても有罪が確定した議員に対しては大変厳しい措置がとられるよう公職選挙法は改正されたといふようなことは承知しております。ただ、藤波議員の場合は経過措置がございまして、その対象になつてないとの伺ております。

</

万が一、百万分の一そういう問題が起つた場合ならば、私ですと身を引いているというふうに思つております。そしてまた、藤波議員がそのような結論をお出しになるということ、それはどの時点かわかりませんけれども、そういうことは御自身で結論を出されるというふうに信じております。

以上です。

○渋谷委員 私はあえて議会の権威ということをとても大事にしてこの問題を取り上げているわけです。しかし、なかなか皆さんはそれについて明確な御答弁をなさらない。大臣が答弁をしたら、ほとんどそれにそろつた答弁、見事な金太郎あめであります。

茂木さん、この際だからそれでは理事の要請で茂木さんからもこの問題についてお答えを伺つておきます。

○茂木政務次官 大変重要な御指摘だと考えます。同時に私は、議会の権威を回復する、そのためには、こういった汚職の問題であつたりとか犯罪に対する自浄作用をいかに議会として持つていくか、そのための一連の、例えば小選挙区制度の導入であつたりとか政治資金の規制に対する厳しい強化であつたりとか、そういう再発防止に対する議会としての取り組み、これがもう一方では大変重要な問題だと考えております。

○渋谷委員 今のやりとりで思い出しました。たしか高裁判決で、その後に辞職勧告決議案を二、三年前に出しているはずですが、そのときには新進党も一緒になつてこれを提案していますよね。

そのときは小池さんや茂木さんは新進党の一員ではありませんでした。茂木さんはそのとき自民党。小池さんはそのときたしか、経験を見たら副幹事長がなんかやつてましたかもしませんね。それは私も不確かなので言いませんが、新進党の中に属して、高裁判決に対しても辞職勧告決議案を出して、当然それはその中のメンバーの一員として賛成しておられたはずなのに、これについて明確に

答えられぬというのはどういうことですか。

○小池政務次官 先ほどからお答え申し上げているとおり、私は、御本人の結論ということを待ちたいというふうに思つております。

と同時に、例えばここで藤波議員が御辞職なさつたいたしましても、問題は、一人がおやめになることで、それでも事足りりとするのかどうか。また、今は法律が適用されないということです。

そこでございますが、さすればその法律に対してもう一度見直しをしてみるとどうなことも考

えなくては、今回、藤波議員のことのみならず、先ほどから御指摘なさつておられますよう

に、議会の権威ということをどのようにして立法府である国会が求めていくのか、それが求められているのではないかといふうに考えております。

○渋谷委員 私が言つているのは、藤波さんがみずから出處進退、やめようがやめまいが、傷つけられた議会の側の権威というものを、これは私どもがどうやって回復をするか、あるいは守るかと

いうことが一番重要なポイントでありまして、そのことについて、今の現状では議会が努力しているというういには一般には受け取られないとい

うことをえて指摘しているわけであります。

ところが、皆さんのがそれぞれ、もうこれ以上今

の状況の中ではコメントできないといふうな話

であります。そして、先ほど金太郎あめなどといふことを申し上げましたけれども、政治家がそれぞれの

これから独立性を持てだの創造性を發揮しきら

ななどといふうな話はございませんでした。

しかし、私どもよく知つてゐるわけです、当事者ですから。政党及び政党的支部を使えば、実

事者ですから。これから企業・団体の献金を受けることができる、そういう仕組みになつてゐるわけです。

それで、さらに次に参りますが、企業・団体の政治献金。これは、既にこのことについて取り上

げることとは申し上げてありましたが、きのう、きょうの展開の中で、これについては予定どおり来年一月からやめようという方向で、自民党の中での役員会、私も自民党の中がどうなつてい

るのかわかりませんが、役員会でそういう方向であるという報道がなされております。

ついこの間までは存続という話でありますし、

今度はそれはやめよう、ただ総理自身の結論で発表されているという状況ではないようあります。

が、この藤波問題の背景にはこのことがあつたと

いうことで、これはもう御承知のように、当時の細川政権のときに、河野さんが一緒になって、こ

のことについてはそういうじめをつけようとい

う合意文書を交わしたものであります。

○深谷国務大臣 改正法の附則第九条で、政治献金のこの問題については、改正法施行後五年を経過した場合においてこれを禁ずるものとする、こ

のことは私も承知してます。これは各党が合意して国会で決めたことでありますから、私は麻々

として守るべきだと思つていますが、環境の変化その他もろもろでいろいろな議論があつたとい

うなつてゐるわけであります。これは各党が合意して守るべきだと思つていますが、環境の変化

その他のものであります。そして、その議論が

收れんしたところで、近く我が党の総裁から最終的な判断がなされると思つております。

○渋谷委員 一連の報道の中で、自民党も、これ

は当初約束をしたことだから、与野党の合意、これ

はまあ言つてみれば国民に対する約束事、これ

を途中でほり投げるわけにはいかない。もちろん選挙が怖いという本音もありましょうが、これ

はやろうという話になりました。

しかし、私どもよく知つてゐるわけです、當

事者ですから。政党及び政党的支部を使えば、実

事者ですから。これから企業・団体の献金を受けることができる、そういう仕組みになつてゐるわけ

な場で議論した方がいいのかもしませんが、もう既にそういう報道がなされている。

結局、政治家というのは、こつちをたたいてもまたこつち、何とでもうまくやるというぐあいに、国民一般に受け取られるということが悲しい

のです。大臣、このことは、私ども自分がやはり襟を正して、結局は何でもかんでも政治家という

のはうまくやるものだとられないようになければいけないといふういに私は思うのですが、

そのことについての大臣のお考えをお聞かせください。

○深谷国務大臣 この問題に関する立場ではあります。これは個人の政治家がさまざまに議論や発言をし

ていることは承知しています。しかし、その一言一言について、私は今批判をしたりあるいは賛同したりする立場ではありません。これは、各党で

したりする立場ではありません。これは、各党で

なります。それに従つてしていくということだと考えます。

○渋谷委員 私ども、少しでも日本の政治の透明化を図りたい。アジア型の政治などとヨーロッパ

やアメリカから言われる嫌ですね。腐敗がはびこつて、それが常に温床としてあつて。そういう政治を少しでも近代化しなければならないとい

うのは、議会人としては共通の思いではないで

しょうか。この政治資金規正法の改正問題もそう

ですが、私たち自身がより厳しくみずからを律し

びつゝ、それが常に温床としてあつて。そういう政治を少しでも近代化しなければならないとい

うのは、議会人としては共通の思いではないで

しょうか。この政治資金規正法の改正問題もそ

うですが、私たち自身がより厳しくみずからを律していいくという姿勢は絶対必要だと思います。

それはなぜかと言えば、先ほどからの議論、一

貫したそれは中身であります。すなわち、政治に

対する国民の信頼をいかに高めるか。古い話、例

えばアメリカの大恐慌からルーズベルトが登場する、フーバーという大統領から登場するとき

にも、アメリカ国民は政府を信用しない、もう破綻状況になつてしまつという中で、ルーズベルトが行いますニューディール政策などというのは、例えばテネシー川の河川流域などのこうのという話ではなくて、その中のたくさんある項目の中

○堺屋國務大臣 どなたの、どの本の、どのページでございましょうか。

○渋谷委員 私どもはなかなか本に載るという機会がないので、自分の名前だとあるいは自分の発言が載れば、その本はすぐ買いたい内容を見るのであります。が、堺屋長官の場合はそうもないであります。

私が問題にしているのは、政治に対する信頼を

取り戻さなければ、中小企業の問題をいかにここ

で真剣に議論いたしましても、あしたはまた一時

間も私は質問の時間をとつてありますから、そこ

で中小企業基本法の問題についてはその内容を含めてきつちりやりますけれども、まずは、行政の

責任のトップにある人間が国民から信頼に足るか

どうかということを私は問題にしているんですね。

そのことが問題であります。

「われ万死に値す」という本の中では、五十四ページ、お手元にはありませんか。では、全部読み上げますか。議事録に残ることになりますが、仕方がありませんであります。

例の竹下さんの皇民党事件で、竹下さんが非常

に深刻な事態に陥っている。そこで、選挙区から

の要請もあったのでしよう、何か強力なてこ入れ

策はないかと考えあぐねた末、堺屋太一さんに応援の手紙を書いてもらうことにした。堀屋さんの手紙は投票日の十日前に当たる七月八日付で、便せん四枚にびっしりしたためられている。この手紙を竹下陣営では大量にコピーし、後援会の集会でばらまいた。選挙宣伝用としてこれが活用されたというわけであります。

皇民党事件とのかかわりの中で、この皇民党事件も含めての話ですが、「実体不明の事件や事実無根の疑惑を並べる興味本位の報道が行われています。それに煽られて、政見の共有も政策の共通性もない小政党の野合が企てられています。万が一にも、これが実現すれば、議会政治は一切の政策決定が行えず、日本は国際的孤立と官僚独裁に陥る危機甚大といわざるを得ません」これは手紙の一部であります。そしてさらに続けて、「日本

全体が「円高不況」に脅えた中で、これが日本の好況と経済力の発展に繋がることを見越して「プラザ合意」を成し遂げた竹下大蔵大臣、マスコミの反対を恐れず未来の日本のために消費税を導入した竹下総理大臣、その勇気と指導力を、今こそ日本は必要としています。竹下登先生、日本の未だのためにはますますの御活躍をお祈りしております」という、これは一部です。

こういうお手紙を出されたという御記憶はありますでしょうか。

○堺屋國務大臣 それは私信でございますから、十分正確に記憶はしておりませんけれども、皇民党というのはたしか街宣車を持ってきて騒いだものだと思うんですね。

私は、ああいう皇民党という、街宣車を持つてきて特定の人々を非難することはよくないことだ、これによつて日本の政治が動かされるとすればこれは大変ますいことだと思いましたので、今お読みになつたような趣旨の励ましという手紙、それは竹下先生だけじゃなしに、幾つかの政治家以外の方にも、そういうような非難を、不法といいますか、街頭でそういうような非難を受けた方には何とか出したことがござりますから、恐らく

く、どこまで正確かわかりませんが、そういうお励ましの手紙を書いたことはあると思います。

○渋谷委員 そうすると、他にも政治家に対して

このようないい激勵の手紙というものは書いた経験はありますか。

○堺屋國務大臣 政治家については記憶はお

せんけれども、経済人でそういうのがあつて、知り合いの企業経営者に対して、これは全く私の個人的なことでございまして、書いたことがあります。

○渋谷委員 当時の皇民党の裏め殺し事件をめぐつて、実に忌まわしいいろいろな展開があつた

わけであります。日本の政治が裏の世界に牛耳ら

れているのではないか。当時、私が海外に行つて

いたこともありますけれども、そのときにあの金丸さんの事件がありました、海外でその事件が報

道されたときには、一番先にやくざの入れ墨の写真のテレビ画像が飛び出してくる、それから事件が報道されるんです。これは深刻な問題であります。

日本の政治が裏社会に牛耳られている、そういうイメージが世界に流れた、そういう事件の中に実は堀屋さんのこういう手紙が使われている。このことについて、堀屋さん自身が竹下さんの未来のために、ますますの御活躍をお祈りしております」という、これは一部です。

このことについては長官はどうにお考えですか。

○堺屋國務大臣 それは全く話が違います。私は、それは選挙の応援のために書いたのでもあります。

それから、皇民党とかいうのは私はよく知りませんが、皇民党とかいう事件はよく知りませんけれども、私の見た範囲では、裏世界にそつちはつきて特定の人々を非難することはよくないことだ、これによつて日本の政治が動かされるとすればこれは大変ますいことだと思いましたので、今お読みになつたような趣旨の励ましという手紙、それは竹下先生だけじゃなしに、幾つかの政治家以外の方にも、そういうような非難を、不法といいますか、街頭でそういうような非難を受けた方には何とか出したことがござりますから、恐らく

く、どこまで正確かわかりませんが、そういうお励ましの手紙を書いたことはあると思います。

○渋谷委員 そうすると、他にも政治家に対して

このようないい激勵の手紙というものは書いた経験はありますか。

○堺屋國務大臣 政治家については記憶はお

せんけれども、経済人でそういうのがあつて、知り合いの企業経営者に対して、これは全く私の個人的なことでございまして、書いたことがあります。

○渋谷委員 これは事件の経過がありまして、例の佐川事件とかその他ともつながつていて事件であります。これは全く事実がなかつたところで起つたでつち上げの話では決してないわけであつまつて、これはこれでさらに入別の場で突っ込んだやりとりが行われると思いますが、そもそもこの手紙の中、私信ということであります。が、竹下

さんに対する思い、竹下さんに対する堀屋長官の評価というのは今も同じであります。

○堺屋國務大臣 そこにも書いてありますよう入等、政治家としていろいろの功績があつたことは事実だと思っております。そのことと今委員御指摘の皇民党の話とは全く別のことでございまして、やはり日本の政治にそういう街宣車のようなものが深く絡むことが許せなかつたから私はそういう手紙を書いたのであります。

○渋谷委員 国家の中枢にかかる人間が、少なくともそういう形で問題になるとか、あるいはされるということは、これは避けなければならぬ、防がなければならぬことであります。事実として、しかもその経過の中に巨額の金が動き、えて商工委員会でこの問題を一番トップバッターで指摘しておりますのは、行政のトップとしての両大臣に対する国民の信頼がそういうことで失われては困るから、あえて確認をさせていただいておるわけであります。商工委員会で取り上げるのは当たり前の話ではありませんか。

そこで、商工ローンのことについてお話をさせたいと思いますが、今非常に深刻な事態になつてあります。もう連日その報道でありますが、この対象になつておりますのは、もちろんサンサラ金はサラリーマン、商工ローンというのは本当は定義はもつと違うでしようけれども、中小企業者が食い物になつておられる、あるいは中小企業者の生き血が吸われているという現実があるわけです。

中 小企業を所管している大臣という立場でいえば、当然こういう問題については敏感に反応しなければならないというぐあいに思つてあります

が、この商工ローンの問題について通産大臣としてどのような見解をお持ちになり、あるいはなどのような提言等をされてきたであります。

○深谷國務大臣 中 小企業向けの貸金業者との間には司法当局が動き出している部分もございま

取り締まりを行うということが極めて大事だと

通産省としましては、中小企業庁とかあるいは地方通商産業局、政府系金融機関、信用保証協会に貸し渋りに関する窓口を設けまして、中小企業の皆さんのが商工ローンに走らなくてても対応できるような手段をさまざま講じてまいったところでございます。また、これらの苦情等についても親身

て、具体的に迅速にこういう問題についてはきち
んと通産大臣として提言すべきではないかとい
うことを私は申し上げているわけですが、そ
ういったことを前提にして、民主党が提案してい
る法案については既にきのうファクスして入れて
ありますからごらんになつてていると思います。
さらに、このいろいろな事件の経過の中で、こ
れを弁護する弁護団の方々からも具体的な提起が
なされて います。

うものと、役所がつづいていきます。こういう政策、そしてその政策の対象となるもの、この中小企業という実感についてどうも乖離があるのではないかというぐあいにいつも感じております。これは事前の質問の通告はしておりますが、あえて答える部分も含めて申し上げますから。
というのは、大臣、今度新しく定義を改定しますけれども、例えば製造業では、資本金が三億であれば、従業員数が極端に言えば千人、一万人で

策。そして、小規模企業対策についてはほんの数行、つけ足しにしかすぎないんですね。ベンチャーや創造的企業というのも、実は小規模企業の範疇です。小規模企業政策の中でこれを位置づけなければいけないんです。あとは具体的にはあした申上げますけれども、私は、どうも今回の中の中小企業政策はピントがずれている、ポイントが外れているという認識をしております。ぜひそのことを率直にお考えいただいて、私ど

になってお答えをしているつもりでございます。同時に、監督当局、金融監督庁であるとか財務局、都道府県、さらに必要な場合には司法当局とも連携をしながら、きちっと対応するようになると指示をいたしてまいりました。

個々に評価をいたいただくという時間はないとは思いますが、いずれまた詳しくやる時間はあると思いますので、こうした提起を含めまして、通産省としての、中小企業を所管している役所として余りにも対応が遅かつたのではないかというぐあい

も中小企業なんです。従業員数が三百人以下であれば、資本金が十億でも百億でも中小企業なんですね。これは、後ろに役所の方がいらっしゃいますから、聞いていただければわかります。そういう定義になつてゐるんです。どちらかに当てはまれ

もは実感としての中小企業を対象にした議論をこの場でしていかなければ、今世間のそういう小規模中小企業の方々は、政府が提案したものを新聞等で読んでいるけれどもどうも我々のことじやない、相も変わらず持てる企業を一生懸命に応援す

○渋谷委員 保護協会の特別保護枠の拡大なども含めての話ですが、あしたまだ時間がありますからさらに突っ込んでやらせていただきますが、これは大臣の周りの中小企業者の方々にお聞きになつてもよくわかる話であります。相当数の方々がかかわっているんです。

○深谷国務大臣 民主党から出資法等改正案、それから、全国弁護団から貸金業規制法等の改正案、が提出されておりますことも承知していますし、その内容についてもよく拝見させていただいているところでございます。

が中小企業ということですから、九九・何%までが中小企業ということで、以外のもの、大企業なんというのは〇・〇%にしかならないんですね。

るけれども、地域企業・小規模企業は切り捨てるところに向って行っているのではないか。そういう心配を持っているわけであります。これでは血の通つた、地についた中小企業政策ということにはならない、というふうに思います。

三〇%以上の金利負担をさせられて、今どきのこの不景気の中でそんな金利を払ってそれでも利益が出るなどという会社はないんです。貸し渋り、こういう状態が一体なぜ起こっているかとい

今、私どもは、これらのトラブルがどうして生じているかということを含めて、貸金業の監督に当たっている金融監督庁や業界団体、自身のことですね、そこに、こういうトラブル発生の原因

規模としてそんな大きい企業というのはございませんか。そういう規模の大きい企業というのは、例えば大臣の選挙区のところに実感としてありますか、それが中小企業として認識をして

○島津委員長　島津尚純君。
　　みのある御答弁をぜひいただきます。ようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

うその背景もあります。保証協会で今度枠を拡大いたしましても、これまでもそうありますが、貸し付けたお金が商工ローンの返済に充てられたる、もちろん都市銀行も含めて借りかえでもつて、これを持つていってしまつたりというような実態

及び発生の理由、さらに状況についてしつかり調査をし、自主的な規制も含めて業者の団体連合会には対応するよう申ししておりますが、いずれにしても、それらの実態を踏まえて、当然何らかの対応の答えを出していかなければならぬと思つて

○深谷国務大臣 私たちの地元には、どちらかと
いうと小規模の中小企業が圧倒的に多うございま
す。しかし、今御指摘のようなところがないわけ
ではありません。

私は、通産行政にとりまして重要なテーマであります中小企業問題、そして日米の鉄鋼問題、それから原子力の問題等々につきまして、通産大臣に御質問をさせていただきたいと存ずるところであります。そういう意味から、堺屋長官、小池

があるわけです。
私ども民主党は、既にこの春の通常国会からこの問題を取り上げ議論いたしまして、そして商工ローンの問題については民主党としてこの事態を

○渋谷委員 残り四分ほど時間がありますので、
あしたの質問の序文の部分をやつておきたいと思います
うんですが、問題は、中小企業と、いうものに対する

しても必要なので、このところの基本認識をぜひお持ちいただきたいんです。

私が言っているのは、貸し渉りをなくせとか、あるいは今商工ローンはけしからぬから監督官庁、それぞれ頑張れといったような、ただ激励するだけではなく、まさに中小企業を所管する大臣として解決するための法案を国会に提出いたしております。

○渋谷委員 残り四分ほど時間がありますので、あしたの質問の序文の部分をやつておきたいと思うのですが、問題は、中小企業というものに対する認識の問題です。

この間、通産省からも、もう長い間ですがレクチャーをいただいておりますけれども、実際は定義の見直しなども含めての議論でありますけれども、大臣は文京区、台東区、私は板橋ですが、私もが地域で接觸しているいわゆる中小企業とい

ひお持ちいただきたいんです。
小規模企業という定義がありますが、従業員数
が二十名以下、小売業はさらにそれ以下なんですが、
この企業群が大体今申し上げた中小企業の中で
八八%を占めるんです。言つてみれば、小規模
企業が私たちの町、私たちの地域を支えているわ
けですね。

政務次官にはちょっと質問を申し上げないわけでありますので、その辺はお許しをいただきたいと存するところであります。

まず、今国会は、中小企業国会というふうに銘を打つて、中小企業問題を集中的に考えていくこうという国会、まさに私たち商工委員会が花形の舞台になつてくるということで、私たち頑張つていかなければならぬ、このように思つておるわけあります。

昭和三十八年に基本法が制定された。そのと

中小企業に対するさまざまな手立てというのには通産省を中心にしてやつてまいりてはいるのでありますけれども、それを周知徹底するという点において欠けている面が多かつたのではないか。御指摘のように、いろいろな種類があるのですから、それを中小企業の皆さんのが御理解し、御活用なさるという点については、やや足らざるものがあつた。

島津委員も中小企業の皆さんのがいわば一つの窓口を形成して御協力なさつておられるそうであります。私が自身も、私の事務所はある意味では相談窓口のようなそいういう傾向もございました。そして、そこに御相談いただければ、かかるべき制度、仕組みなどを説明して、「あつせんをするようなことなどもやつてきたのであります。やはりこれらは、官を中心にして、きちんと制度立ていくべきではないか」というふうに思います。

今私たちが考えておりますのは、それらの各種の相談の窓口を一本化していくという意味で、ワシントン・サービス機能を有するセンターをつくりたいこうということでありまして、これから具体的に皆様にお示ししてまいりますけれども、

例えば、中央でございますと、ナショナル支援センターと名づけます。また、都道府県ごとの支援拠点としてそのようなものをつくりますし、もう一つは、市町村レベルの広域に約三百程度のサービスセンターというのでしようか、支援センターをこしらえまして、そこにお越しをいただければ各般にわたりましてそこで対応できるといふような仕組みを、ぜひ確立していきたいと思っているところでございます。

○島津委員 私は、恐らく深谷通産大臣はそのようなお答えをなさるだろう、「このように思つておつたんですが、ちょっと申し上げさせていただきますと、現在、多岐にわたると申し上げたのには、たくさんの指導窓口というものがある、だからある意味では混乱をしておるということだらうと思います。

そうしてまいりますと、今おつしやつたよう

な、新しい支援センターを全国で三百カ所つくるとか、都道府県に窓口をつくるとか、その総括的な元締めを国レベルでやるとか、このようなことがありますけれども、それを周知徹底するという点において欠けている面が多かつたのではないか。御指摘のように、いろいろな種類があるのですから、それを中小企業の皆さんのが御理解し、御活用なさるという点については、やや足らざるものがあつた。

島津委員も中小企業の皆さんのがいわば一つの窓

口を形成して御協力なさつておられるそうであります。私が自身も、私の事務所はある意味では相

談窓口のようなそいういう傾向もございました。そ

うして、そこに御相談いただければ、かかるべき制

度、仕組みなどを説明して、「あつせんをするよ

うなことなどもやつてきたのであります。やは

りこれらは、官を中心にして、きちんと制度立て

いくべきではないか」というふうに思います。

今私たちが考えておりますのは、それらの各種

の相談の窓口を一本化していくという意味で、ワ

シントン・サービス機能を有するセンターをつ

くっていこうといふことでありますけれども、

具体的に皆様にお示ししてまいりますけれども、

例えば、中央でございますと、ナショナル支援セ

ンターと名づけます。また、都道府県ごとの支援

拠点としてそのようなものをつくりますし、もう

一つは、市町村レベルの広域に約三百程度のサー

ビスセンターというのでしようか、支援センターを

こしらえまして、そこにお越しをいただければ

各般にわたりましてそこで対応できるといふよう

な仕組みを、ぜひ確立していきたいと思っている

ところです。

○島津委員 私は、恐らく深谷通産大臣はそのよ

うなお答えをなさるだろう、「このように思つて

おつたんですが、ちょっと申し上げさせていただ

きますと、現在、多岐にわたると申し上げたの

には、たくさんのがある、だからある意味では混

乱をしておるということだらうと思います。

そうしてまいりますと、今おつしやつたよう

な、新しい支援センターを全国で三百カ所つくる

とか、都道府県に窓口をつくるとか、その総括的

な元締めを国レベルでやるとか、このようなこと

であります。私は、そういうことはその多岐に

わたる多くの窓口をさらにふやすだけではない

か、このように思うわけであります。

今回の中小企業基本法の改正の中でも、九月の

中小企業政策審議会の答申を受けまして、指導と

いう言葉をもう削りなさい、いわゆる官から民と

して、それを受けまして基本法の中から、第十一

条で、どうか、この中から指導という言葉を削つ

た、除去したわけであります。

そうなつてきましたと、それと関連してきますい

う時代にあって、上から下に指導するというよ

うな時代ではない、だから、指導という言葉は削

りなさいといふことがこの審議会の答申であります

して、それを受けまして基本法の中から、第十一

条で、どうか、この中から指導という言葉を削つ

た、除去したわけであります。

わゆる中小企業指導法というのがありますけれど

も、これは、指導法ということでそのまま温存を

してしまつておるわけですね。ですから私は、指

導法もこれと連携をしてやはり削除し改正をして

いかなければならぬ、そのように思つておるわ

けです。

そういうなつてくると、私どもが考えますのは、行

政の機関による指導窓口ではなくて、いろいろな

経営問題が多様化する中であります。やはりこ

ういうふうな指導というものは、民間による経営

導法もこれと連携をしてやはり削除し改正をして

いかなければならぬ、そのように思つておるわ

けです。

そういうなつてくると、私どもが考えますのは、行

政の機関による指導窓口ではなくて、いろいろな

経営問題が多様化する中であります。やはりこ

ういう形が一番いいのか、何が最善なのか、それ

はさらにこれから煮詰めていきたいと思っており

ます。今まででも商工会とか商工會議所等が相談の

窓口の役割も果たしております。今度の三百の

全国の支援センターは、地方にございます財團法

人の中小企業振興会などを活用したらどうかとい

うことを一つの提案としておりますけれども、ど

ういう形が一番いいのか、何が最善なのか、それ

はさらにこれから煮詰めていきたいと思っており

ます。今まででも商工会とか商工會議所等が相談の

窓口の役割も果たしております。今度の三百の

全国の支援センターは、地方にございます財團法

保証額の貸し倒れ率を大体政府としてはどのくらいに見ていらっしゃるのか。

そしてまた、この貸し倒れによって、代位弁済をやつた場合、それが国民の皆様方にツケが回ってくる、負担が回ってくるわけでありますので、いい話ばかりではなくて、やはりその辺の問題もきちつとこの国会において国民の皆さん方に説明をした上で拡大をしていかなければならぬのではないかと思うんですが、その辺聞かせていただきたく思います。

○細田政務次官 従来、特別保証制度にかかる信用保証協会基金補助金の算出には、事故率一〇%、回収率五〇%の前提を設けて計算しております。

今般の追加に当たりまして、昨年十月に本制度が発足したとき比べましてその後の経済金融情勢が相対的に改善している、それからもう一つ、この一年間どのぐらい代位弁済率があつたかといふことを調べてみると、〇・三八%ということは比較的低位で推移しておりますので、それらを勘案いたしまして、追加保証枠十兆円のうち五兆円については事故率を八%と算出しておるわけでございます。

予算手当につきましては、特別保証制度の実施期限の一年間延長及び来年度分と合わせて十兆円の保証枠の追加に必要な予算措置といたしまします。また、ちなみにこれに加えて若干申しますと、代位弁済も、昨年、ことしの春、九月までの推移を見ますと、じわじわと実は上がつておるんですね。今、〇・三四%件数、〇・三八%金額と言つておりますのは全体の額でございますが、やはり保証をしてから時間がたつてまいりますから少しずつ上がつてしまいまして、これから金融情勢にもよりますけれども、どのくらい代位弁済が起つてくるかということはまだ予断を許さない状況でございますので、この予算措置においてかな

り高目のものを設定しておる、これで十分対応できるはずだということで計算しておるわけでござります。

○島津委員 だんだん貸し倒れ率が高くなつてきておるということですが、専門家等々のお話を聞いておる限りで、そのうち最終的に資金回収不能が五%ぐらいは最低でも見なきやいかぬだろうというような話を聞いておるわけでありまして、この辺、十分に私たちは考慮しながら対策を打つていかなければならぬのじゃなくかな、このように思つております。

いろいろありますので、中小企業問題につきましては、またあした一時間私も時間をもらつていますからやらせてもらいまして、次に、日本の鉄鋼問題につきまして質問をさせていただきたいと思います。

日本は鉄鋼貿易摩擦といいますのは長い長い歴史を持っておりまして、昭和三十年代の半ばぐらいいから既にスタートをしてきて、いろいろな問題をその都度抱えてきた、大きな日米間の経済的なトラブルの第一に挙げられるような問題ではないかというふうに思つておるわけであります。昨年からことしにかけて、日本の鉄鋼製品が立て続けにアメリカのアンチダンピング法、AD法による提訴を受けてきておるわけであります。

そういう中で、アメリカの商務省あるいはITC、国際貿易委員会等々が調査し、例えば熱延鋼板という最も汎用性の高い、最も輸出量の多いような日本の鉄鋼製品については、ことしの二月に

我が国の鉄鋼製品で提訴を受けておるものは全

部で五種類、件数にして六件。そしてまた、二〇一条提訴を含めますと、七種類の鉄鋼製品、八件の提訴を行われております。幸いなこ

WTOに反論のための提訴を行うということを決断したわけです。これについては私は高く評価をさせていただきたいと思いますが、おっとと思ひますのは、六種類も七種類も提訴を受けておきな

がら、今申し上げたような熱延鋼板一件に限つてのみWTOの提訴を決断したということで、なぜ全製品に対しても闘う姿勢を持たないのかということが一点。

それから、ちょっと申し上げにくいわけがありましたが、私はこの鉄鋼貿易摩擦について大変関心を持ち、いろいろなデータを集め、そして、通産省の担当局とも、ことしの夏以前から、いろいろな打ち合わせといいましょうか、御意見を聞いています。

口の仮決定をなされたときから、日本の鉄鋼製品には言うならばアンチダンピング課税というものが課されておるわけですね。日本の産業は大変な損害をこうむつてきておる。なのに、七月、八月になつてもなぜWTOに問題だと提訴をしないのかであります。そのときに、既に二月にクロの仮決定をなされたときから、日本の鉄鋼製品には言つたままで質問をさせていただきたいと思ひます。

その都度その都度抱えてきた、大きな日米間の経済的なトラブルの第一に挙げられるような問題ではないかといふふうに思つておるわけであります。昨年からことしにかけて、日本の鉄鋼製品が立て続けにアメリカのアンチダンピング法、AD法による提訴を受けてきておるわけあります。

それに対して、二カ月前の通産当局の皆さん方の話は、アメリカの一連の提訴というものはWTOのルールの範囲内で行われておりますので、これを提訴するわけにはいかないんです、このよう

に言つてこられた。そして、二カ月後の十月二十日には提訴に踏み切つた。この大きな方針転換といふものは、どこに根拠があつたのか。八月ごろは私たちにいいかげんなことを言つておられたのか。

○深谷国務大臣 お答えいたします。

アメリカ政府が本措置を決定したのは本年の六月のことです。以来、鉄鋼業界からの要望も踏まえて、一体WTOに提訴すべきかどうか、幸いなこ

とあります。そこで、私が就任をいたしましてからさらに検討を加えて、私の意思も含めて、去る十月二十日に抗訴に踏み切つたわけでございまして、つまり、ガット及びアンチダンピング協定に違反するという結論に達したからでございます。

それから、何種類があるのに何で熱延鋼板だけかということでございますが、他の品目についても今調査しております。その結果が出来たら提訴する場合もあり得ると思っております。現段階ではこの熱延鋼板に対する措置は間違います。つまり、ガット及びアンチダンピング協定に違反するという結論に達したからでございます。

それから、何種類があるのに何で熱延鋼板だけかということでございますが、他の品目についても今調査しております。その結果が出来たら提訴する場合もあり得ると思っております。現段階ではこの熱延鋼板に対する措置は間違います。つまり、ガット及びアンチダンピング協定に違反するという結論に達したからでございます。

それから、何種類があるのに何で熱延鋼板だけかであります。私は、WTOの整合性を十分に考えながら、アメリカ側の提訴に誤りがあり我が国が主張が正しいと考えた場合には正々堂々と提訴に踏み切つたといきたい、そんなふうに思つておられます。

○島津委員 今大臣からのお話がありまして、大臣の意思を含めて十月二十日の提訴決定になつたということは高く評価をさせていただきたいと存じます。

熱延鋼板のみの提訴であるというようなお話をございましたが、今後、例えば厚板にしても冷延鋼板にしても、もう既にことしの四月とか七月にはクロ判決の仮決定がなされてしまつて、既に日本製品はアンチダンピング課税というものをされているという状況にあるわけですから、とりあえずこれからまた研究をしてWTO提訴ということよ

りも、もっと俊敏に、日本産業育成のためにもやるべきではないかということを指摘させていただきたいたいと思います。

次の問題に行かせてもらいますが、アメリカが

やたらにこのアンチダンピング提訴というものを乱発するということに、自由貿易というものを阻害する根本的な問題がある。

深谷通産大臣は、大臣の就任のあいさつの中で、二〇〇〇年からWTOの新ラウンドの円滑な立ち上げに全力を尽しますというようなお話をされておるわけでありまして、来年度からWTO新ラウンドを迎えてくるわけであります。アンチダンピング問題というのもこの交渉分野の中に入らぬで、断固これを交渉項目に入れようとしておるわけですが、このアメリカのダンピング提訴の乱用というような問題に対し、日本が新ラウンドでどのような方針で世界にアピールをしていこうというふうに思つていらっしゃるのか、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○細田政務次官 基本方針については後ほど大臣からお答えしますが、私自身もアンチダンピング

についていろいろな経験を持っておりまして、ギルモア・スチールの厚板ダンピング調査に直接かかわったことがあります。

そうして、ダンピングが決定されますと、すべての製品輸出が完全にとまってしまうという、輸入抑制的な効果が非常に大きいものであります。

次々に広がっておりまして、この運用が輸入禁止的な措置につながるということでお、アメリカは非常事実でございます。

そして、日本としては、買い手があつて、市場が若干価格が崩れておつて、その中での商売でござりますから、若干値が下がつたり各国と競争したり、いろいろなことがある中での価格形成でござりますから、そういうものをとらえて、実際に輸入禁止措置につながるようなアンチダンピング法

制定は極めておかしいということ、今回我々が決定しました損害認定に関して、米国産業への影響が過大評価されているとか、ダンピングマージンが過大評価されている。調査手続が不公平である。

そういうことも踏まえ、断固これを提訴するとともに、これからWTO交渉では、アメリカ側は御存じのよう農業とかサービスとか特定の分野しか取り上げないというようなことも言っておるわけでありまして、このアンチダンピングの見直しというものは極めて重要な課題であります。また貿易の適正化に必要なことでございまして、断固これを交渉項目に入れようとしておるわけですが、このアメリカの制度を改善するように要望していただきたいと考えております。

○深谷国務大臣 今、細田総括政務次官から御報告申し上げたとおりであります、私の名前も御指名いただいたものでありますから、WTOのシアル会議に向けての決意だけ追加申し上げさせていただきます。

○島津委員 細田政務次官がこのような問題に対して多少専門的だと思いますので、ちょっとお聞きたいわけあります。

日は、イスのローザンヌの非公式閣僚会合に私は新たに二〇〇〇年に向けて、世界の貿易のさまざまラウンドを検討して、新ラウンドという形で立ち上げなければなりません。そのために、過

ぎ

ア

ト

ル

会

議

に

向

け

て

い

た

い

だ

き

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

いえどもやはり原子力というエネルギーは日本にとって非常に大事なエネルギーである、このようないごあいさつをなさいました。私も認識は全く同じなわけであります。

近年、動燃の事故とかいろいろな一連の不祥事件、事故の中で、原子力問題に對します国民の皆様方の不信といふものは増幅の一途をたどりておつたわであります。そこにさらに今回の考えられないような障害事故といふことになつたわけであります。ますます国民の皆さん方の原子力に対する不信といふものは募る一方である、このように思います。

そういう中で、日本のエネルギー政策の中における原子力という問題を考えてみますと、一昨年のCOP3、京都會議におきまして、日本は二〇一〇年までにCO₂排出量を九〇〇年度レベルでマイナス6%というような大変な課題を国際公約しました。そのことを実現するため、達成するために何をやるかという中で、そのキー、柱となつてきただのが原子力であります。現在五十一基稼働しているわけであります、これに加えてさらに二十基の原子力新規立地といふものを二〇一〇年までに、あと十年間でですよ、やろうといふのがいわゆる国際公約を果たすための柱となつてきておる。

多くの専門家は、とてもじゃないがこの十年で二十基立地というのはどうしたらできるんだ、半分できればやつとじやないか、そのようなことが言われている中で今回の事故でありますから、ますます立地といふものは私は困難、厳しい状況になつてくるだらうと思うんです。

そういうふうなことを踏まえて、国民に対する信頼性の回復、それからこの立地の問題につきましてどのように認識されているかということを、ちよつとお伺いしたいと思います。

○深谷國務大臣 過日の東海村の燃料加工工場の事故は、まことに残念な事故であり、極めて遺憾でござります。

実際には原子力発電所と根本的に異にしている

にもかかわらず、同じように見られて、原子力政
策に對して国民が不信を持つということは遺念な
ことであります。加工工場はウラン溶液を使って
います、原子力発電所はそんなの使つていな
い、全く違いますし、多重防護というのを原子力
発電所は最も中心に置いているわけであります
から、そういう意味では、一緒に見られたくない
う思いが正直ございます。

いずれにしても、我が国のエネルギー政策を考
える場合に、やはり安定供給を確保する、経済成
長を図る、同時に環境の保全を図る、この三つを
一緒に達成しようという考え方にしております
が、その場合にやはり原子力エネルギーに負うと
ころが悔めで大きいと私は思つて、そういう意味
ではエネルギー政策を変えるつもりはありません
ん、こう申し上げたわけでございます。

私は、そうはいつても、原子力エネルギー政策
は安全確保、国民の信頼が基本だと考えまして、
過日は電力会社の社長を全員集めました、十月の
十四日に。そして、手順書の不備あるいは偽りは
ないかというようなことについての徹底した点検
を指示いたし、また職員を電力会社に派遣して調
査するなど、そのような仕事などをさせていただ
きましたし、つい数日前は福島第二原子力発電所
を視察いたしまして、改めて私自身がこの日で
見、肌で感じた安全性確保がとられてるという
ことをマスコミにもお訴え申し上げたわけでござ
います。そして、職員を中心として、これからも
緊張感を持って、慎重の上にも慎重に対応するよ
うに徹底指導していく覚悟でございます。

過日の反省の中から、例えは原子力防災どうす
るのだ、あるいは原子炉規制法というものが不備で
あることがわかりましたから、今国会で新しい法
律をつくり、また不備なところは改正するとい
う方向でただいま科学技術庁と相談をして進めてい
るところでございます。

お話をありましたように、COP3のCO₂排
出削減目標の達成、これは原子力発電所のエネル
ギーが重要な部分を占めるわけでございますか

ら、これから予定どおり、立地地域の了解をいた
だきながら原子力発電所をつくつていかなければ
なりません。その進行上、このたびの事故は非常
に大きく影響すると思ひますけれども、原子力發
電所及び原子力エネルギーの重要性、安全性とい
うものをこれからしっかりと国民の皆さんにわかつ
ら、そういう意味では、一緒に見られたくない
う思いが正直ございます。

それにしても、我が国のエネルギー政策を考
える場合に、やはり安定供給を確保する、経済成
長を図る、同時に環境の保全を図る、この三つを
一緒に達成しようという考え方にしております
が、その場合にやはり原子力エネルギーに負うと
ころが悔めで大きいと私は思つて、そういう意味
ではエネルギー政策を変えるつもりはありません
ん、こう申し上げたわけでございます。

私は、そうはいつても、原子力エネルギー政策
は安全確保、国民の信頼が基本だと考えまして、
過日は電力会社の社長を全員集めました、十月の
十四日に。そして、手順書の不備あるいは偽りは
ないかというようなことについての徹底した点検
を指示いたし、また職員を電力会社に派遣して調
査するなど、そのような仕事などをさせていただ
きましたし、つい数日前は福島第二原子力発電所
を視察いたしまして、改めて私自身がこの日で
見、肌で感じた安全性確保がとられてるという
ことをマスコミにもお訴え申し上げたわけでござ
います。そして、職員を中心として、これからも
緊張感を持って、慎重の上にも慎重に対応するよ
うに徹底指導していく覚悟でございます。

過日の反省の中から、例えは原子力防災どうす
るのだ、あるいは原子炉規制法というものが不備で
あることがわかりましたから、今国会で新しい法
律をつくり、また不備なところは改正するとい
う方向でただいま科学技術庁と相談をして進めてい
るところでございます。

お話をありましたように、COP3のCO₂排
出削減目標の達成、これは原子力発電所のエネル
ギーが重要な部分を占めるわけでございますか

厳しい立地の状況にあるわけでありますから、こ
ういう電源三法見直し、交付金制度の見直しとい
うことを見直さなければいけないじやないですかと
いうことをやらなければいけないじやないですかと
いうことを申上げました。

そのときに堀内通産大臣は、ぜひ積極的に見直
させていただきますというお話をいただきまし
て、私はずっと見てまいつたんですけど、全然見直
しがスタートしていないと考えて
おります。

ですから、言い放しではよくないわけであり
まして、まさに東海村のこういう事故が起つた
ことを契機に、私はそろそろお約束を実行に移す
ときではないか、このように思うんですが、御
答弁をお願いしたいと思います。

○細田政務次官 島津委員には大変いい御質問を
いただきました。
と申しますのも、私は小選挙区が島根原子力發
電所一、二号機を持っておりまして、さらにこれ
から三号機の電調審に入るわけでございます。そ
ういった中であのような事故が起きましたことを
大変遺憾に感じておりますが、むしろこれまで
議員の立場で通産省に対していろいろな要求をし
ておつたようなことでござりますので、この問
題、いささか詳しく勉強しております。確かに項
目的には幾つもありますが、大半は小さな行政目
的に充てられるものでございまして、大きな柱と
いうのは大体五本柱になつております。
ただ、お話をありましたように、原子力発電施
設等周辺地域交付金と電力移出県等交付金を廃止
統合して電源立地特別交付金を創設するとか、拡
充あるいは統合を図つておりますことをまず申
上げますとともに、もう一つ大きく違つております
のは、私は島根原発について、では地元でどの
ぐらい交付金が拡充されたのかを個別に出せと
言つて出させたことがあります。それによります
と、一、二号機にかかるものは、稼働後のもの
も含めて、十七年間かかる一百六十六億円ほどの
交付金を出しておられます。ところが、現在の枠組
みでは、税金が少し大きくなつて特別会計がふえ

た、交付金の単価もふえるというようなことで、最初の十年間に四百二十億、後の十年間で二百二十億と、概算で四倍に上る交付金の充実が行われている。

そのほかに、工業団地などへの企業誘致で電力料金を半分にしようとかさまざまな措置を講じられておりますが、あと残りますのは、やはり公共事業等をもつと地元にプラスになつてもらえるようには国としてもやつていかなきやならないな、これはむしろ自民党の方で議論しておつたわけでございませんけれども。

そういうことももちろんをやってまいりませんと、いわゆる住民対策、説得あるいは説明といふものばかりに、隣接、隣々接の問題も含めまして十分地元対策を講じていかなければ非常に難しい状況にありますから、我々も原発立地県選出議員として共感するところが多いわけでございます。

○島津委員 細田総括政務次官という強い味方を得まして、期待をさせてもらいたいわけでありましが、もう一度繰り返しますと、先ほど申し上げたような交付金の整理統合、さらには、立地自治体が強く要望しておる、かなり自由に使える交付金の見直し。そういう見直しについて二年間たなざらしくなつておつたんですが、深谷通産大臣あるいは細田総括政務次官、その時代に、今までたなざらしくなつておつた問題を、深谷、細田、こどもに努力したいと思います。

○深谷国務大臣 大臣がお約束したことについて履行していないことは甚だ申しわけないことをあります。

大臣、さきの通常国会で最も大きな法案、そしてこの一、二年の中を通産所管の最も大きな問題については、大店立地法の見直しあるいは電気事業法の見直し、これは海外の自由化に日本も対応

しなければならないというようなことで、通常国会におきまして大幅な電気事業法の見直しが行われて、来年の三月から二八%の部分自由化というのがスタートをしてくるわけであります。

そのほかに、工業団地などへの企業誘致で電力料金を半分にしようとかさまざまな措置を講じられておりますが、あと残りますのは、やはり公共事業等をもつと地元にプラスになつてもらえるようには国としてもやつていかなきやならないな、これはむしろ自民党の方で議論しておつたわけでございませんけれども。

そういうことももちろんをやってまいりませんと、いわゆる住民対策、説得あるいは説明といふものばかりに、隣接、隣々接の問題も含めまして十分地元対策を講じていかなければ非常に難しい状況にありますから、我々も原発立地県選出議員として共感するところが多いわけでございます。

○島津委員 細田総括政務次官という強い味方を得まして、期待をさせてもらいたいわけであります。

しなければならないというようなことで、通常国会におきまして大幅な電気事業法の見直しが行われて、来年の三月から二八%の部分自由化というのがスタートをしてくるわけであります。

この問題について最後にちょっと触れさせてもらいたいのですが、諸外国におきましては急進的な改革というのがどんどん進んでおります。しかしその反面、供給安定度といいましょうか信頼度は、大変損なわれている。言うならば、停電が非常にふえてしまっておつて、事故の発生が非常に多い。しかし、日本はほとんど無停電体制が当たり前だというような状況がありまして、日本の改革はそのバランスが大事だ、こう思うわけであります。

○深谷国務大臣 島津委員のお話を承りながら、私は胸を熱くしております。

大きな問題を抱えた通産行政、ぜひ思い切り役割を果たしていただきたいということをお祈り申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○深谷国務大臣 島津委員のお話を承りながら、私は胸を熱くしております。

は決してよくなつていい、そういう見立てをちゃんとしていかないと、大変な大きな失敗をするのではないかというふうに思つてます。

いわば、患者さんを診た場合に、これはどんな薬を使つた方がいいか、これは手術をしなきやだめだ、いやちょっとこの注射を打つて治つちゃう、そういう面では景気の見立てが大事なんですが、深谷通産大臣、その辺のまず景気の見立てからお聞きいたしたいと思います。

○深谷国務大臣 中山委員といつも地元で議論しているのですが、国会で改めて議論をする機会を得て、そういう現実ではないかという御指摘でございます。

まず、冒頭の質問でございますが、大臣として景気の見通しについて明るみが増してきた、景気は緩やかな改善が続いていると言つたことに対し、そういう現実ではないかという御指摘でございます。

○深谷国務大臣 中山委員といつも地元で議論しているのですが、国会で改めて議論をする機会を得て、そういう現実ではないかという御指摘でございます。

まず、冒頭の質問でございますが、大臣として景気の見通しについて明るみが増してきた、景気は緩やかな改善が続いていると言つたことに対し、そういう現実ではないかという御指摘でございます。

○深谷国務大臣 中山委員といつも地元で議論しているのですが、国会で改めて議論をする機会を得て、そういう現実ではないかという御指摘でございます。

はどうだ、こう聞きましたところ、緩やかではあるが上向いているという話だったんですね。そこで、私どもいろいろな施策を練つて言いましたけれども、緩やかに上がつてているのでというような答弁で、なかなか新しい政策が使われなかつた。しかし、外国ではもう既に、日本の政策は何だ、ツーレート・ツーリトル、常に言われてきたわけですね。そして三月になつて、やはりあれは間違いで、景気は下方修正をする、こういうふうになつたんですね。

そういう面では、今景気は明るみを増していると言いますが、もしこの見立てを間違つと日本はどん底までいってしまう、このように思うんです。が、経済企画庁長官はいかがでしようか。○堺屋国務大臣 御指摘のよう、一九九七年のときにはまさしく景気の判断を大きく誤つて、そこで財政再建を優先いたしまして引き締め政策をとつたというのが大きな痛手になつてゐる、これは去年以来私も言ひ続けておるところでござります。

それで、現在の景気状況でござりますけれども、依然として非常に厳しい状況であるということは、私どもの報告、月例報告でも繰り返して申しておりますが、去年の今ころに比べると幾らか回復しているところもある。もちろんこれは業種により規模によりいろいろと差がございますので一概に言えませんけれども、去年の緊急経済対策、それから減税政策等が幾分効果を發揮いたしまして、GDPの方は少しよくなつてきました。また、景状態といたしましても大企業あたりではよくなつておりますし、貸し渋りその他、金融関係でも幾らかよくなつてゐる。

しかし、依然として厳しい情勢でございますので、その認識に立つて、政府いたしましては目下経済新生対策を練つておりますし、近く第二次補正予算も提案させていただこうかと考えていて次第でござります。

○中山義委員 昨年の暮れから安定化資金としで中小企業にいろいろ資金がつき込まれて、多く

の皆さんのが助かつたということを言つておりますが、実はこの不況を招いた原因は何だ、こういう分析がいつもなされでないと思うんですね。

九四年に金融引き締めをやって、それからずっと悪くなつて、何とか九六年に景気が持ち直しました。いわゆるスロットルをどんどん吹かしてエンジン全開で来たところを急にブレーキを踏んだ、これが九七年だと思うんですね。その前でも同じようなことを繰り返しているんだと思うんですね。

ですから、中小企業にしてみれば、実際、二十兆円を充ててくれたのはありがたかったけれども、景気を悪くしたのはだれだ、そういう責任もとれというのが普通だと思いますが、まあまあ二十兆円やつてもらったので何とか息をついた。しかし、いつもこういう失敗を繰り返していますと、必ずどんどん借金がふえていってしまう、こういうことですから、当然いつかは構造改革をしていかなきやならない。つまり、構造改革をする、そしてまた今度は金融緩和をしていつたり、公共事業だ何だかんだばらまく、その繰り返しをずっとこの十年ぐらいやつてきたのじやないかと思うんですね。

実は、通産省の書いている、これは深谷先生も書いていますが、通産ジャーナル、これに書いてあるんですけれども、バブルが終わつてからこの十年間は何だつたのか、常に同じことを繰り返してきましたというんですね。つまり、スロットルを踏んで、公共事業またはいろいろな金融政策を緩和していく。しかし、その後に必ず金融引き締めをやつていて。同じことをずっと繰り返してきたんですよ、この十年。だから、ここは本当に何をやつたらいいのか。つまり、構造改革、そして金融緩和であるとか公共事業、この辺がどうも一体にならないといけないんじゃないじやないかと思うんですね。

今までただモルヒネを打つてきた、またはブドウ糖を打つてきた、しかし本当の意味での構造改革をしていかなかった、こういうことで今になつた

てしまったと思うんですが、ちょっと考えてもらいますと、例えば今やつてある産業活性化法案、これはどんどんリストラを進めているじゃありませんか。しかし同時に、政府は雇用対策などいつて、この間も何千萬か地方自治体にやつてもらおう。こんなちぐはぐをずっと繰り返しているんですね。

私は、この辺の矛盾が解消されない限り、いつまでやつても日本はだんだん借金だけふえていく、そういう状況だと思うんですが、通産大臣と経済企画庁長官、それぞれ御答弁をいただきたいと思います。

○堺屋国務大臣 御指摘のとおり、九〇年代に入りましてバブルが崩壊してから、日本経済は大変厳しい状況が続いております。御指摘のとおり、転じたところ、九七年の後半から九八年、昨年にかけて大幅な下落をした、こういう状況でござります。

小湖内閣は、発足いたしまして、まずどこに問題があるのか縦密に考えました。その第一は、やはり金融問題にある。バブル崩壊以来、土地、株式に融資したものが焦げつきまして、金融機関が非常に傷んでいる。これが貸し渋りになり貸しがしになり、一般の企業経営をも大きく圧迫しているというので、まずこの点を打ち切らなきやいけない。それで、中小企業に対しましては、二兆円の特別保証枠以下いろいろな政策をとりました。

そして、金融機関に対しても、それまではできるだけ金融機関を温存しようという政策をとつてまいりまして、いわゆる護送船団方式をとつてたのを大胆に改革いたしまして、そして、不良銀行は市場から退場していくなど、このことを敏感に民間の方も受けさせていただいて、金融の再編

が進んでおります。これで金融の方は少しましになつたかと思います。

次に、第二番目の問題は、需要不足でござります。これは、バブルの時代に大変過剰な投資をして、一方では公共事業を始めといたします需要拡大政策、他方におきましては減税政策をとりまして、需要の拡大をした。

そして、三番目にはやはり雇用問題でございまして、雇用対策といたしましてかなり大きな予算、スキームをつくり、また、ことしも第一次補正予算によつて雇用を中心とした対策をとつてまいりました。こういう構造問題に入りまして改革していくかなきやいけない。

今度の経済新生政策では、一方において景気対策を行うと同時に、他方におきましてはやはり日本経済全体を構造改革いたしまして、新しい中小企業、ベンチャーカンパニーが起るようになさり難い、新しい技術開発が起るようになさり難い、景気を回復するための需要をつけることと構造改革することを、両方一緒に進めようといけない。景気を回復するための需要をつけることと構造改革することを、両方一緒に進めようといけない。この一年三ヶ月、小湖内閣ができましてからの政策は、外國からも、ツーリート・ツーリトルじゃなしに、ツーピック・ツーファストじやないかと言われるぐらい大胆な政策をとつてきましたが、これでござります。

○深谷国務大臣 先ほど産業活力再生法の問題について触れられたわけですが、私どもは、この産業活力再生法をリストラ支援というふうには全く受けとめていないのであります。人的なあるいは物的な資源が効率の悪いところにあつたのを大胆に改革いたしまして、そして、不良銀行は市場から退場していくなど、このことは中長期的に見たら効果をあらわすであらう、こう考へてゐるわけでござります。

一方、これはあくまでも中長期的な発想でござ

いますが、当面の景気回復や山積している問題を解決するというような点からまいりますと、やはり、中小企業の活性化を図るとか、あるいは経済対策に今堺屋長官が言われたような補正予算の措置をするとか、そういうことがとても大事でございまして、そういう二通りの角度から、中長期的な対策、現実の対策をあわせて進めていこうという考え方でございます。そして、そのことは構造改革を行う背景、環境というものをつくり上げるものだと理解しております。

性、この辺についてはやはり言及して、もうちょっととしつかりした答弁をいただきたいと思います。

○堺屋国務大臣 過去十年間、いろいろな政権ができまして、いろいろな政策がとられたのです。が、その間に整合性がなかつたんじゃないかといふ御指摘ですが、後から思えばいろいろとそういう点もございました。例えば、九〇年代の前半に金融問題を片づければよかつたのに先送りしてしまったということもございました。

最近は日債銀と長銀だけだつて予想されるのは七兆円以上でしよう。

こういう本があるんですよ。私はこれを自分のお金で買ったんですが、村上龍の、これで何が買える。この本を見ますと、いかにお金がむだ遣いされているか。それと同時に、國民が、例えば七兆円というのはどのくらいの金か理解していないんですよ。六千八百億円のときは、赤ん坊からお年寄りまで一人五千五百円ですよ。そうすると、七兆円ということは、人大体七万ぐらいですか

きの六十兆の枠組みでございました。再生化、健全化をさせるということによって最終的な国民の負担ができるだけ切り詰めるという体制をとつたのも、そういう考えに立ってでございます。
ところが、にもかわらず、中小企業に対しても貸し渋りが非常に多かったです。私は去年から自民党の総務会長を務めておりましたが、銀行協会の皆さんに何回となくおいでをいただいて、何回か激怒したことがあるのであります。我々は国民の皆さんの批判に耐えながら、しかし金融健全化とい

○中山(義)委員 今中長期的な方策と言いましてが、それをやつてゐる間に国民の皆さんは苦しむくなる、非常に大変だ。そうすると、今回みたいに選挙が近いと選挙目当てでばらまいてしまうということを繰り返していたのでは、ちつとも構造改革になつていかないと思は思ふんですね。

ところで、今日私どものところであります政策は、一方において、景気を振興する。そのためには、需要を上積みしなければいけないので、今財政がかなり大きな赤字にもかかわらず、公共事業をやり、減税をやつて需要を喚起しております。そして、他方におきましては、より効率的な経済を持つ

ね、そうすると 四人家族たゞたら一十八万円ですか。こういうお金を使つてゐるということをもつと国民が知つたら怒りますよ。

うのは大事だからといふので頑張つているのに、
なお貸し渋りが横行するといふことはけしからぬ、
できる限りの努力をせよということで銀行協
会には何度も申し入れたのでござります。

私は 中小企業にいつももしか寄せか行くといふのをよく見ているんですが、例えば川がはんらんして家が流れちゃった、これは国家賠償はでりますね。だけれども、中小企業がつぶれた場合、政府が景気を悪くして どん底まで持つていて、自殺をした、そういう場合にだれが補償するんだ。結局はそこは自己責任ですよ、こういう言い方をするのであれば、私はちょっと間違っていると思うんですね。やはり、十年間の間違いとうものはもつと反省していただき、しっかりととした教訓のもとに次の政策を打ち立ててもらわなきゃ困ると思うんです。

また同じような、今の、私たちに言わせれば里斯

くる。今度の御審議いただきます中小企業法案も、そうでございまして、いろいろな面でそういうよう、りダイナミックな日本経済の再建をしていこう。これは決して整合性のないものはございませんで、いろいろな面で、一方で景気を支えながら他方で構造改革をし、また、リストラというのは言葉が悪いかもしませんが、産業の競争力を強めるためには、ある程度の労働力の効率的な配分を考えなきゃいけない。そのためには、一方において、新しい産業を起こす、新しい起業、業を起こす人たちを助けていく、そういう政策もどちらかやいけない。こういうことをいろいろと考えて、可能な限り整合性のある政策をとつておるつ

ちやう、たけれども、何で銀行だけが七兆円などか何だと、それも、長銀の場合は半年ぐらいたくしたためにこんなにふえちやつたとか、一年おくれたらこんなにふえちやつた。過去の、今までの経緯、今までのやつてきた歴史、こういうものに反省が全然ないんですね。同じことを繰り返している。

ですから、さつきから言っているように、また同じことを繰り返して借金ばかりふえちやんじやないか、こういう心配を私は指摘しているのですが、通産大臣、ひとつその辺、下町の我々の太陽ですから、中小企業の立場に立ってお話をいだきたい。

中小企業に対する「十北四」という保証協会の融資というものをつくり上げてまいつたのであります。す。今までにない思い切った対応であります。それで、そのことについては、委員も御指摘のように、一息ついたという声が私たちの耳にも入つてきているわけであります。

しかし、それで事足りたというわけではあります。せん。一層中小企業の皆さんのが頑張るために何をしたらいいか、そこをしっかりと踏まえて対策をとっていくことが私たちのお役目だと思つていま。す。そういう意味では、今までのさまざまな問題についての反省は反省としながら、新しい時代を築こうと必死で今頑張っている最中でございま

トラ法案だ。こういうふうに言つたんですが、どんどんやめさせている。やめた人は購買力がなくなっていくわけですね。大きなマクロ経済からいえば、さつき言った需要を喚起しているどころか、本当に先行き不安でどんどんお金を使わなくなる。それからまた、介護保険の問題、健康保険、いろいろな面で老後の不安が出てきますね。老後が不安だからお金を使わないという状況をどんどんつくっちゃつていいんじゃないでしょうか。そういう面ではもう一度、先ほどの政策の整合

○中山(義)委員 いや、それが今までの反省に基
づいてそういうふうにやっているのならいいです
よ。例えば昨今見ても、私どもは、住専の問題で
六千八百億円、これはもう絶対税金を投入するこ
とは反対をしてまいりました。小池先生も同じだ
と思うのですが、その当時は新進党で私たちやつ
ていましたから、国会にわざわざ激励に来ました
よ。ところが、最近はもう一兆、二兆、三兆、豆
腐じやあるいは豆腐じやあるまいし、だんだんふえていつちやう。

○深谷国務大臣　今までの歩みを振り返つてまいりまして、あのバブルのときは一体何だったんだと怒りにも似た思いの反省を私たちは持つています。

しかし、そのバブル崩壊後に金融機関が多額の不良債務を抱えてにつちもさつちも動かなくななる、言うなれば体の血液の流れがとまってしまふ、そういうことになるといよいよもつてだめになるということから、金融機関を再生させる、健全化させる、そういうことに全力を注いだのがさす。

○中山(義)委員 企画庁長官、私はちょっとと思うんですが、いつも、中小企業に対する貸し渋りが大変だ、中小企業が大変だ、それをうまく利用して、結局は銀行に資本注入したりなんかしている。中小企業を助けるために七兆円資本注入するんだとか、いつも中小企業はそうやって使われちゃっているんですよ。今回、中小企業のための国会であるという認識からいえば、本当に何かあったときに一番被害が多いのは中小企業なんです。

すよ。

例えば、中小企業保護から育成、こんな生意気な言葉は使わないでくださいよ。今まで中小企業が保護されたことがありますか。農村へ行ってくださいよ、農村。私は都会の人間ですから、もし農村の皆さん方が文句があるんでしたら、これは本当にそのとおりだと思います。ただ、私は、農業ぐらい、同じくらい恵まれたいということを言っているんで、都会から税金集めて地方へどんどん行く、農道空港ができたりどんどん使う。しかし、都会の中企業は保護なんかされたことはありません。そういう面では保護という認識はつてもらいたい。

私どもは、中小企業はみんな生きていますよ。私も今は会へきのう行つたら、小上がりで飯食つているんですよ、昼行くと。それで、御飯食べながら、中山さん何ですかと来るんだから。そういう、けなげに、本当に生業として、なりわいとして商売やっているのが中小企業ですよ。

だけれども、今言つたように、中小企業の人の融資が大変だから資本注入するんだ、銀行がつぶれると大変だ、貸し渋り対策だと言ふんだけれども、結果的には銀行を喜ばせているような形のものが随分多いです。その辺、そういう感覚を持ちませんか。

○深谷国務大臣 堀長官からの御答弁もありま

すが、前段の部分について私が申し上げたいと思ひます。

本当に、あなたと同じような地域に住んでいて、先ほど申したように、中小企業の皆さんがどんなに御苦勞なさつてあるか、痛いくらいに私どもはわかっているのです。ですから、保護

では中小企業というのは基本法で画一的にとらえ

ていました。それではきめ細かな対策はできないう、こう思うわけでありまして、そういう意味では、私たちは中小企業を多面的にとらえて、何が言ぞれの分野で必要かということを皆さんと一緒に考えていくべきだと思っております。

○堺屋国務大臣 御指摘のように、中小企業を救

うという名目で銀行にお金が注ぎ込まれたとい

うような形になつてゐるわけあります。経済の

血液である資金を循環させる銀行がとまる、や

はり中小企業も大企業も一般市民もみんな困るん

です。

それで、では銀行は反省していないかという御指摘でございますが、確かにあの住専のとき、そ

れからそのときには幾つか信用組合みたいなものが

ありました。そこは銀行は非常に高みの見

物みたいなところがありまして、みずからは血を

流れなかつた。ところが、今回は御存じのように

銀行も吸収合併、あるいは大きな銀行が合併する

とか、かなり我々も激しく市場経済を迫りまし

て、銀行にも反省をしていただき、また、一部に

はそれで司直の手が入つたところもございます。

そういう意味では、数年前の銀行対策とこの一年

半の銀行対策とはかなり違つてきていると思いま

す。そういうことが構造改革につながつて、そし

て中小企業がよくなつていく。

私は先生と違いました、大阪の中小企業のこ

ろに生まれ育つたのでござりますけれども、状況

は同じだと思いますが、中小企業を十把一からげ

ても同じ失敗を繰り返す、このように思つてたつ

て、ですから、今の再生法案については、前の通

産大臣も言つてしまつたけれども、やはり外国との競争に日本が強くならなきやいかぬ。

私は、こう思うのですよ。日本が貿易黒字があ

った。ふえたけれども、日本の国民は幸せになりましたが、貿易黒字がふえて。アメリカの方は貿易赤字がどんどんふえているのに何で景気がいいん

ですか。こんな基本的なところもしつかり国民に

政府は理解させなきやだめですよ。

了

たとしても、それは何ら国民の生活につながつて

こない。これは何ででしようか。恐らく日本はア

メリカの金融商品を買わされているんじやないで

すか、金融商品を。ということは、日本はある意

味では貿易赤字なんですよ。もっと根本の、本質

をやはり政治の中で論議していかないと、私はこ

の国は救われないとと思うのです。

中小企業の問題ですが、日本が救われるか救わ

れないか、大事なときなんですね。それで、もう

ちょっとわかりやすく、こういう本が出たとい

うのは国民に全部開示しろということなんですよ。

中小企業の問題ですが、日本が救つたこの金

はどこから出ているんだ、そういう面もぜひ説明

をいただかないとわからない。はつきり言つて、

これはテレビはあれしていいかもしません

が、やはり国民の前でもっと明らかに説明して

もらわないと、国民はわかりませんよ。

○堺屋国務大臣 この金融問題につきましては、

昨年就任して以来テレビに五十回ぐらい出演いた

しました。いろいろと御理解をいただき努力をい

たしました。

おっしゃるよう

に、大変巨額のお金が金融機関

に注入されている。

その中には預金保険の問題も

ござりますれば、公的資金を投入して、銀行が立

ち直つたらこれがまた戻つてくるというのもござ

いますけれども、とにかく大変なお金

を注入いた

しまして、金融システムのリスクを

回避するために使いました。

事実、去年の秋、金融機関が傷んでいるときに

は中小企業の方々の倒産あるいは自殺というよう

な悲しい事件もたくさんございまして、金融の問

題というものは大変な問題でした。これは仰せのよ

うに、単にお金をばらまいて金融機関を救つてい

るだけではございませんで、金融システムの改革

には非常に力を注いでおります。

また、低金利につきまして御質問がございまし

たけれども、低金利は、確かに預金者にとりまし

ては収入が、金利収入が減ります。ところが、現

は意見の分かれるところでござります。

○中山(義)委員 今いみじくも大臣が言つたように、次の月から返しているのが九九・何%。銀行はしつかりしているんですよ。取れるところしか貸さないんです。それが銀行なんですよ。幾ら税金をつぎ込んだって、銀行はそういうところなんです。

だから、我々が言つているのは、やはり新しい基準で貸す手だけをつくつていかなきやいけない。これは一つはエンゼル税制の問題もありますよ。私は、何も代位弁済を恐れないで貸せ貸せとか、そう言つているんじゃないんですよ。新しい基準がないとこれ以上は伸びないんじやないかと思つているんです。

現実に、私、うちの地域を調べました、ある信用金庫の。そうしたら、ほとんどがもう保証枠を使っているんですね。これは、通産大臣よくわかつているとおり、朝日信用金庫さんとか、地元で仲のいい銀行にちゃんと聞いてみても、ほとんど保証枠を使っているとやうんですよ。

だから、新たな貸出基準、そういうものをやはり考えていいかないと、なかなか十兆円というのをうまく回つていかないとなんじやないか。せつかく国が温かい気持ちで中小企業のためにやつても、なかなか厳しいんじやないかということを言つていいんです。銀行が貸す場合は、次の月から返済しないと、取りつけられないようになりますよ。それが銀行ですよ。だから、我々もうちよつと一

歩先へ行つて、本当に将来性のある人にお金を貸すシステムをこれから構築してください。これはす望です。

これは、先ほど中小企業の団体からもいろいろ
言われてきたんです。それか、五千万円の枠を八
千万円に変えますとか、こういうふうに聞かれ
るんですよ。それは無理ですよ、そういうことを
しちやつたらモラルハザードは大きくなっちゃ
う、我々はこういうことも言つているんです。で
すから、無責任なことを言つてはいるんじゃない
だけれども、皆さんが本当にやる気のあるところ

にお金が行くよう」というシステムを構築していく

ださい、こういうお願ひをしているんです。
それから、中小企業の問題というのはほとんど
都市問題なんです。都心の人たちは、固定資産税
が上がっていい、売り上げが伸びなくたって固定
資産税はずつと上がってきた、だから追い出され
ちゃうわけですよ。相続税もそうです。ここは本

本当に通産大臣にお願いして、通産大臣のその迫力で、何としても固定資産税の改定、もつと本当に地元の人が納得するような税法に変えていく。相続税もそうです。

私はさつきから言っているように、中小企業の人々に言わせれば、おれたちには保護なんかされたことないと堂々と言っていますよ、みんな一生懸命

生きてきたんだと、あのいろは会の商店街の人でも、前にホームレスが寝たりなんかしているんですよ、本当に商売大変だと思う。それでも頑張ってみんなやっているわけですね。だから、そういう人たちのためにも、ひとつ新たな方法を考えていいただきたい。

また、もう一つは今言つた、中小企業の問題と、いうのはあわせて都市問題だ。過密の中において、または空気の悪いところにおいて、いろいろな問題があるんですよ。だから、我々が言つているのは、首都機能移転なんか絶対に反対なんですねけれども、本当にこういう我々の首都にお金を投げ込むんだ方が絶対に経済波及効果があるんですよ。人がいなくなるところよりも、人がいるところにもっと

いろいろな予算を使つてもらいたい。
ですから、そういう面では中小企業対策といふ
のはいろいろな意味があると思うんですが、もつ
と効率よく中小企業にお金を持つてきてもらいたい
い。それは必ず経済波及効果があると思います。
都會の中小企業が大変苦労しているという現実を
もう一度よく考えてもらいたい。

ていますよ、環状線なんか。本当はこれができれ

は、今東京都内では時速十八キロでしか車は走ねないんですよ。これが二十五キロ、三十キロになればどんどん経済波及効果が上がりますよ。それだけだって十兆円ぐらいあると言われているんでですから。そういう面での、どこに公共事業をやらたら経済波及効果があるか。それが新規性、期待

性じやないでしようか、長官。

今回、経済審査会では、本當に都会の方々が少しでもなつておられるところを、時限を切つて、目標年次を定めて解消してもらいたい、大都会の方々は東京

でも太陽でもそういう主張をされますか 実際問題で
題、土地買収が難しいとか環境問題があるとかで
なかなか進まないところがあるんですね。
だから、いろいろなところを手をつけたままで
置いておくのではなくに、全国で千ヵ所ぐらいの
ところを集中的にやつていただき、とにかく一

年くらいの間にネックを解消するよう努め、目標年次を明確にしてやってもらいたいということです。今建設省等にもお願いしているところでございま

する、これがやはり一番経済波及効果があると田
うんですね。

そういう面で、新規とか新しいもの、期待性、
こういうものに関しては、やはり、都市の中にい
るいろいろな人たちがいて、中小企業がみんな苦しく
ていて、しかも過密の中に人が住んでいる、これ
を考えていたときまして、どこに投げたら一番経
済波及性があるか、これをしっかりと考
えていただきたいと思うんです。
それともう一つは、小売とか製造業からサービ
ス業にかえていくということも、これは仕事の転

換だと思うんですね。
→慶次良の問題。

介護保障の問題 今回いろいろな保障制度がおこなわれて、税金でやるとか、介護保険制度じやなくして介護制度にするなんて言つてはいるようですが、やはりこういうことがあります。業者の人たちは、新しいサービス業を要する人に人を派遣するこの新しいサービス業に二の足を踏んで、また、業者も

がこうやつてつまずいたことは、製造業や小売から介護保険へといろいろゆるサービス業に転換をしていくこの大切な時期を私は失ったと思いますよ。

産大臣、それと長官、一言ずつ。新規事業ですよ、これは本当の。

サービスその他のいろいろな雇用企業のチャンスがふえたはずのところ、それが余り伸びないんじゃないか、何で各家庭にお金を支払うのかどうかのような批判もあると私は思います。

私は、四月の実施は、そのまま実施されるわ
ですから、その点は支障はないんだと思いま
すが、そういった点があると思いますので一言申
ますと、私の選挙区は日本一高齢化して、高齢化す

率二三%の島根県でありまして、余り自慢にもならないのですござりますが、ただ、一番介護の問題について詳しく、深く取り組んでおるのでござります。

例えば、我が島根県は、在宅の中の要介護高齢者が二万五千人おりまして、全員調べました。けれどもが昨年度予算で全員調べたところ、施設を利用することができない人が一万三千人もおりまして、それがほとんど家庭介護。配偶者が四二%子供が二割、子供の配偶者、お嫁さんが三三%といふうに家庭介護をやつておつて、その人たま

がホームヘルパーの三級の研修を受け、六千名もの方が研修を受けているということで、地域を挙げて高齢者を守つていこう、そのためには家庭介護というものは大事である、したがつて、その労に報いなきやならない。

ところが、大都会で行われている議論はそれに対して反面的でありまして、悪いものが出るんじやないか、お嫁さんいじめがあるんじやないか、あるいは年寄りいじめがあるんじやないかといふいわば性悪説に立ちながら、家庭介護を位置づけることに反対の方がいらっしゃいますが、地方においては、むしろ性善説に立たざるを得ない実態にありますし、それだけの人を施設に入れることはできにくいということがありますので、今回のような弊組みが必要なのでございます。

したがつて、大都会の場合、地方の場合とそれとの立場が違いますし、今まで施設に入っている人もいますけれども、それも何らかの措置が必要でしょ。そういつたあらゆる措置を実態に応じて考えていかなければいけないということがございまして。それが受けている人でも、本当は要らない人、出なきやらない人は出なくていいというふうにしますし、今までデイサービス、在宅サービスを受けている人でも、本当は要らない人もいりますけれども、それも何らかの措置が必要でしょ。そういうたあらゆる措置を実態に応じて考えていかなければいけないということがございまして。大都会の場合、地方の場合とそれとの立場が違いますし、今まで施設に入っている人もいますけれども、それも何らかの措置が必要でしょ。そういうたあらゆる措置を実態に応じて考えていかなければいけないといふこと。

そういう大都会で介護サービスを新規で始めようといふような人については、いろいろな融資制度、新規開業者経営改善貸し付けとか経営技術診断助言事業とかいろいろありますので、それは大いに使つていただき。しかし、これは途中経過的なものでござりますから、地方と都市がバランスのとれた政策をとつていくべきであると思つておりますので、念のため申し上げます。

○中山(義)委員 大変しつかり御理解をされてい

るのですが、本当に、介護というのは、やはり

これはサービスを保険で買う制度だつたと思う

ですよ。サービスを保険で買うわけですね。買う

といふ人が、買う権利があると。ですから、単価が

幾らと出たわけですね。そして、そ

ういう人たちには、派遣の、人材を派遣するとい

ることで一生懸命そうやつて勉強してきただけでありますけれども、ここへ来てそういう目標が崩れてしまいますと、今商売をやつてゐる人は、やはり投資をしてやつてゐるわけですから、一ヶ月でも二ヶ月でもはつきりしなかつたら前へ進めませんよ。

だから、皆さんに考えたことを政策担当者が出

てきて急にがたがた変えるということは、やはり

日本の経済を根幹から揺るがすという可能性があ

るんですよ。何兆円の産業ですから、介護とい

ういう面で、私どもは、ちゃんとした

サービスを受けるためにも、介護保険は絶対に当

初の方法でやつてもらいたい、見えるのは困る

よ、こういうことを指摘しているんです。

それから、先ほど来、リストラそのものが、こ

こをやめてもこつちに移すんだという話がありま

したが、一つちょっと、石原慎太郎さんがこうい

うふうに言いましたね。職員を一割カットするな

らば、給料を一割カットした方が、みんな稼い

でいく、みんなで力を合わせてやつていく。つま

り、東京都の場合二十万人以上ますから、一割

といつたら二万人ですね。それよりも一割給料を

カットした方がいいだろう、こういう話をされた

んですが、それぞれ通産大臣と長官に、賃金カッ

トか、それとも首切りか、お二人にちょっと易し

さを聞こうと思つて。答弁をしてください。

○深谷国務大臣 ただいまの御質問に対する

正直申し上げますと、なかなか答えようがないん

であります。といひますのは、企業の雇用のあり

方といひますのは、これは労使関係で決めるべきこと

です。お二人とも首切りか、お二人にちょっと易し

さを聞こうと思つて。答弁をしてください。

○深谷国務大臣 ただいまの御質問に対する

正直申し上げますと、なかなか答えようがないん

であります。といひますのは、企業の雇用のあり

方といひますのは、これは労使関係で決めるべきこと

です。お二人とも首切りか、お二人にちょっと易し

さを聞こうと思つて。答弁をしてください。

○深谷国務大臣 お答えいたしますが、私が申

ておりますのは、指標としての大企業と中小企業

との格差というのは私はまだあると思ってい

ています。数字で見ましても、賃金格差にして

も、企業と中小企業の間の溝を埋めていくという御努

力でされたことは当然歴史が物語つてゐるとい

うふうに思つてゐるわけですが、これまでの政

策は正であり、これまでの政策は一定の成果を

上げた、こういうふうに思われたと思います。

ただ、短期的に見ると、今首になつた人をどう

するかという問題がござりますから、一方で十分

な失業保険等の安全ネット、それから情報の公

開、さらには新しい能力をつける職業訓練、そ

ういったものをつけまして、新しい産業に対応でき

るような人していく、こういう政策が組み合わ

されなければいけないと思つております。

その意味で、今労働省の方でもいろいろと御検

討いただいて新政策を出しておられますので、十分

対応できるようにしたいと思つております。

○中山(義)委員 最後にちょっとお礼を申し上げ

たいのです。

どうもありがとうございました。それと同時に

いきたいと考えているわけなんです。

ものを言わせて頂いています。

で、この点を、新たに大臣御就任に当たつて、本

○濱田(健)委員 今の大臣の御答弁からいまして、やはり生産性そのものもまだ格差というものは現実的には残っているし、それ以外の格差も、そして中小企業という規模の大きさ、働いている人の状況等々含めて、大企業に比べての不利な面などいうものはまだまだ残っているというふうに御答弁いただいたと思います。例えば設備投資など

の回復も大企業に比べてまだ鈍い、雇用の過剰削減もあるというような御答弁をされておられます。そういう面でいって、やはり中小企業への対策といふものが、今回の基本法の改正を含めて、太く日本の産業構造の基盤をなす中小企業対策について、これまで以上の格差是正をしていかなく

○深谷國務大臣 大企業と比べた場合の、例えれば賃金格差であるとかあるいは生産性その他について、数字の上でも格差はあらわれております。

しかし、現在の基本法にありますように、そわ
はただ非近代的なものが中小企業だから大きくな
ればいいのだといったようなそんな形ではない
に、むしろ中小企業の持てる力をどのようにこの
経済社会で生かしていくかということに、そ

○濱田(健)委員 そういう面で、一つだけボイントを絞つてその格差という問題を申し上げてみますと、不公平な取引が、格差の広がりといいますか、是正を妨げていることの構造化をしていると

いうふうに考えられる点が私はあると思うわけでござります。

的に集約してみると、下請業者に対しますと、○%のコストダウンを要求されているようで、いまして、その上で一方的に、千百六十五社ある下請を六百社程度にするというふうに、下請を半分ぐらいにしていかれるというふうな宣言めいた

というものが枯渇をしているという状況、これは

で、この点を、新たに大臣御就任に当たつて、本

さまざまな形で政府も御努力をいただいていると
いうことは、おととしの十一月くらいから後ずつ
と二年くらい、経過として存じ上げておりますけ
れども、一つ、やはり商工ローンの問題というの
は、特徴的に、中小企業に対する社会的な問題と
してクローズアップしなければならないというふ
うに思うわけでございます。

私は何を申し上げたいかというと、商工口ローンというものを利用せざるを得ない中小企業者は、例えば商工中金や国民公庫といったものの融資を断られてしまつた人々だと私は思うのです。それは一つ一つの企業ですので、企業の責任者が自分が企業をどういうふうに回していくのかという点

で、個人に対する問題点というのも内在をしているとは思うのですが、現在のこの不況下といふものは構造的な不況でございまして、ある一部の会社経営に対する不備な点を指摘するよりは、全体的な面で国が支えるという方向性を、これまで

も出しておられますか、これからも進めていかなければならぬふうに思つわけでござります。

を使いにくい、まだまだうまく資金繰りをするために多角的に使っていけないという現状を嘆いておられる。このことは、現実にここにお集いの委員の皆さん方も御地元でそういうふうに聞かれておられるのではないかと思っているわけでござい

ます。商工ローンの問題が大きく命の問題にまで発展して、社会的問題化されているわけですが、このための法的規制が行われておりません。そういう中で、中小企業経営者は、どういうふうにして資金繰りをやっていくかという究極の、命をつ

ないでいくために日夜四苦八苦しているというこの現状。

この点を、新たに大臣御就任に当たつて、本

の状況をお聞かせいただければ幸いでございま
る。その状況を踏み出されると、中小企業基本法等の改正というこの方向により踏み出
られる中で、具体的にどんなふうにしてこのまだ
た教いにくい皆様を救つていくかというふうに
決意されて今御努力いただいているのか。その
谷といいますか御見解といいますか、その御努
力でございまして、お聞かせいただければ幸いでございま

深谷国務大臣 商工ローンで借りて、そこからこうつくるトラブルが刑法上の問題にまで広がっているということは、まことに遺憾なことであります。恐らくいろいろな借り手がおられますけれども、その中には、まだまだ政府系金庫などから借りたところを、どうかして返さないで逃げ出したりするやうな事件が多発しているのです。

ほりそこに行かなければならぬ中小企業が多いということを頭に入れながら、使い勝手のいい政府系の金融というもののあり方を確立しないなければならない、そのように思つていま

今 漢田議員のお話の中に いわれた新しい勝手がありまして、いではないかといったような御指摘がありまして、従来は、中小企業近代化資金にいたしまして、種を限定するというやり方がありました。これ

使い勝手が悪いなと思いまして、これからは規模企業に限る、そして業種の限定は行わぬいたしたのも、使い勝手のいい融資の方途といふ

もののが一つとしてお示ししたわけではござります
あわせて、小規模の方々に対しては、これから
一層頑張るんですよというメッセージを申し上
たような次第であります。さらに、その場合に
、担保がない場合はどうするんだという御意見

もござりますから、それならば、国が買上げる、借り上げるなどして、リースでお貸しをす る、そんな手だてもないものか。

いろいろな工夫をこれからして、先生御指摘の ような状況を打破して、中小企業が前進できるよ うな状況をつくっていきたいと思っております。

○濱田(健)委員 前国会の産業再生法を含めて、 現在の厳しい状況の中で中小企業により光を當て ようという御努力、私たちも精神はよくわかった のですけれども、実際にそれが使われるのは、大 企業、中堅企業というところがどんどんその中に 入つてきているという現象等もあるんですね。

ですから、今回の、後ほど集中的に論議をされ る中小企業基本法の改正案も、資金が例えれば一 億から三億に、ふえるところまで広げようといつ たときに、中小企業対策と称しながら、本当は中 堅から大企業が救われる道をどんどん開くのでは ないかというような、ちょっと斜めから見るよう な論議もあるわけでござりますけれども、今大臣 がおっしゃったような観点での、本当に救われる 道を確実につくっていくことがこの国会の中で集中的に論議をされなければならないというふうに思つて いるところでございます。

新たな基本法の改正案がベンチャーサポートという ところにもまた重きを置いておられるわけでござ いまして、その中で、取引の適正化というような ものなどについても、具体的にどう取り組むのか というのはなかなか私は読み切れないところが 現時点でございまして、やはりこれまでの施策で 解決できなかつた課題がまだまだ山積していると いうふうに言わざるを得ないと思つております。 下請や中小企業への施策、大臣が從来どおり実 施していくといふうにおっしゃつております。 このことは、従来どおりやつていくことに よつてその効果が積み増しされて、中小企業、下 請業者等々が体力の回復に向かうといふうな ニュアンスで話をしてくださつておられると思う のですが、なかなか体力の回復ができるいない中 小企業にとっては、本当のかなという不安が増

幅していくのではないかという気持ちもございま す。

これまでの政策を継続的に実施をしていくとい うことの、今回的基本法とのジョイントしたブ ラスアルファ効果といいますか、その辺の展望を ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○深谷(國務大臣) いずれにしましても、中小企業 全体が経済の担い手になっていくということによつ めに何をしたらよいか。その場合に、従来の考え 方の画一的な物の判断ではとても無理である。現 在の環境その他を見ると、多面的な中小企業と考 えていくべきだ。

例えば製造業でいうと、一億円以下を三億円以 下にした云々というのがございますが、これで中 小企業の枠に入るのは約一万六千社ではないかと 思います。この中堅企業というのは、やはり活 力としては非常に大きなものがあると思いませんか ら、中小企業の枠に入ることによって、政府系 金融機関からの資金融資を行ふ、一方で民間の金 融機関との融資の関係でさまざまな交渉ができる ところにもまた重きを置いておられるわけでござ いまして、その中で、取引の適正化というよう

て、そこに行けば、例えば税制だ、あるいは制度 だ、あるいは会計だ、コンピューターだ、何で も、どういう形にしたら答えが出来ますということ の御指導を申し上げていく。つまり、小規模企業 には足らざるところがたくさんありますから、そ れを埋めていく作業もやっていこうではないか。

こんなふうに多面的に考えていくことによつ て、中小企業が経済の活力の源泉になる、それは 雇用創出という意味でも効果がある、そんなふう に思つておるわけであります。

○濱田(健)委員 時間がございませんので、東海 村の臨界事故の関係について二点、通商産業大臣 としてのお考えといいますか、御見解を聞かせて いただきたいと思います。

今回の事故については、国民全體が、非常に残 念なことであつて、事故で重症となつて治療中の 従業員の皆さん方の御健康の回復と、被曝された 皆さん方が一日も早く心も体も回復されることを 念じておるわけでござります。

私たちは、以前から、原子力を使う限りこのよ うな事故が避けられないということを強く主張し てきました。原子力からの撤退というのも訴え てまいりました。その意味からいって、私たちの 心配が現実となつたわけでござります。

さて、ここはそのような形での支援を行つていく。起 きてくる場合の新しいベンチャーサポート企業を考える、 あるいは小回りのきく技術を持つて、それは 中小企業ではないか、私はこのようにとらえて、 そこはそのような形での支援を行つていく。

ころではやつていいというふうに言えるだろう とは思つんですが、起きると、私たちが今まで言 われてきた、日本では原発事故は起きないんだと いつたことが、決してそうではないんだというこ とを今回の事故が示したわけでございまして、こ れは簡単にはつておくことはできないというふう に思つておるところでござります。

そして、原子力をといいますか、原発における運 転、電力をつくつていくことが統いていく と、その核のごみというのは何千年、何万年とい う単位で後世に残されていくということは当然の ことでございまして、これらは私たちの子孫の命 を守るために本当にプラスになるのかどうかとい うことの論議も、直面するエネルギー問題だけ じゃなくて、広く後世にこの問題については論議 を積み重ねていかなくてはならないという立場で 私は今いろいろなことを考えているわけでござ います。

杜会民主党としては、現在ある原発をすぐに全 部取つ払えなどという無謀なことは申し上げませ んけれども、原子力エネルギーからの脱皮とい うものを考えていかなくちやならない、そのための 予算もつくつしていく今日的な必要性というものを 十分考えるわけでございますが、通商産業大臣と して、深谷大臣のお考えをお聞かせいただきたい ます。

○深谷(國務大臣) 東海村の事故というものが原子 力エネルギーの不安定さというものを国民に感じさせ、そのことが日本のエネルギー政策に影響す るという不安もございまして、まことに残念で遺 憾なことだと思っています。

ただ、今日の状態の中で、例えば石炭に頼るとい うエネルギーはいずれ目に見えて枯渇するとい う状態にあります。一方では、委員御指摘の新エ ネルギーにいたしましても、例えば太陽熱である とか風力といふことでございましょうが、国も予 算措置も含めて今やつておりますけれども、現状 で、電力供給、エネルギー供給の全体の一・一%、 二〇一〇年をもつてもわずか三%程度しか期

らしということなんですね。雇用がなくなりますから所得は大幅に減退するわけですから、消費購買力は失われて物が売れなくなる、生産活動は停滞する。そういうことで、一つの企業だけとつみれば、リストラをやれば確かにバランスシートはよくなる。経営上の利益率は向上する。しかし、みんながそれをやれば不況大運動をやつてゐるのと同じことだ、これが与謝野大臣が言われたことだし、合成の誤謬ということを経済企画庁が言つておられるのもそういうことなんです。

私はこの点については、深谷大臣、余り込み入つてお考へいただかなくても、そのところはまず我々出発点のところでは同じように考へたことがでけると思うのですが、もう一遍伺つておきたいと思います。

○深谷国務大臣 私が申し上げたのは、与謝野さんが言われたような側面と私どもが申し上げている側面とは、ともにあるものだと考へています。つまり、人材とか、あるいは資源とか資産とか、さまざまなもの得意分野に持つていてそこを發展させるということは、経済の縮小ではなしに、逆に効果を上げるという部分もあるわけあります。どの部分が今一番目立つてきているのかといふことに注目することが大事だと思います。

○吉井委員 ある分野から新しい生産分野を開拓して、そこへ人が流れるということであれば、あなたがおっしゃる、それは一つ意味があるわけです。そうではなくて、明らかに雇用が失われていくという、今そこが問題になつてゐるのですね。そのときには、あなたが一般論でおっしゃつたようなことは現実の姿に合わないということを、やはり通産大臣としてはしっかりとそこをよくまず見ていただきないと、私は今日の日本のこの不況、これをどう打開して日本経済を下から回復軌道に戻していくかということにはつながつてこないということを言つておかなければならぬと思うのです。これからよいよ本格化しようとして

いる大企業のリストラ、不況大運動に対しても、いかに雇用と中小企業の経営を守つて、景気を下から回復させていくかということが今非常に大事な課題になつてくると思うわけです。そこで、リストラ問題に入つていく前に、私はまず中小企業が置かれている現状の方をここで先に少し伺つておきたいと思うのですが、廃業や倒産を減らすという政策努力は、今これは一方では非常に大事な課題だと思つておりますが、最近の廃業や倒産の大きな原因は何なのか。この点について、通産大臣はどのように見ていらっしゃるのか、それを伺いたいと思います。

個々の細かい数字的な議論はまた参考の方に見えて、そこを伺つておきます。

○深谷国務大臣 質問の整理で、きょうは政府参考人が呼ばれているものですから、これはそこから答弁するものと思っておりました。

廃業率と創業率は今日の出ているデータで申し上げますと、まず、創業率は二・七%ぐらい、それから廃業率が三・二%ぐらい、明らかに廃業率の方が多いわけでございます。

また、今日までの推移を見ておりますと、廃業率については三%から四%ぐらいで推移しています。開業率というのは、五十年代、五十六年にかけてですが、五・九%ぐらいでございました。その後低下して、昭和六一年から廃業率を下回るようになつてしまつた。こういうような逆転を我々は考へていかなければならぬと思うわけであります。

逆転の状況について、ただいま申し上げたようございますが、年間の平均廃業企業数は約十五万から二十万というふうに五万件ほど上昇している。一方、年平均の開業数は同じ期間で二十三万件から十三万件というような状態になつてます。その原因はいろいろございましょうが、例えば資金調達、人材の確保、経営のノウハウ、そういうことの不足というような面、つまり、創業者の直面するさまざまな障害や失敗時の生活のリスクが大きいというようなことが原因であろうと思ひます。同時に、社会全体に創業の評価というものが余り芳しくないということなどもあるのでは

○吉井委員 廃業や倒産の大きな原因の方を、創業のお話はあつたのですが、私はそこをまずよく見ておく必要があると思います。

それでは、政府参考人の方から伺つておきたいと思います。

○吉井委員 廃業や倒産の大きな原因の方を、創業のお話はあつたのですが、私はそこをまずよく見ておく必要があると思います。

クが大きいというようなことが原因であろうと思ひます。同時に、社会全体に創業の評価というものが余り芳しくないということなどもあるのでは

ないだらうかというふうに思います。

○吉井委員 中小商店の減少というようなのが最近、この何年かにわたりまして連続して続いております。その減少の理由につきましては、かねてからもろの理由があるということをございまして、後継者の問題でござりますとか落ち込み、これが販売不振の一因といふことになつてきておりますが、中小企業白書の中で、特に六割の不況型倒産の中、販売不振というの

○岩田政府参考人 中小商店の減少というようなものが最近、この何年かにわたりまして連続して続いております。その減少の理由につきましては、かねてからもろの理由があるということをございまして、後継者の問題でござりますとか落ち込み、これが販売不振の一因といふことになつてきておりますが、中小企業白書の中で、特に六割の不況型倒産の中、販売不振というの

八〇年代の四割があつたものが、九〇年代不況の中では五割前後を示しております。やはり一つは、消費不況というのが非常に廃業、倒産の大きな要因になつてゐると思いますが、中小企業白書の中のその指摘、こう理解して間違ひじやありませんね。

○岩田政府参考人 御指摘の点は、最近の倒産状況についての分析に当たる部分かと存じますが、基本的に、最近の不況の中でこうした不況型の倒産の件数がふえているということは事実であると存じております。

○吉井委員 なお、さらに中小企業白書では、海外生産比率の高い大企業ほど、下請企業が大きく減少し、下請の切り捨ても大きいし、下請取引価値も下落している、こういうことを白書から読み取ることができると思うのですが、これも間違ひありませんね。

○岩田政府参考人 ただいま御指摘のような部分につきまして、私正確に存じておりません。後ほど確認をして御連絡をさせていただきます。

○吉井委員 中小企業白書を出していらっしゃるところがそういう頼りないことを言つてもらつては困るわけで、白書の中にちゃんとグラフまで載せていらっしゃるわけですから、これは白書を読めばそういうことが指摘されております。

また、中小商店と商店街の問題については、小

していらっしゃる一番新しい白書で出ている数字がそういうことです。中小企業が倒産、廃業に追い込まれる最大の原因というのは、消費不況と大企業の海外移転やリストラ、それによる下請の切り捨て問題、そして大型店の無秩序な出店や撤退、この三つがやはり非常に大きな問題なんですよ。そして、廃業、倒産による所得の落ち込みが、さらに地域経済の落ち込みを招いていくという悪循環に今入っているわけですね。

ですから大臣、私は、中小企業国会と銘打つからには、一つは、GDPの六割を占めている個人消費が伸びるよう、国民の懐を直接暖める対策をとるということ。二つ目には、大企業のリストラや大量解雇、下請いじめについては、やはりヨーロッパ諸国でもいろいろなやり方をとつておられますけれども、やはりそれに対する規制のルールといふものを設けて、規制を加えていくということ。それから三つ目には、アメリカでもヨーロッパでもそうなんですが、当たり前のこととなつて、その組み合わせで大型店の進出を規制することで中小商店と商店街を守っていく、このことに全力を尽くすというのが、私は、中小企業国会と銘打つからには、やはり一番現実の問題として具体的に取り組む課題だと思うのですが、この点についての大臣のお考えを伺いたいと思います。

○深谷國務大臣 消費がなかなか伸びないということは、僕が暖まらないということなど、いろいろございますが、やはり景況感が増していくとい

うことが一つの要素であると考えます。そういう意味で、やや明るさを取り戻したというのが経済企画庁を含め我々の判断であります、これがまた十分ではない。

例えば、設備投資はおくれている、あるいは、雇用は改善されていない。そして、前国会において、いわゆる産業競争力強化という点についてはかなり前進したけれども、それではまだ不十分で、そこで中小企業が先頭に立って活力のあるような状況をつくつていこう、こういうことになつ

たわけでございまして、景気回復ということに全

力を挙げなければならぬことは当然のことだと

思います。

二つ目の、大企業のリストラの問題は、もちろ

んそれぞれの企業で違いますが、ありますよけれども、例えば日産の場合、私どもは直ちに会社側に

対しまして、例えば一万一千人を減らすのだといふ話について、雇用関係については最善を尽く

せ、あわせて、下請企業については、これをお守りするように全力を挙げて対応せよということな

どをきつく申し上げてまいりました。

いわゆる解雇ということでなしに、自然減であ

るとか採用を中止するとか、いろいろな角度で

やつてきます、そんな話もあつたようになりますが、先ほどから申しておりますように、大きい

企業がリストラを考える場合には、雇用という点

に十分に思いをいたして、人材を配置転換して、

新たな産業が元気がついてくる、そこで吸収でき

るのだ、そういう体制をきちっとつていかなければならぬといふふうに思つております。

三番目の大店舗法の話であります、御案内の

ように、来年六月をもつてこの法律はなくなるわ

けでございます。実は、私どもも、自由民主党の

議員として、大店法の設立、法律をつくり上げる

ときには、大運動を開いてまいつたものでござ

ります。しかし、外國からのいろいろな圧力もございまして、だんだんに後退し、形骸化していた

というのが実情であります。

大臣にもぜひこの機会に、大型店問題について

も、大臣の地元もなかなか大変だろうと思います

が、これはフランスでいえばロワイヤル法、しかし

これは経済規制だけではなく、社会的規制もあ

るところはちゃんと組み合わせているのですね。

アメリカの例えばパークレーの条例で見ます

と、アメリカは日本には圧力をかけております

が、アメリカの場合は都市計画的手法だけで規制

しているのではないのですよ。パークレーで、この

分野の営業面積はこれだけだ、この分野は営業

面積はこれだと決めて、経済的規制をきちっと加

えているわけですね。さまざまな手法を組み合わ

せてアメリカでやってやつっているわけですから、

私はそういう点で、大型店の問題についても、昨

年の春のあの立地法と都市計画法改正で、これで

解決できるというふうな生易しい問題ではないと

いうのが現実の姿ですから、そのところをき

たわけでございまして、景気回復ということに全力を挙げなければならぬことは当然のことだと

思います。

○吉井委員 日産の問題はまた後ほど触れて

いいと思つておりますが、私は、やはり雇用の危

機、雇用不安があれば、消費マインドがさらに冷

え込むわけですから、本当に景気を後退させるば

かり、悪循環に陥るという点で、私はこういう点

でも、今のリストラ問題、これは中小企業対策や

雇用を十分考えてほしいというだけでは非常に不

十分なものになると思うのです。

○吉井委員 申しますのは、ちょうど二年前ですが、九六

年の秋から九七年の三月にかけてこの委員会でも

随分問題にもなりましたが、三井三池、大牟田で

すね、あの閉山問題。あらかじめ対策をとるんだ

とかさまざまことが言われました。しかし、結

局今大牟田へ行ってみたらどうなつているか。雇

用の問題、中小企業の問題、これはさっぱりです

よ。ですから、本当に私は、言葉だけじゃなし

に、実態の伴つた対策を進める、そのことが必要

だと思うのです。

大臣にもぜひこの機会に、大型店問題につい

ても、大臣の地元もなかなか大変だろうと思ひます

が、これはフランスでいえばロワイヤル法、しかし

これは経済規制だけではなく、社会的規制もあ

るところはちゃんと組み合わせているのですね。

アメリカの場合は都市計画的手法だけで規制

しているのではないのですよ。パークレーで、この

分野の営業面積はこれだけだ、この分野は営業

面積はこれだと決めて、経済的規制をきちっと加

えているわけですね。さまざまな手法を組み合わ

せてアメリカでやってやつっているわけですから、

私はそのような観点から、あるいは環境という観点

でございまして、そこで発想を大きく転換いたし

まして、例えば、大型小売店立地法という法律を

つくる、あるいは、都市計画ということでこれの

改正を行つて、両面からつまり町づくりである

から、きちんと地域住民の皆様の納得のいくよう

な形を進めていこうではないかということになつ

ております。

二つ目の、大企業のリストラの問題は、もちろ

んそれぞれの企業で違いますが、ありますよけれども、例えば日産の場合、私どもは直ちに会社側に

対しまして、例えば一万一千人を減らすのだとい

う話について、雇用関係については最善を尽く

せ、あわせて、下請企業については、これをお守

りするように全力を挙げて対応せよということな

どをきつく申し上げてまいりました。

いわゆる解雇ということでなしに、自然減であ

るとか採用を中止するとか、いろいろな角度で

やつてきます、そんな話もあつたようになりますが、先ほどから申しておりますように、大きい

企業がリストラを考える場合には、雇用という点

に十分に思いをいたして、人材を配置転換して、

新たな産業が元気がついてくる、そこで吸収でき

るのだ、そういう体制をきちっとつていかなければならぬといふふうに思つております。

○吉井委員 日産の問題はまた後ほど触れて

いいと思つておりますが、私は、やはり雇用の危

機、雇用不安があれば、消費マインドがさらに冷

え込むわけですから、本当に景気を後退させるば

かり、悪循環に陥るという点で、私はこういう点

でも、今のリストラ問題、これは中小企業対策や

雇用を十分考えてほしいというだけでは非常に不

十分なものになると思うのです。

○吉井委員 申しますのは、ちょうど二年前ですが、九六

年の秋から九七年の三月にかけてこの委員会でも

随分問題にもなりましたが、三井三池、大牟田で

すね、あの閉山問題。あらかじめ対策をとるんだ

とかさまざまことが言われました。しかし、結

局今大牟田へ行ってみたらどうなつているか。雇

用の問題、中小企業の問題、これはさっぱりです

よ。ですから、本当に私は、言葉だけじゃなし

に、実態の伴つた対策を進める、そのことが必要

だと思うのです。

大臣にもぜひこの機会に、大型店問題につい

ても、大臣の地元もなかなか大変だろうと思ひます

が、これはフランスでいえばロワイヤル法、しかし

これは経済規制だけではなく、社会的規制もあ

るところはちゃんと組み合わせているのですね。

アメリカの場合は都市計画的手法だけで規制

しているのではないのですよ。パークレーで、この

分野の営業面積はこれだけだ、この分野は営業

面積はこれだと決めて、経済的規制をきちっと加

えているわけですね。さまざまな手法を組み合わ

せてアメリカでやってやつっているわけですから、

私はそのような観点から、あるいは環境という観点

でございまして、そこで発想を大きく転換いたし

まして、例えば、大型小売店立地法という法律を

つくる、あるいは、都市計画ということでこれの

改正を行つて、両面からつまり町づくりである

から、きちんと地域住民の皆様の納得のいくよう

な形を進めていこうではないかということになつ

ております。

二つ目の、大企業のリストラの問題は、もちろ

んそれぞれの企業で違いますが、ありますよけれども、例えば日産の場合、私どもは直ちに会社側に

対しまして、例えば一万一千人を減らすのだとい

う話について、雇用関係については最善を尽く

せ、あわせて、下請企業については、これをお守

りするように全力を挙げて対応せよということな

どをきつく申し上げてまいりました。

いわゆる解雇ということでなしに、自然減であ

るとか採用を中止するとか、いろいろな角度で

やつてきます、そんな話もあつたようになりますが、先ほどから申しておりますように、大きい

企業がリストラを考える場合には、雇用という点

に十分に思いをいたして、人材を配置転換して、

新たな産業が元気がついてくる、そこで吸収でき

るのだ、そういう体制をきちっとつていかなければならぬといふふうに思つております。

○吉井委員 申しますのは、ちょうど二年前ですが、九六

年の秋から九七年の三月にかけてこの委員会でも

随分問題にもなりましたが、三井三池、大牟田で

すね、あの閉山問題。あらかじめ対策をとるんだ

とかさまざまことが言われました。しかし、結

局今大牟田へ行ってみたらどうなつているか。雇

用の問題、中小企業の問題、これはさっぱりです

よ。ですから、本当に私は、言葉だけじゃなし

に、実態の伴つた対策を進める、そのことが必要

だと思うのです。

大臣にもぜひこの機会に、大型店問題につい

ても、大臣の地元もなかなか大変だろうと思ひます

が、これはフランスでいえばロワイヤル法、しかし

これは経済規制だけではなく、社会的規制もあ

るところはちゃんと組み合わせているのですね。

アメリカの場合は都市計画的手法だけで規制

しているのではないのですよ。パークレーで、この

分野の営業面積はこれだけだ、この分野は営業

面積はこれだと決めて、経済的規制をきちっと加

えているわけですね。さまざまな手法を組み合わ

せてアメリカでやってやつっているわけですから、

私はそのような観点から、あるいは環境という観点

でございまして、そこで発想を大きく転換いたし

まして、例えば、大型小売店立地法という法律を

つくる、あるいは、都市計画ということでこれの

改正を行つて、両面からつまり町づくりである

から、きちんと地域住民の皆様の納得のいくよう

な形を進めていこうではないかということになつ

ております。

二つ目の、大企業のリストラの問題は、もちろ

んそれぞれの企業で違いますが、ありますよけれども、例えば日産の場合、私どもは直ちに会社側に

対しまして、例えば一万一千人を減らすのだとい

う話について、雇用関係については最善を尽く

せ、あわせて、下請企業については、これをお守

りするように全力を挙げて対応せよということな

どをきつく申し上げてまいりました。

いわゆる解雇ということでなしに、自然減であ

るとか採用を中止するとか、いろいろな角度で

やつてきます、そんな話もあつたようになりますが、先ほどから申しておりますように、大きい

企業がリストラを考える場合には、雇用という点

に十分に思いをいたして、人材を配置転換して、

新たな産業が元気がついてくる、そこで吸収でき

るのだ、そういう体制をきちっとつていかなければならぬといふふうに思つております。

○吉井委員 申しますのは、ちょうど二年前ですが、九六

年の秋から九七年の三月にかけてこの委員会でも

随分問題にもなりましたが、三井三池、大牟田で

すね、あの閉山問題。あらかじめ対策をとるんだ

とかさまざまことが言われました。しかし、結

局今大牟田へ行ってみたらどうなつているか。雇

用の問題、中小企業の問題、これはさっぱりです

よ。ですから、本当に私は、言葉だけじゃなし

に、実態の伴つた対策を進める、そのことが必要

だと思うのです。

大臣にもぜひこの機会に、大型店問題につい

ても、大臣の地元もなかなか大変だろうと思ひます

が、これはフランスでいえばロワイヤル法、しかし

これは経済規制だけではなく、社会的規制もあ

るところはちゃんと組み合わせているのですね。

アメリカの場合は都市計画的手法だけで規制

しているのではないのですよ。パークレーで、この

分野の営業面積はこれだけだ、この分野は営業

面積はこれだと決めて、経済的規制をきちっと加

えているわけですね。さまざまな手法を組み合わ

せてアメリカでやってやつっているわけですから、

私はそのような観点から、あるいは環境という観点

でございまして、そこで発想を大きく転換いたし

まして、例えば、大型小売店立地法という法律を

つくる、あるいは、都市計画ということでこれの

改正を行つて、両面からつまり町づくりである

から、きちんと地域住民の皆様の納得のいくよう

な形を進めていこうではないかということになつ

ております。

二つ目の、大企業のリストラの問題は、もちろ

んそれぞれの企業で違いますが、ありますよけれども、例えば日産の場合、私どもは直ちに会社側に

対しまして、例えば一万一千人を減らすのだとい

が相談した上で大臣告示を行つたり、その高度化計画達成のため、開銀などからの低利融資とか特別償却等の優遇税制、補助金、品種や規格等のカーネル実施など、本当に徹底して国として支援してきたということは、これは事実なわけですね。こうした自動車産業を、中小企業政策の面からは、加工、組み立ての日産などのメーカーを、一次、二次、三次、さらに零細、ひ孫請までのビルミッド構造をつくり上げる上で中小企業近代化、高度化の制度が活用され、その反面、ジャスト・イン・タイムなどに都合のよい、親企業依存の強い下請構造というのもつくれてまいりました。この点では、通産省は、下請企業振興法や下請振興基準をつくってこれら下請企業の振興という面でも力を入れてきたわけです。

○深谷國務大臣 改めてこれまでの歩みを振り返つてみますが、まず、一九五〇年代から六〇年代において、自動車産業に対し税制上あるいは金融上の措置を講じて、技術の導入、設備の近代化、生産性の向上などを図つてしましました。また、下請の自動車部品産業については、お話をありました機械工業振興臨時措置法に基づく金融上の措置や自動車部品の標準化の推進などによつて自動車産業のすそ野を支える体制というのもつくつてまいり、その育成に努めてきましたところあります。

その後、一九七〇年代になつて、自動車に関する貿易や資本の自由化を進めてまいりましたが、これに伴う価格、品質両面における内外の激しい競争の中で、我が国の自動車、自動車部品産業がある大きな産業に育つたというふうに私は認識し

ております。

また、我が国の戦略産業の一つである自動車産業のもとで、自動車製造業に加えて、鋳物あるいは金属プレス加工業など部品製造業等、広範な関連産業というものが構成されておりますが、これらの関連産業こそまさに中小企業であったといふうに思います。政府としても、こうした中小企業の重要性を考え、その育成と発展に努めてまいりました。具体的には、昭和三十八年の中小企業近代化促進法によって、金属プレス加工業あるいはねじ等の関連産業を指定して、金融面、税制面からの措置を講ずるなど、その育成、支援をしてきましたところでございます。

こういうような中小企業の育成策が自動車産業という日本の戦略産業の発展に大きな役割を果たしてきた、そのような歩みの認識を持っておりました。

○吉井委員 流れにおいては、今おっしゃったように、大臣と私と、自動車産業と通産行政のかかわりという点では大体見解が一致しております。それで、せんだつても、自動車用のねじですね、ああいう分野のところで働いている方たちの意見も伺つてまいりましたが、改めて振り返つてみますと、自動車産業の占める位置というもので、七百三十四万人、約一割を占めている。それから関連産業について見ると、自動車産業への依存度というのは、ゴムの分野では七四・六%、板ガラスで四〇・〇%、ペアリングで五六・七%などなど、広範な産業分野に影響が広がるものであると

いうふうに思いますが、この点については政府参考人の方から、確認の意味でお答えいただきたい

と思います。

○太田政府参考人 今吉井先生おっしゃいましたように、自動車産業、自動車製造業に加え、自動車部品製造業、自動車販売業を初め、広範な関連産業を有しております。我々、日本の基幹産業の

車部品製造業、車部品製造業に加え、自動車の販売を有しております。我々、日本の基幹産業の

業のもので、自動車製造業に加えて、鋳物あるいは金属プレス加工業など部品製造業等、広範な関連産業というものが構成されておりますが、これらの関連産業こそまさに中小企業であったといふうに思います。政府としても、こうした中小企業は、当然大企業といえども負うべきだと思います。ただ、大企業には大人、製造業全体の従業員数約九百九十四万人の一割弱を占めています。また出荷額につきましても、九七年の自動車・同附属品製造業は約四十二兆円と、製造業全体の出荷額約三百二十三兆円の一割以上を占めています。

さらに、工業統計上、自動車附属品製造業に、広く言えば部品産業に係る事業所数、これは四人以上ということで統計上の制約がございますが、約一万という数を数えておるところでございまして、こういう数字からもわかるように、自動車産業は広範なすそ野産業を有する我が国の中重要な産業と認識しているところでございます。

○吉井委員 そういう状況だったのですが、これが海外生産比率を八五年のプラザ合意以降、五倍近くに伸ばして、海外で設備投資と雇用の拡大、国内ではリストラ、人減らし、そして多国籍企業として、日本の企業というよりももう多国籍企業というふうになつてきて、みずから企業利益だけを考えた行動に移つてくる。だから産業が空洞化もすれば、景気が悪くなつたり振り回されもする。

そこで大臣、この分野で縮めくくり的に伺つておきたいのですが、やはり国を挙げての支援を受けて、中小企業の皆さんも、そこに働く労働者の皆さんあるいは中小企業の従業員の皆さんも、地域も挙げて支援してきて今日があるはずなんですね。多国籍企業になつちやつて、地域は知らないよ、雇用や中小企業は知らないよというわけにはやはりいかないと思うのですね。

私は、大きな社会的責任があり、雇用や中小企業や地域経済についてはやはり果たすべき役割があるし、それをやはりきちっと果たす、こういう立場に立つてもらわなきやならぬと思うのですが、大臣、この点ではどういうふうにお考へで

いらっしゃいました。申しわけありません。

社会的な責任というのは、当然大企業といえども負うべきだと思います。ただ、大企業には大人業の構造改革も含めた再建計画というのを持ちまして、それぞれの企業の持ち味を生かして成り立つていかなければならぬという事情も一方にはございます。

このたびのような再建築を考えた場合の影響といたさたいわけですが、おととし、一九九七年の自動車・同附属品製造業の従業者数は約七十七万人、製造業全体の従業員数約九百九十四万人の一割弱を占めています。また出荷額につきましても、九七年の自動車・同附属品製造業は約四十二兆円と、製造業全体の出荷額約三百二十三兆円の一割以上を占めています。

ささらに、工業統計上、自動車附属品製造業に、広く言えば部品産業に係る事業所数、これは四人以上ということで統計上の制約がございますが、約一万という数を数えておるところでございまして、こういう数字からもわかるように、自動車産業は広範なすそ野産業を有する我が国の中重要な産業と認識しているところでございます。

○吉井委員 そういう状況だったのですが、これが海外生産比率を八五年のプラザ合意以降、五倍近くに伸ばして、海外で設備投資と雇用の拡大、国内ではリストラ、人減らし、そして多国籍企業として、日本の企業というよりももう多国籍企業というふうになつてきて、みずから企業利益だけを考えた行動に移つてくる。だから産業が空洞化もすれば、景気が悪くなつたり振り回されもする。

そこで大臣、この分野で縮めくくり的に伺つておきたいのですが、やはり国を挙げての支援を受けて、中小企業の皆さんも、そこに働く労働者の皆さんあるいは中小企業の従業員の皆さんも、地域も挙げて支援してきて今日があるはずなんですね。多国籍企業になつちやつて、地域は知らないよ、雇用や中小企業は知らないよというわけにはやはりいかないと思うのですね。

私は、大きな社会的責任があり、雇用や中小企業や地域経済についてはやはり果たすべき役割があるし、それをやはりきちっと果たす、こういう立場に立つてもらわなきやならぬと思うのですが、大臣、この点ではどういうふうにお考へで

うことありますから、現在百五十五万台、もちろん設備能力はもっと高いわけですけれども。しかし、国内工場としてはゴーン氏は百六十五万台を持つというわけですから、これで二万一千人のリストラをやるとなると、労働時間というのは、一人当たり年間二千二百から二千三百時間へと、今国として取り組んでいる年間総労働時間千八百時間よりも四百時間以上多くなる。残業、休日出勤も当然多くなる。実は、このことは組合の皆さんもこれを指摘しているところです。

フランスでは、週三十五時間労働に関する第二法案の審議が今始まっています。年間総労働時間が千五百時間にしようといふのです。日本では現在千九百時間台ですが、これを千八百時間にしようといふときに、ゴーン氏は逆に二千二百時間以上へと、四百時間の残業、休日出勤を求めてきています。

この計画は、リストラされた後の雇用の受け皿をどうするこうするの議論ももちろんあります。が、まずこの計画そのものに、私は今の政府の労働時間短縮の計画は決して十分なものとは思いませんけれども、しかし、政府の労働時間短縮の計画にさえ反する内容を持っているのじゃありませんか。

○深谷国務大臣　日産自動車のただいま御指摘のような内容について、私たちが直接聞くあるいは調査を行うという立場でありますんで、ただいまお話を聞いた範囲のことを承知しているという状況です。

○吉井委員　大臣、私は、こういうふうなやり方で、要するに設備を廃棄する、労働時間を延ばす、これで稼働率を引き上げる、企業の経営効率は確かに上がるわけですね、利益率は高くなる。しかし、そういうふうなやり方でいいのだろうかということが今国際的にも問題になってきておりました。

それで、企業のバランスシートはよくしても、雇用不安を激しくしたり不況大運動を加速するということは、私はこれは間違っているんじゃない

かと思うのですが、大臣はこれはどういうふうにお考えになりますか。

○深谷国務大臣　大変難しい御質問でござります。個々の民間企業のありようというのはその企業が考えるべきものであつて、例えば労使の関係も当然でございます。そういう企業の一つ一つに対して大臣がいいか悪いかというコメントをすることは適切でないと思います。

○吉井委員　私は、少なくとも、雇用、中小企業、地域経済を守るということなしには中小企業国会を名乗る資格はないと思うんですよ。銘打つことはふさわしくないと思つているんです。それが今中小企業の皆さんに置かれている深刻な現状なんだし、そこを何とか現実的に打開しようと思つたら、やはり雇用、下請中小企業問題、地域経済の問題、真っ正面に据えて取り組む、その中でしかるべき物言いといふものは当然できるわけであつて、私は、大臣がそのことについてきちっとした見解を持つて臨むということをやらない限り、本当に中小企業国会というのは、銘打つだけで内容のないものになると思いますよ。

私は、幾つかの財界人の言葉を最近見て、この点ではリストラ万能論については財界からも異論が出ているということを、やはりそれはそうだなと思っていますよ。

例え、奥田日経連会長ですね、トヨタ自動車の会長。失業と消費停滞の悪循環がそこにある。現在の我が国では、従業員の首を切ることがもててお聞きしておきたいと思います。

○太田政府参考人　日産自動車からは、一次下請企業として千百四十五社あると聞いております。これは、国内、海外合わせた数字でございまして、国内では四百数十社と聞いております。通産省としては、現在、同社の再建計画が下請企業に与える影響について情報収集を行っているところでございます。

一次下請企業の四百数十社の従業員の数については、今のところ数字を持っておりませんので、また御報告させていただきたいと思います。

○吉井委員　非常に大きな賃金格差があつたわけです。ですから、格差は正という意味もここに

かと思うのですが、大臣はこれはどういうふうにお考えになりますか。

○深谷国務大臣　大変難しい御質問でござります。関西経済同友会の井上代表幹事は、日産のリストラ計画について、フランス人のゴーン最高執行責任者がよくやつたと言われるが、私は反対だ。秋山閣経連会長は、企業は社会的責任の中で最大の利益を追求するべきだ。自分の企業を守るためにリストラは必要だが、従業員や地域社会と話し合う必要がある。

○吉井委員　私は、これだけ中小企業の問題、景気の問題を考えているときに、基礎的な数字というものを通産省はきちんと把握して、そしてどうするのかと

いう意見に賛成だ。人員減らしとしてのリストラへの反省が日本の経営者全般に出てきた感じがすると言つておられます。

○吉井委員　私は、これだけ中小企業の問題、景気の問題を考えているときに、基礎的な数字というものを通産省がよくやつたと言われるが、私は反対だ。秋山閣経連会長は、企業は社会的責任の中で最大の利益を追求するべきだ。自分の企業を守るためにリストラは必要だが、従業員や地域社会と話し合う必要がある。

○吉井委員　私は、これが何にも中小企業対策になつてこないと思います。

○吉井委員　次に、私がお手元にお配りいたしました資料をごらんいただきたいと思うんですが、親企業と下請中小企業の間でどれぐらいの格差があつたか。これは通産省が戦略産業として取り組んで、そのため中小企業近代化、高度化を進めてきた自動車及び附属部品製造業で見た場合ですが、もちろん出典は通産省のものに基づくものです。

○吉井委員　従業員一千人以上の大企業の年間給与総額を一〇〇として、四人から九人の小規模企業では四六・四。つまり、一人未満は半分以下なんですね。百人から百九十九人の企業で七〇・〇。二百人から二百九十九人で七五・四という賃金格差があつたというふうに、皆さんの方からいだいている工業統計表産業編から作成すると出てくるんですね。が、これは、こういう賃金格差があるということと、そしてそれが工業統計ではずつと一貫して賃金格差は縮まつてない、こういう状況にあると

○吉井委員　○吉井委員　私は、とんでもないことだ

○吉井委員　私は、これが今なおこういう状況なんですかあつて、これは今なおこういう状況なんですかあつて、それを取つ払うというのは、これはあしたかの議論でやりますが、私はとんでもないことだ

○吉井委員　さんが言つておられる言葉ですね。

○吉井委員　それから、大阪商工会議所の田代会頭は、リストラを発表した企業の株が上がるの

○吉井委員　私は、これが何にも中小企業対策になつてこないと思います。

○吉井委員　私は、これが何にも中小企業対策になつてこないと思います。</

したが、そのときのことですが、アジア向けオートバイの部品加工の単価を十五年前の単価にせよと言われた下請がありました。それから、半値八掛け二割引き、つまり単価を三分の一に切り下げる、こういう要求が異常円高の中で押しつけられていた、こういうこともありました。従業員の賃金が大企業の半分というのも、これじゃ当然そうなるなと思いますよ。

政府は、現在、現行中小企業基本法の格差是正を削除することにしておりますが、企業間格差そのものは今も歴然としてある。大臣、企業間格差は今も歴然としてあるということは、これはお認めになりますね。

○深谷国務大臣 先ほどもちよと申し上げたのあります、中小企業の事業活動の結果としてあらわれる諸格差が依然として大企業とにあるということは、私も承知しております。例えば資本の設備であるとかあるいは賃金であるとか、そういうところでございます。

新基本法は、このような状況に対応するため、今日の中小企業が多様で活力ある存在であるということを踏まえて、経営基盤の強化、そういう面から施策を講ずることにしているわけでございます。

具体的に申しますと、第五十五条で経営資源の確保、二十条で取引の適正化、二十二条で経営基盤の脆弱性の受注機会の増大ということで、経営基盤の脆弱な中小企業の経営基盤の補充を行う、そして事業環境の整備のための施策を講じていこうとしているところであります。

○吉井委員 格差はお認めになつていらっしゃるのですが、こういう格差があつても、下請部品メーカーが一生懸命尽くして、そして日産の発展が得られてきたわけです。ところが、ゴーン氏はこの下請も半分切り捨てると言つているんですね。経営基盤をどうするこうするといったって、その経営基盤そのものが半分切り捨てだといふことです。中小企業国会だと言つているときには、私は手をこまねいて見ているようなことはで

きないと思うんです。

日産に計画の全面の見直しを求めたり、そし

て、こういう問題について政府としてもこれだけ力を入れてきたわけなんですか、民間だからと

いって遠慮して何にもできない話じゃなしに、ま

さに政府が力を入れて育ってきたところなんです

から。それが今下請がばつぱり半分切られちゃう、働いている皆さんは二万一千人削減だ、こう

いう事態に当たつて、しかもその二万一千や半分削られた中小企業に簡単に仕事が生まれるわけじゃないんですから。リストラ計画の全面的な見直し、これを求めるぐらいのことは、やはり大臣

として物を言うだけの根拠があるわけですから、応援してきたはずですから。私はそれははつきり言うべきだと思いますが、大臣、どうですか。○深谷国務大臣 先ほども申し上げたのであります。しかし、事業再構築を行つて、雇用の維持拡大について全力を挙げていくということを踏まえて、これらについては経済界にも繰り返し強く要請しているところでございます。

それから、日産自動車の取引のある部品メーカーの問題でございますけれども、日産が今置かれている立場等々については私から言うのもおかしいですから避けますけれども、日産としては、

ヨーロッパでは簡単には、秘密裏に二万一千人のリストラを進めるなんということはできないんですけども、しかし、国内では日産はそれをやつて進めているわけですね。ファイナンシャル・タイムズは、普通は海外工場から閉鎖して国内工場は一番後回しにするのに、日産のやり方は違うと皮肉を込めて書いておりますが、大臣、世界全体で別に減らすわけじゃないんですよ。全体の生産台数は維持しながら、海外へシフトして国内を削っていく、こういうやり方が今日の大不況の中で進められるということについて、ファイナンシャル・タイムズでさえ皮肉を込めて書いているんですね。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘の指令は、EUの大量解雇に関する指令のことだと承知いたしましたけれども、この指令におきまして加盟国の法制の近似化に関する指令のことだと承認いたしましたけれども、この指令におきましては、「使用者が大量解雇を計画するときは、適当な時期に、意見の一一致が得られるよう、労働者代表と協議しなければならない。」とその二条一項で規定していると承知しております。

○吉井委員 その前に、EU指令の中には、労使協議会指令もありますし、それから大量解雇指令、企業譲渡の場合の既得権指令、賃金指令などリストラ関係三指令も労使協議会指令とは別にあります。そして、実際にルノーが起こした問題については、ベルギーであれフランスであれ、あるいは国際司法裁判所であれ、この指令とそれに基づく国内法違反ということで判決も出ていますね。やはり、ヨーロッパでは今回のようなこうい

うの自動車業界の中でも早い時期から国内でリストラ、その一方で海外生産比率を高めて、国内産業を空洞化させるということをやってきました。この資料をこんなにだくとおわかりのように、自動車全体については十一社の合計で出してあります。ですが、あとはトヨタ、日産、ホンダ、三菱、マツダ、こういうふうに海外生産比率を高めてきたわけですが、ホンダが、九〇年の三〇・八%が九八七年六・六%。二番目が日産で、九〇年の二三・七%が四〇・四%。ホンダに次いで日産の海外移転、国内産業を空洞化させるという問題は非常に顕著に出ているわけです。

自動車産業全体について見れば、設備投資については、九一年から九七年にかけて国内では一兆二百億円設備投資を減らし、海外では八百六十億円減らして、海外では二十二万五千人ふやしまずが、なお補足すれば、企業が積極的な事業再構築を図るということは、将来の発展基盤を確保する上では不可欠なものでございます。これは産業界においても十分な認識が必要であると思います。しかし、事業再構築を行つて、雇用の維持拡大について全力を挙げていくということを踏まえて、これらについては経済界にも繰り返し強く要請しているところでございます。

それから、日産自動車の取引のある部品メーカーの問題でございますけれども、日産が今置かれている立場等々については私から言うのもおかしいですから避けますけれども、日産としては、ヨーロッパでは簡単には、秘密裏に二万一千人のリストラを進めるなんということはできないんですけども、しかし、国内では日産はそれをやつて進めているわけですね。ファイナンシャル・タイムズは、普通は海外工場から閉鎖して国内工場は一番後回しにするのに、日産のやり方は違うと皮肉を込めて書いておりますが、大臣、世界全体で別に減らすわけじゃないんですよ。全体の生産台数は維持しながら、海外へシフトして国内を削っていく、こういうやり方が今日の大不況の中で進められるということについて、ファイナンシャル・タイムズでさえ皮肉を込めて書いているんですね。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘の指令は、EUの大量解雇に関する指令のことだと承認いたしましたけれども、この指令におきましては、「使用者が大量解雇を計画するときは、適当な時期に、意見の一一致が得られるよう、労働者代表と協議しなければならない。」とその二条一項で規定していると承知しております。

○吉井委員 その前に、EU指令の中には、労使協議会指令もありますし、それから大量解雇指令、企業譲渡の場合の既得権指令、賃金指令などリストラ関係三指令も労使協議会指令とは別にあります。そして、実際にルノーが起こした問題については、ベルギーであれフランスであれ、あるいは国際司法裁判所であれ、この指令とそれに基づく国内法違反ということで判決も出ていますね。やはり、ヨーロッパでは今回のようなこうい

う乱暴なやり方は許されない。ヨーロッパではでききれないが、日本では突然やつてくる。

私は、いわばダブルスタンダードでこんなやり方が行われるということは本当にけしからぬことだと思いますが、日産は、このような多国籍企業だと思います。

あるいは一大企業としてのみずから利益のために中小企業や雇用や地域経済を切り捨てるという問題、これを今現に進めているわけですが、一体これらの中野でのどのような影響が生まれるのか、アセスメントをまず行わせて、それを明らかにさせて企業としての社会的責任を果たさせる、私は、まずこのリストラアセスメントを行わせて、企業としての社会的責任を果たしなさい、これぐらることは今通産大臣の方からおつしやつて全然おかしくないことだと思いますが、これも大臣に伺つておきたいと思います。

○細田政務次官 ちょっと、議論の方向が若干真実とずれてきているんじゃないかと思いますので一言だけ申しますと、自動車産業の歴史、世界における自動車の貿易の歴史を見たときに、アメリカにおいて大きな輸入制限運動が起こり、輸出規制が起り、しかも、ローカルコンテンツ法をその他、現地での生産を強要され、強く希望され、ヨーロッパにおいてもしかり。日産においても、イギリス工場にしてもアメリカ工場にしても非常に苦労をして需要の増大に対処してきたということがあります。しかし、国内では非常に需要が増大しておりますから、その面で海外投資が国内に直接大きな悪影響を与えたという分析は実態にそぐわないのではないかと思いますので、念のために申し添えます。

○深谷国務大臣 それから、もう一点私が申上げたいたいと思いますが、日産の私どもへの報告あるいは私どもからの調査によりますれば、二万一千人の削減は解雇ではないといふ考え方方に立つています。つまり、自然減であるとか、その他新規採用等々で調整をしていく、こういう考え方のありますから、その点だけ私の方から申し添えます。

○吉井委員 まず、解雇でないというお話をつきましては、私は、これはどういう玉突きでやられたと思いますが、日産は、このようないくつかの皆さんが行いましたからそのこと

で、大臣がおつしやつておられるようなことじやない。労働組合の方も、二万一千のリストラをやると今の千八百時間に対し四百時間の長時間労働になつてくるんだと、そういう指摘もきちっと労働組合の方でもやつてあるわけです。

ですから、企業の説明のうのみじゃなしに、それはそういうものじゃないということをきちっと見ていたく必要があるし、そして、リストラアセスメントというものをやはりきちんとやらせて社会的責任を果たさせる、私は、大臣として何よりもそのことをこそやつていただきながらならぬと思います。

○吉井委員 ただ、私は、これまでやつておきましたとおり、日産の企業のありようとすることについてコメントは避けてしまひましたけれども、下請企業をお守りするとか雇用の面で全面的に会社側も対応しろということを強く申し上げておりますし、そのことについての目配りは忘れないとおりでありますから、その点、誤解なきようお願いいたします。

○深谷国務大臣 先ほどから私どもは何回も申し上げておりますとおり、日産の企業のありようとすることについてコメントは避けてしまひましたけれども、下請企業をお守りするとか雇用の面で個々に出てきている問題としては日産のリストラ問題を取り上げました。しかし、最初も言いまして、日産だけを私は何か目的のかたきにしての自動車産業と通産行政のあり方と、その中で個々に出てきている問題としては日産のリストラ問題を取り上げました。

○吉井委員 時間が参りましたので終わります。○堺屋国務大臣 吉井委員のお話が、最初は合意の誤謬から始まりまして、だんだんと個別問題に入つたんでござりますけれども、合意の誤謬といふのも、速度あるいは業種、いろいろなことを考へてやらなければならぬと思います。

また、小売店の問題もございましたけれども、小売店だけではなく、いろいろな業種、例えばサービス業のアウトソーシングを起こしていくと競争するためにということで、さらに下請に対しう半値八掛け二割引きというふうな極端な単価を設定しきたり、長時間過労労働。私がトヨタの工場を見学したときに、ハンドルシャフトは一人の労働者が一日十九キロ歩いて三万六千回の工程をこなすんですよ。過労労働ですよ。

そういうふうなやり方でもつてなるほど輸出競争力はできたけれども、これがまた新たな貿易摩擦を引き起こし、円高を引き起こし、円高でも競争力をついています。つまり、まさに今度は海外へ出ていかなきやいけなくなってきたという、こういう悪魔のサイクルに陥っているというのが、これは野村総研の研究員の方のレポートですが、私は、立場の違いを超えてやはりそういうところをきちつ

と踏まえた議論をやらないと、政務次官のおつしやつたようなことにはならないということを申上げておきたいと思います。

最後に、時間が参りましたから、私は、この日産の今回のような大リストラ計画のやはり全面的な、大幅な見直しを求めて取り組む、そして雇用や中小企業や地域経済を守るという立場に立たなければ、中小企業国会の名に値しない、こう言わざるを得ないということを指摘をして、残念ながら、時間が参りましたので質問を終わりたいと思

います。

○吉井委員 私、終わりますということを言つて、大臣がおつしやつておられるようなことじやない。労働組合の方も、二万一千のリストラをやると今の千八百時間に対し四百時間の長時間労働になつてくるんだと、そういう指摘もきちっと労働組合の方でもやつてあるわけです。

それでは、吉井英勝君、一言。

○吉井委員 私、終わりますということを言つて、大臣がおつしやつたのは、私は、全体との反論権ということでされるのだったら、それはそれ自身に対する私自身の見解をきちっと述べるという時間をいただかないと、私はこれはおかしいと思うのですね。

もう時間が大分たつていて、また機会もあらでしようからおいておきますけれども、しかし一言、大臣のおつしやつたのは、私は、全体としての自動車産業と通産行政のあり方と、その中で個々に出てきている問題としては日産のリストラ問題を取り上げました。しかし、最初も言いまして、日産だけを私は何か目的のかたきにして言つておいたままです。そこそこいつもりでありますから、その点、誤解なきようお願いいたします。

○吉井委員 時間が参りましたので終わります。

○堺屋国務大臣 吉井委員のお話が、最初は合意の誤謬から始まりまして、だんだんと個別問題に入つたんでござりますけれども、合意の誤謬といふのも、速度あるいは業種、いろいろなことを考へてやらなければならぬと思います。

また、小売店の問題もございましたけれども、小売店だけではなく、いろいろな業種、例えばサービス業のアウトソーシングを起こしていくと競争するためにということで、さらに下請に対しう半値八掛け二割引きというふうな極端な単価を設定しきたり、長時間過労労働。私がトヨタの工場を見学したときに、ハンドルシャフトは一人の労働者が一日十九キロ歩いて三万六千回の工程をこなすんですよ。過労労働ですよ。

そういうふうなやり方でもつてなるほど輸出競争力をついています。つまり、まさに今度は海外へ出ていかなきやいけなくなってきたという、こういう悪魔のサイクルに陥っているというのが、これは野村総研の研究員の方のレポートですが、私は、立場の違いを超えてやはりそういうところをきちつ

と踏まえた議論をやらないと、内閣提出、中小企業基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。深谷通商産業大臣。(発言する者あり)

それでは、吉井英勝君、一言。

○吉井委員 私、終わりますということを言つて、大臣がおつしやつたのは、私は、全体との反論権ということでされるのだったら、それはそれ自身に対する私自身の見解をきちっと述べるという時間をいただかないと、私はこれはおかしいと思うのですね。

もう時間が大分たつていて、また機会もあらでしようからおいておきますけれども、しかし一言、大臣のおつしやつたのは、私は、全体としての自動車産業と通産行政のあり方と、その中で個々に出てきている問題としては日産のリストラ問題を取り上げました。しかし、最初も言いまして、日産だけを私は何か目的のかたきにして言つておいたままです。そこそこいつもりでありますから、その点、誤解なきようお願いいたします。

○吉井委員 時間が参りましたので終わります。

○堺屋国務大臣 吉井委員のお話が、最初は合意の誤謬から始まりまして、だんだんと個別問題に入つたんでござりますけれども、合意の誤謬といふのも、速度あるいは業種、いろいろなことを考へてやらなければならぬと思います。

また、小売店の問題もございましたけれども、小売店だけではなく、いろいろな業種、例えばサービス業のアウトソーシングを起こしていくと競争のためにということで、さらに下請に対しう半値八掛け二割引きというふうな極端な単価を設定しきたり、長時間過労労働。私がトヨタの工場を見学したときに、ハンドルシャフトは一人の労働者が一日十九キロ歩いて三万六千回の工程をこなすんですよ。過労労働ですよ。

そういうふうなやり方でもつてなるほど輸出競争力をついています。つまり、まさに今度は海外へ出ていかなきやいけなくなってきたという、こういう悪魔のサイクルに陥っているのが、これは野村総研の研究員の方のレポートですが、私は、立場の違いを超えてやはりそういうところをきちつ

〔本号末尾に掲載〕

○深谷国務大臣 それでは、中小企業基本法等の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げさせさせていただきます。

中小企業基本法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

現行の中小企業基本法は、昭和三十八年、その当時における経済社会の動向等を踏まえて、大臣

業との格差の是正を政策目標とし、中小企業の規模の拡大等によりその高度化、近代化を図るための施策を総合的に推進すべく制定されました。しかしながら、基本法制定後三十六年が経過し、この間の急速な経済成長とその後の成熟経済への移行、これに伴う消費者の価値観の多様化、激しい国際化の進展等により我が国経済社会も大きな変化を遂げるとともに、開業率の逆転など中小企業をめぐる状況も大きく変化しております。こうした中、現行基本法が規定する政策体系につきましては、関係者の多大な努力により成果を上げてまいりましたが、一方で、今日の中小企業が抱える多様な経営課題や新規創業の促進など新たな要請には十分こたえられなくなつております。

このため、中小企業政策審議会の答申を踏まえ、二十一世紀を見据えて、政策体系を抜本的に再構築し、今後の中期的な政策展開の基軸を明確化するとともに、経済実態の変化も踏まえ、中小企業関係の法律に規定しております中小企業者の範囲を改定するため、本法律案を提案した次第であります。

次に、この本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業基本法の一部改正でございますが、新たな基本法では、中小企業は我が国経済の活力の源泉であり積極的な役割が期待されるものとして位置づけ、小規模企業からベンチャー企業まで多様な中小企業が抱えるそれぞれの弱みを克服し、機動性など中小企業ならではの独自の強みを發揮し活躍できるような政策へと転換すべく、独立した中小企業の多様で活力ある成長発展を基本理念といたしております。

また、新たな政策理念に基づき、資金、人材等中小企業に不足する経営資源の確保の円滑化、取引の適正化等基礎的な施策として中小企業の経営基盤の強化を、また、中小企業の強みを生かし創意工夫に基づく成長に向けた自主的努力をすそ野広く支援する施策として経営の革新及び創業の促

進を、そして、経済環境の激しい変化等に対応して脆弱な中小企業に対する施策である環境変化への適応の円滑化の三点を政策の基本方針として再構築することとしております。

第二に、中小企業基本法を初めといたしまして、関係法律における中小企業に関する施策の対象とする中小企業者の範囲を、製造業その他の事業を営む企業につきましては、資本金基準を現行の一億円以下から三億円以下に引き上げ、卸売業

については、資本金基準を現行の三千万円以下から一億円以下に、サービス業については、資本金基準を現行の一千万円以下から五千円以下に引き上げるとともに従業員基準を現行の五十人以下から百人以下に、小売業については、資本金基準を現行の一千万円以下から五千万円以下とすることとしております。本改正は、中小企業基本法の

基準を現行の一千万円以下から五千円以下に引き上げるとともに従業員基準を現行の五十人以下から百人以下に、小売業については、資本金基準を現行の一千万円以下から五千万円以下とするこ

ととしております。本改正は、中小企業基本法の

本案審査のため、本日、政府参考人として、中野清君の質疑の際に中小企業庁長官岩田満泰君、遠藤乙彦君の質疑の際に中小企業庁長官岩田満泰君、塩田晋君の質疑の際に通商産業省生活産業局長横川浩君及び中小企業庁長官岩田満泰君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○中山委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○中山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹本直一君。

○竹本委員 自由民主党の竹本直一でございます。

中小企業基本法の一部を改正する法律案について御質問させていただきます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正するのは三十六年ぶりでございます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正するのは三十六年ぶりでございます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正するのは三十六年ぶりでございます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正するのは三十六年ぶりでございます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正するのは三十六年ぶりでございます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正するのは三十六年ぶりでございます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正するのは三十六年ぶりでございます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正するのは三十六年ぶりでございます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正するのは三十六年ぶりでございます。

この法律は、昭和三十八年に立法されて以来、理念を抜本的に改正るのは三十六年ぶりでございます。

としますと中小企業は約六一というような指標が出ています。これは昭和三十八年当時からほとんど変わっていないわけでございます。

また、中小企業の問題の一番大きいのはファイナンス、金融の問題でございますけれども、割合しっかりと中小企業あるいは中小企業に近いような企業、五億円以下の企業を見ましても、四一%が代表者の個人保証を必要とする、相変わらず個人の力によって生計を成り立たせている、こういうような色彩が非常に強いわけでございます。

そこで、この大変な不況の中でございますが、全国的に見ましても、北海道と私の選挙区であります。大阪が失業率も格段に高くて、大変な不況に悩んでおります。そして、兵庫県もあるかもしれませんけれども、京阪神、皆そうでございます。

そういう中で、例えば農業は後継者が育たないから農業をやめる。それから、泉州には昔は漁港があつたのですけれども、演歌で泉州春木港といふ歌がございます。おやじが漁師で、後を繼ぐやつがないからそつと悔しくて涙ぐむという趣旨の歌でございますが、非常にはやつた歌でございますけれども、まさにこの大阪南部の経済情勢を如実に反映した歌ではないかなと思うわけでございます。

このように大変苦境に瀕しているのが中小企業の実態でございますが、そういう現実を前にして、格差の是正から自助努力へと言われても、現場の中小企業は、一体どういうことかなというような、ちょっととした違和感を感じているのも事実ではないかなというふうに思うわけでございます。

中小企業の数は約五百七万三千というふうに聞いておりますけれども、今回この改正によりまして、自助努力を基本とし、定義も変えますので、新たに加わってくる企業の数が約一万六千と先ほど大臣の方からお話をされましたけれども、これが加わってまいりますと、相対的に今までの中小企業への手厚い保護がだんだん薄められていくので

はないか、こういうような印象で物を語る人たちも多いわけございます。

そこで、冒頭に通産大臣、この分野には大変詳しい、権威ある方でございますので、ぜひともも、国民に対するメッセージという意味におきましても、今回なぜ自助努力という柱を基本にして中小企業基本法を改正するのか、一言言葉でお答えいただきたいと思います。

○深谷国務大臣 竹本議員の御質問にお答えいたします。

現行基本法も、中小企業政策の理念としては格差のは正というふうにございますが、これは今お話をありましたように、あの三十年代の経済といふのは二重構造でありまして、大企業が近代的、中小企業は非近代的、こんな区分けをして、その実態を是正しようという考え方でございました。それは同時に、格差のは正というふうな意味合いを持っていました、同義語だと私どもは思つてあります。

そのような考え方というのは、今の実態にはそぐわない。むしろ多様で活力ある存在というのが中小企業でございますから、この中小企業の方々が経済の牽引車になつていただく、日本の国の経済の活力の源泉、あるいは雇用を促進する、そういう位置づけにすることが私は適切ではないだらうかな、こう思うわけであります。

そういう意味合いで、中小企業の役割を正面からとらえて、中小企業が自助努力を果たそうとする対してしっかりと支援していくのが今日的なことではないだらうかな、こう思うわけです。

ただ、今お話をありましたように、例えば、結果としてあらわれる指標においてはまだ戦然と中小企業と大企業の格差というのはあるわけでござります。これを埋めていくための物事の考え方としては、私たち中小企業の基盤の強化、そういう点をとらえて今回の基本法でその文言を改正した、そういう次第であります。

○竹本委員 基盤の強化を図ると同時に、現存

在する中小企業の苦境に対しては手厚い保護を加える、こういう意味で、やはり去年の十

月一日に、信用保証協会の特別保証で特別融資をいたしました。二十兆円の枠をほぼ使い果たしたところまで来ていると思いますけれども、これは大変効果があつて、あれがなければもう倒産が野に満ちておつたのではないか、そのように思うわ

けでございます。

そうしますと、今の日本経済を語るに、ぬれた薪に新聞紙で火をつけて燃やしている状況だ、こ

ういう説明をある学者がしておられましたけれども、ぬれた薪というのは何かというと、民需であ

ります。民間の設備投資に火がつかない、そのため新聞紙という公共事業をどんどんやって、何とかそのぬれた薪に火をつけさせようという懸命

の努力をしているのが今の日本経済の現状だ。こ

ののような表現、まさに私は言ひ得て妙だと思うのですけれども、そういう意味におきまして、何とか薪に火をつける努力をこの中小企業分野においてもぜひとも引き続きやつていただきたい、そのよう思うわけでございます。

数字を見ますと、平成九年の中小企業対策の予算が千八百六十五億円、補正後で二千五百五十九億円、平成十年で、当初が千八百五十八億円、補正後で一兆百五十億円、こう出ておりますけれども、これは中小企業に対する、大変な苦境を目の前にして、補正で大型の補正予算を組んだわけでございます。今第二次補正予算を編成しようとしているところでございますが、ぜひともこの中小企業に対するしっかりとした手当てをお願い申し上げたい、そのように思つています。

日本とアメリカとを比較しますと、国の成り立ちは違いますから、日本は就職にいたしましてあるいは企業に対する融資にいたしましても、過去何をしてきたかということを常に聞いています。しかし、アメリカでは、現在何ができるか、そして何をしたいかとということを中心的に融資をす

るかどうかを決めていく、あるいは職員の採用を決めていく、こういう話を聞きますし、現実にそ

の基本法を中心としたシステムで積極的に応援していくこう、こういうことでございますけれども、先ほど来質疑応答の中で出でておりますように、中

小企業白書にも出ておりますが、我が国は開業率よりも廃業率が上回つておる。開業率が二・七%に対し廃業率が三・二%，こういうことになりますと、どんどん中小企業の数が減つていくわけ

でございます。

比較するためにアメリカの例を調べてみましたら、開業が一三%に対して廃業が一一%、二%も

廃業の方が少ないわけでございます。日本とアメリカの中小企業の数を比較しますと、それほど大きき差がない。アメリカが五百三十五万、日本が六百四十三万、こういう数字は、年によつてちょっと違うと思ひますけれども、ほほ同じ数字でございます。そうしますと、日本はどんどん減つっていく、アメリカはどんどんふえていく、そしてアメリカは非常に好景気だ、こういうふうなことになるのは非常に残念でございます。

そこで、今回のこの法律案の改正で創業及び

企業の創出を図るわけでございますけれども、この創業というのは、あるいはベンチャーの育成というのは、私は日本文化の変革にかかる非常に大きいものではないかなというふうに思つてゐます。つまり、今回この法律を何とか制定にこぎつけまして、トライアルをしまして全部が成功するわけではない、失敗してもそれ

に対する余りペナルティーを与えない、もう一回やりなさい、こういうバツイチに対する励みにもあるいはなるのではないか、そのようなことを考へるわけでございます。

○細田政務次官 竹本委員、大変詳しく述べましたけれども、ぜひ総括

政務次官にこれについてのお考へをお聞きしたいと思います。

○細田政務次官 竹本委員、大変詳しく述べましたけれども、政府といしましては、創業・ベン

チャー企業は、産業の新たな分野を拡大し、新たな関連産業と雇用の創出にも資する存在だといふべきでございます。

そこで、中小企業政策の柱の重要な一つとして据えておるわけでございます。

過去をさかのぼつてみると、大体平成八年から大変多くのメニューがそろつてきております。

国民金融公庫、中小公庫、商工中金のそれぞれの新事業貸し付け、新規開業特別貸し付けなど。マ

ル経の融資もありますし、創業支援債務保証、そ

れから、全国連、日商による新規開業支援セミ

ナー、中小企業大学校の新規創業支援研修。そし

て、新事業促進のための中小企業総合事業団の出

資ですとか、あるいはベンチャーアイデアが間接出

ういう場に直面したこともあるわけでございますけれども、何とか日本の企业文化を、こういったいろいろな施策を重ねる中で、努力すれば報われる社会に変えていく必要があるのではないか、その第一歩がこの中小企業基本法の改正ではないか、このように思つてございます。

そういう意味で、いろいろ通産省では考えておられるわけでございます。私募債への信用保証の付与とか、ベンチャーアイデアへの資金供給をたやすくす

るとか、無利子融資を与えるとか、組合から会社への組織変更を容易にするとか、あるいはストックオーナーの付与限度率を拡大するとか、こういったことを計画しておられるわけでございますけれども、こういった細かいメニューをそろえながら、やる気のある人をこういう分野にどんどん誘い込んで、そして成功する例をどんどん上げていけば、今回の基本法の改正で中小企業にもほのかな明かりが見えてきた、このようになるのではないかなというふうに思つてございます。

私の考へを申し上げましたけれども、ぜひ総括政務次官にこれについてのお考へをお聞きしたいと思います。

○細田政務次官 竹本委員、大変詳しく述べましたけれども、政府といしましては、創業・ベン

チャー企業は、産業の新たな分野を拡大し、新たな関連産業と雇用の創出にも資する存在だといふべきでございます。

そこで、中小企業政策の柱の重要な一つとして据えておるわけでございます。

過去をさかのぼつてみると、大体平成八年から大変多くのメニューがそろつてきております。

国民金融公庫、中小公庫、商工中金のそれぞれの新事業貸し付け、新規開業特別貸し付けなど。マ

ル経の融資もありますし、創業支援債務保証、そ

れから、全国連、日商による新規開業支援セミ

ナー、中小企業大学校の新規創業支援研修。そし

て、新事業促進のための中小企業総合事業団の出

資ですとか、あるいはベンチャーアイデアが間接出

とか、あるいは、先ほどおっしゃいましたエンゼル税制その他のさまざまな税制というふうに、きめ細かく整備してきております。

そして、これから補正予算あるいは来年度におきましては、ただいま竹本先生に大体おつしやつていただきましたので細かく申し上げませんけれども、それらの制度をさらに前向きに拡充いたしまして、創業・ベンチャービジネスがうまくいくように、人材面・技術面・資金面も含めた、ソフト面の支援も含めた総合的な支援を進めていく考えであります。

○竹本委員 ありがとうございました。ぜひ、そういうたきめ細かい施策を末端まで浸透させていただきたいと願う次第でございます。

と申しますのは、いろいろな会合で私は申し上げておるんですけども、各地方の通商産業局あるいはその傘下に商工会議所、商工会等ございますけれども、中央でのこういった制度改正、そして新しい試みがなかなか末端にまで通じていないというのが実態でございます。あの特別信用保証にいたしましても、末端に行き渡って知れ渡るまでは、半年かかつてもまだ十分知らないの方が多いのかつたのではないか。このように私は感じております。

そういう意味におきましても、今回行いますような施策を末端にまで行き渡らせるために、既存の組織をフルに活用して、血液を流して活性化させていただきたいな、それが私の希望でございます。どうしてもこれをやらないと、幾ら中央でいいことをやりましても、それが国民の幸せにつながらないというのが実感であるからでございます。ところで、今、町中を歩いておりますと、旧の商店街が非常に廃れており、空き店舗がいっぱいある、こういうものが目につくわけでございます。統計によりますと、全国の商店街のうちの八割以上の商店街において空き店舗が存在しており、また店舗数の一割以上が閉鎖しているのが全体の四割にもなる、こういうような数字が出てお

るわけでございまして、商店街の衰退というのとは大変な、社会問題に近いものがあるのではないかなと思います。

このために、昨年来、中心市街地活性化法等をつくりまして、七千億を上回る予算もつけまして、そしてそれなりの努力はしておるわけでござりますけれども、なかなかこれが、仮に施設として完成いたしましても、商店街はきれいになつたけれども客は来ないということがあるのではないか。残るのは、そのため分担したローンがまた残つてしまふ、こういうようなこともあるのではないか。そういうことを危惧しておるわけでございます。

まだ制度ができたばかり、法律ができたばかりで、これから各地区において具体的な予算の執行がなされるわけでございますが、私が恐れている

ようなことにならないよう、ぜひとも十分な工夫が必要なのではないかなというふうに思いました。と申しますのは、昔と違つて、貧しい時代と違つて、今は本当に飽食の時代であります。したがいまして、商店街に来る人は、買い物に来るところに何が遊びに来るわけですね。ところが、旧の商店街が幾らきれいにいたしましても、そこには、喫茶店があり、レストランがあり、洋品店はあつても、遊び場所がない。したがつて、そこにはなかなか若者が近づかない。こういうようなことが往々にしてあるのではないか。

また、自動車文化の時代でございます。商店街に車を乗り入れるには駐車場がない。そのためになくろうじやないか、各市町村が一生懸命知恵を出しつくらうじやないか、そこで計画をつくつてもらおうじやないか。それに従つてやる事業については、例えばイベントを実施するにしても、あるいは駅前を整備するにしても、それから高齢者と買い物客が融合できるような施設をつくるとか、交通機関も一緒にやろうじやないか、ありとあらゆる地元での知恵を出していただき、この計画をつくつていただこうということでございます。

こういうふうに見てみると、やはり今の若い人たちの、そしてこの豊かな時代における人々の行動を、行動科学分析ではございませんけれども、きつちりと分析して、どのようなことをすれば商店街の活性化につながるか、よくよく工夫をし、そこに個性を見出していくかなくてはいけない

のではないかというふうに思うわけでございます。

商店街をきれいにするということはだれも反対できない、すばらしいことでありますけれども、そのことによつて客を寄せ集める、にぎやかにする、活性化するという目標が達せられなければ、幾ら金を使つてもそれはむだになるのではないかと思つております。

今まで、既に骨格の法律もできました。そして、各地でその準備が行われているところだろう

とおり、全国各地、大都市といえども例外ではございませんで、全国津々浦々、商店街の問題が大きくなつており、しかも歯の抜けたように商店街がシャツターオーをおろすというような実態にござります。

こういうことではないということで、平成十年の六月にでき、七月に施行された中心市街地活性化法に基づきまして、市町村の基本計画をつくるうじやないか、各市町村が一生懸命知恵を出しています。

○中山委員長 中野清君
本當に広い心で、そして彈力的にこの予算の執行に当たつていただきたい、最後に御要望申し上げまして、私の質問を終ります。ありがとうございました。

○中野清君 公明党・改革クラブの中野清であります。中小企業基本法の一部を改正する法律案について、何点かお伺いいたします。

中小企業の憲法とも言えますこの基本法の改正は、いわゆる三十六年ぶりの改正でありますけれども、この改正への中心的な議論は、本年の九月二十二日の中政審の答申があると私は理解しております。

この答申におきまして、第一部の二十一世紀を

展望した中小企業政策の基本的な考え方、二部の具体的な政策の方向性、特にセーフティーネット等の考えにつきましては、今回中小企業国会と言われる政府の姿勢や熱意をおおむね理解するものでございますけれども、この答申の中で、現行の

中小企業基本法が想定した中小企業数の過多性、企業規模の過小性という画一的な中小企業像を前提とした大企業と中小企業との間の格差は正といふ政策理念とこれに基づく政策はもはや現実に適合しなくなっている。こうした中で中小企業イコール弱者として講ずる一律硬直的な保護政策は効率性を阻害し、能力ある中小企業、意欲ある創業期の中小企業の成長を奪い、中小企業の活力を喪失させるとの指摘がされておりますけれども、この認識は、私は理解に苦しむところであります。この点について、通産大臣は現在どのように考へてお伺いしたいと思います。

あわせて、中小企業を経済的弱者としての現実像を前提として、そのための底上げ的な施策を講じてきたというのを今日までの現行の基本法の有効力な手法、政策であつたと私は考えます。通産大臣は、中小企業は保護育成だけでなく、日本経済の牽引車として新しい基本法を制定したいとおっしゃっておりますけれども、現実の中小企業の大部分は経済的弱者であるということをどう認識していらっしゃるか、お伺いしたいと思うんです。

今御答弁いただきますと、格差が歴然としてあるということをおっしゃつていらっしゃいますので、認識としてはどうも一緒だと思うんですけれども、特に前段に申し上げました答申について、ちょっと私ども疑義がありますので、お伺いしたい

いと思います。

○深谷国務大臣 委員の御指摘のように、指標を見る限り、中小企業と大企業の間に格差があることはそのとおりでございます。ただ、今までの基

本法に書いておりました格差は正というふうに判断をいたしまして、その中小企業の持てる力、これを自助努力と考へますけれども、それと

四つに取り組んで支えていくことがこれから時代にふさわしいのではないか、そのように判断しましたわけでございます。

そして同時に、零細などといいましょうか小規模の企業について、まだ多くの企業が非常に自立に苦しんでいたり経済の不況の状態から脱し切れなくなっています。

ために、景況感が悪いとかいろいろな悩みを持ち続けておりますから、この皆様に対しては從来

と同じように、あるいはそれ以上に対応を考え

適切な政策を打ち出していこう、もつと言いかえれば、基本法では画一的に中小企業をとらえてお

りましたものを多面的なものと考えまして、それ

それにふさわしいきめ細かな政策を推進していくこ

う、こういう考え方であります。

○中野(清)委員 大臣、御答弁ありがとうございます。私も大臣がおっしゃついた意味での御努力

は十分理解します。しかし、今政治が求めている

のは、いわゆる思いやりのある温かな政治だとい

うことは御承知のことおりです。

今、数字についてはいろいろと大臣おっしゃい

ましたから、私から申し上げたいのは、我が國の

ようなより成熟した資本主義社会におきまして、

中小企業の保護政策だからといって、審議会なん

かの答申が言つてあるように中小企業の自立性を

奪うような政策というのを私は今まで余り中小企

業庁はやつてないなかつたと思うのです。むしろ、

そういう意味ではほかの、いわゆる農林とかなん

かについてはあると思ひますけれども、むしろ、私も商売の現実におりまして、そういう意味

での今までの努力というものはきちっとやつて

いると私は思つております。

そういう中で私は申し上げるのですけれども、

今大臣も、格差があるともお認めでございます

ように、そなつてきますと、むしろ私は、そな

いう意味で格差は正というふうは永遠の課題なんだ

と。これは資本主義経済、こういう競争社会にお

いては当然あるわけでございますから、私は

を認めて、温かな、思いやりのある政治をやると

いうことが一番大事であります、そうします

と、この答申の認識というものが、私は必ずしも、そういう意味で日本の中小企業の現状という

ものに対して正しく認識しているかどうかとい

う疑問を抱かざるを得なかつた。大臣の御意思とは

ひとつと違つた方向で先ほど言つた答申の言葉が

ひとり歩きをするということを非常に恐れており

ます。どうか、そういう意味でもう一度御答弁い

ただければありがたいと思います。

○深谷国務大臣 中野委員の御指摘は全くそのとおりでございまして、私も同じような考え方を

持っています。

私の申し上げている旧来からの格差は正と

いうのは、何回も申し上げてまいりましたが、大企業

を近代的ととらえ、中小企業を非近代的ととらえ

た二重構造の中での格差を是正せよという意味合

いは、もう時代おくれだという判断であります。

むしろ中小企業はもっと先頭に立つて、活力の源

を近代的ととらえ、中小企業を非近代的ととらえ

た二重構造の中での格差を是正せよという意味合

いは、もう時代おくれだという判断であります。

<p

行あるいは格差の問題、それから代金の支払い遅延等々、大きな問題が中小企業、各個別の企業にとつてはあるわけでございます。

新基本法におきましては、重点施策として経営基盤の強化を位置づけまして、中小企業が弱みを克服し、強みを伸ばすことができるよう、経営資源等の面で支援するということにしております。

具体的には、資金の供給の円滑化や租税負担の適正化について、二十三条二十四条で定めるとともに、取引の適正化の規定、二十条についても盛り込んでおります。引き続き、多様な中小企業に対しまして、きめ細やかな政策展開をいたしまりたいと思います。

なお、高金利問題と保証問題については、できる限り、今のような危機的状況の中で、安い金利かつ信用保証の拡充を図っていることは御存じのとおりでございますし、下請代金の支払い遅延等の問題につきましては、下請代金支払遅延等防止法に基づく措置が法律的には予定されておるわけでもございます。

○中野(清)委員 ありがとうございました。

それでは、続きまして、中小企業の範囲についてお伺いをしたいと思うんです。

中小企業の定義は、我が国におきましては、いわゆる資本金や従業員という量的な規定であります。今回は量的な拡大であると思つております。

私は、第一に、一律に範囲を定めることについては限界がないのかということについてお伺いをしておきますから、資金が、工業で三倍、卸売業で三・三倍、小売業で五倍となつた根拠は何かということについても明らかにしていただきたいと思うんです。

さらに、物価水準が昭和四十九年に比べますと約一・四倍ということになつておりますけれども、これは消費者物価のはずなんです。そうしますと、日銀の統計調査によりますと、卸売物価指

数は、昭和四十九年、一九七四年を一〇〇としますと、この一九九八年、バブルの崩壊、物価下落後の傾向もあって一二五となつておりますけれども、これはいわゆる消費者物価よりも卸売物価の方がより企業の業績を反映していると思います。

そういう点では、少し無理があるような気がいたしますけれども、簡単で結構ですから、この点をお伺いしたいと思います。

○茂木政務次官 中小企業の範囲の引き上げについての御質問でございますが、中小企業基本法に

おきます中小企業の定義、これは昭和四十八年の前回改正から二十六年が御指摘のとおりたつているわけでございまして、その間に企業活動を取り巻きます経済指標も大きく変化をしている。

そこの中で、物価の上昇率の問題でございますが、卸売物価でいいますと、委員からも御指摘の

ただきましたが、昭和四十七年から平成九年で一・七五倍にたしかなつていています。その一方で、消費者物価指数につきましては二・八三倍、一般的に使われておりますGDPデフレーターでとりますと二・四二倍、こういう形になつてまいるかと思います。同時に、一企業当たりの

資本金額も、製造業で三倍、卸売業でも三倍、小売業で約五倍となつております。

したがいまして、今回の改定におきましては、資本金基準につきまして、製造業などで一億円以下から一億円以下に、そして卸売業で三千万以下から五千万元以下に引き上げることとしたものでござります。

○中野(清)委員 今の御説明につきましては、消

費者物価が二・四二倍というのは昨年の事実でありますけれども、私はそういう数字のことを言うのじゃなしに、実はこういうことの中、中小企業の範囲の拡大によって一万六千社の中堅企業といふものが多くなつてしまつて、既存企業への今までの施策が手薄になるという心配があるという

ことが前提だということだけはまず御理解を願いたいと思うんです。

その意味で、深谷大臣には、特に中小企業

メリカとか先進国では、中小企業の定義というのは、今言つた量的規制だけではなくて、独立企業であるとか、所有と経営がどのような形態をとっているかというような質的な規定に踏み込んだ定義がされているというのも御承知のとおりなんですね。

今、資本金が引き上げられた場合に、例えば大企業の系列の中堅企業は、恐らくこれから連結決算になつてきますと、分社化とか子会社化ということで、資本金が一億以下とか三億以下になつてくるということは当然考えられる。では、そういう場合に、我が国の中小企業政策というのは、大企業の子会社や関連会社までを中小企業として救済するのかということについてお伺いをしたいと

思うんです。

特に、中政審の答申では、いわゆる資本または議決権の一定の割合を他の企業に保有されているかどうか、いわゆる企業の独立性については施設書いていないのです。ですから、非常に誤解を受けやすいと思いますけれども、この点について具体的に明らかにしていただきたい。

例えば、では、中金で大企業の関連会社や子会社それから分社が全部融資を受けられるのかどうか、具体的にお答えを願いたいと思います。

○茂木政務次官 大企業の子会社、関連会社につきましては大変重要な御指摘をいただきました。

我が国におきましても、現在中小企業におきま

す多くの施策では、大企業の子会社はその対象から排除をされております。今委員御指摘の中小公庫法、商工中金法等の金融支援に関しましては、個別金融機関の内規等におきまして、大企業の子会社等を対象としないこととなつております。そ

の一方で、商工組合等につきましては、中小企業の加入を認めておるなど、大企業の子会社の存在も明示的に排除していない場合もございます。

このように、基本法上で一律に大企業の子会社

を排除する規定を設けるのではなく、個別の施策の事情に応じ、適切な対応をとることとしたいと考えております。

○中野(清)委員 どうもありがとうございました。今の御答弁で、ぜひ誤解がないように運営をしていただきたいとお願いをしたいと思います。

次に、中小企業の資金の供給の円滑化と自己資本の充実について、特に政府系金融機関が新しいニーズにどのように対応できるか、この問題について私はお伺いをしたいと思います。

今般、来年度に向けて、十兆円のいわゆる金融安定化特別保証制度が延ばされるという見通しができましたことを、これは貸し済りを受けて資金繰りに支障を来しているところの中小企業に対する政府の力強い施策と私も評価をいたしております。

そういう中で、たびたび中政審の答申を申し上げますけれども、これは基本だと思いますから申し上げます。この答申の中におきましては、政府系金融機関というものはいわゆる民業補完を基本にしておりますけれども、大臣も御承知のところの現状を正確にとらえていない私は思つております。むしろ、今日こそ、政府系金融機関の役割というものは民間金融機関の補完という役割から脱却をしてもらいたい。しかも、答申では保護がら競争だと言つてはいるわけです。そういうながら、この問題だけはなぜ前と同じにするのだということを私はあえて言いたいと思うんです。

ですから、そういう意味では、民間金融機関、中小企業金融の中では八・六%しかシェアがありません。しかもそれの中で、今度は一万六千社もふえるのでしたならば、少なくとも一五や二〇%アップをしていただきたい。これは当然だろうと思うんです。

そういう意味で、深谷大臣には、特に中小企業大臣としての第一年度としてこれを願いしたいと思いますが、いかがございましょうか。特

に、商工中金や中金、国金への出資金とか金利の減免とか融資枠の引き上げとか、そういう点についてのお考へをぜひ大臣から率直にお伺ひをしたいと思います。

○深谷國務大臣 民間金融機関の貸し付けというのが通常の融資の中心になるということは、私は今後も変わらないと思つております。民間金融機関が貸し済りを行うために、補完的な政府系の金融機関を拡大したり臨時の二十兆というのを用意したのであって、これはこれからも十分足りるよう準備はいたしますけれども、まず民間の金融機関が正常な形に立ち戻つて、中小企業の実態をとらえて正確にそれを発展させるために協力する事なことだというふうに考えます。

それから、ただいまのお話の中で、例えば中小企業の定義を改良するということで一万六千社がふえるそうすると既存の金融関係の融資の枠がその分とられてしまうということでありました。それで同時に、昨年の六月に金融関係の定義の改定をいたしまして、既に増加する企業の一萬六千社のうちの一萬二千社は、金融関係の定義ではもう既に決めておりまして、融資の対象になつてゐます。例えば卸業でいいますと、今回資本金一億円と上げるわけでございますが、本来は三千万円でございます。しかし、昨年の融資の関係でいきますと七千萬まで枠を広げております、そういう意味では、このことによつて、小規模企業、他の融資が薄められる、少なくなるということはないと考えています。

○中野(清)委員 今の御意見については、大臣も中小企業が御専門ですけれども、私も実はこれについて、ある程度経験者としますとちょっと違うことがあります。

○中野(清)委員 今は、金融について競争と申しますのは、大臣は、金融について競争といふものについてのお考へが、実は民業と政府系

金融機関というものが、設備投資するにしたつて、競争的な立場もあるのですよ。そうしますと、それをきちっとしておいてもらうということことは、実は民間の金融機関に対して中小企業がある程度の、例えば中金で借りますとか国金で借りますと言えるだけの力を持たぬやだめなんですよ。

○深谷國務大臣 先生の御指摘はまことにごもっともだというふうに思います。例えばこのたびの中小企業の枠を広げました一万六千社を考えてみましても、旧来は民間金融機関からのみお金を借りられておりました。今度から政府系金融機関から借りるというになりますと、お説のとおり

○中野(清)委員 今そういう大臣の御発想でござります。

○中野(清)委員 今それから期待させていただきますけれども、特に私が、この間の活性化法のときに近代化資金の話がございまして、そのときに、御承知と思いながら貸し済りなんのかのときの有力な長期的なものとなつてくる。しかも、それが今この景気対策の中においても、いわゆる長期的なものでございますから、返済ができる。そういうことでぜひ、御決意があつたらば言つていただきたいと思います。

○深谷國務大臣 中小企業等への設備資金の円滑な供給というのは、活性化の観点から大変重要な

○中野(清)委員 今も五年から七年ということで、そのことについての限定がございましたけれども、私がこの委員会でお願いしまして、これを取りつけていました。しかし、所要資金の半分で四千万、期間も五年までのことをいわゆる設備だと事業種

○中野(清)委員 今おつしやつたとおりな

○中野(清)委員 今は、商工ローラン問題の原因としては、金

融機関のいわゆる早期是正措置、融資の回収とい

うものがあつたとということはもう間違いない事実

です。それからまたもう一つは、いわゆる監督

○中野(清)委員 今おつしやつたとおりな

○中野(清)委員 今は、商工ローランをやる方といふ

○中野(清)委員 今は、むしろ国金とか保証協会へやる、そのような書類とか何かをできない方が、しかも機動性とい

ういましょうか、きょうとかあしたとかさつてお

金が欲しいとかいうようなお立場の方が比較的多い。そういう方がどうしてもねらわれやすいと

いう現実の中で、幾つかお話をしたいと思います。

一つは、やはり私は、銀行はけしからぬと思つ

ぜひ深谷大臣の時代に、少なくともこれは期間も

十五年から二十年とか、それから利息も、これは私は何も無利子じゃなくて結構だと思うのです。

二・五とか三とかというようななるべく低い金利でお願いできればいいと思いますし、金額も、さつき言つた四千万なんという金額じゃなしに五

億とか十億とかというような、いわゆる長期的な新しい別の角度からの設備投資資金といいましょうか、これはぜひ、先ほどおつしやつた民間金融との競争という中においても、政府系金融機関と

しての大きな融資の枠をつくる必要がある。

そういう点で、ぜひ私は、そういう意味での必要性というものを痛切に感じておりますし、これが恐らく、これから貸し済りなんかのときの有力な長期的なものとなつてくる。しかも、それが今まで対応できるという意味で、民間の貸し済りにこれは抵抗できるという面もあることはそのとおりでございます。

○中野(清)委員 今それから反省しなきやいけなかつたはざまがいつまでに、大蔵委員会とか法務委員会とかで別の角

度での討議がされておりますけれども、私は、いわゆる強引な取り立てとかという社会問題になつてしまつた商工ローンについてこれについて

○中野(清)委員 今それから根保証の問題とか、利息制限法とか出資法で

お願いしたいと思います。

それから最後に、実は商工ローンについてお伺

いしたいと思うのですけれども、御承知のよう

くつてもらいたいというのですよ。それだけぜひお願いしたいと思います。

○中野(清)委員 今おつしやつたとおりな

○中野(清)委員 今は、商工ローランをやる方といふ

○中野(清)委員 今は、むしろ国金とか保証協会へやる、そのような書類とか何かをできない方が、しかも機動性とい

ういましょうか、きょうとかあしたとかさつてお

金が欲しいとかいうようなお立場の方が比較的多い。そういう方がどうしてもねらわれやすいと

いう現実の中で、幾つかお話をしたいと思います。

一つは、やはり私は、銀行はけしからぬと思つ

ぜひ深谷大臣の時代に、少なくともこれは期間も

十五年から二十年とか、それから利息も、これは私

は何も無利子じゃなくて結構だと思うのです。

二・五とか三とかというようななるべく低い金利

でお願いできればいいと思いますし、金額も、

さつき言つた四千万なんという金額じゃなしに五

億とか十億とかというような、いわゆる長期的な新しい別の角度からの設備投資資金といいましょうか、これはぜひ、先ほどおつしやつた民間金融との競争という中においても、政府系金融機関と

しての大きな融資の枠をつくる必要がある。

そういう点で、ぜひ私は、そういう意味での必

要性というものを痛切に感じておりますし、これが恐らく、これから貸し済りなんかのときの有力な長期的なものとなつてくる。しかも、それが今まで対応できるという意味で、民間の貸し済りにこれは抵抗できるという面もあることはそのとおりでございます。

○中野(清)委員 今それから反省しなきやいけなかつたはざまがいつまでに、大蔵委員会とか法務委員会とかで別の角

度での討議がされておりますけれども、私は、いわゆる強引な取り立てとかいう社会問題になつてしまつた商工ローンについてこれについて

○中野(清)委員 今それから根保証の問題とか、利息制限法とか出資法で

お願いしたいと思います。

それから最後に、実は商工ローンについてお伺

いしたいと思うのですけれども、御承知のよう

くつてもらいたいというのですよ。それだけぜひお願いしたいと思います。

○中野(清)委員 今おつしやつたとおりな

○中野(清)委員 今は、商工ローランをやる方といふ

○中野(清)委員 今は、むしろ国金とか保証協会へやる、そのような書類とか何かをできない方が、しかも機動性とい

ういましょうか、きょうとかあしたとかさつてお

金が欲しいとかいうようなお立場の方が比較的多い。そういう方がどうしてもねらわれやすいと

いう現実の中で、幾つかお話をしたいと思います。

一つは、やはり私は、銀行はけしからぬと思つ

ぜひ深谷大臣の時代に、少なくともこれは期間も

十五年から二十年とか、それから利息も、これは私

は何も無利子じゃなくて結構だと思うのです。

二・五とか三とかというようななるべく低い金利

でお願いできればいいと思いますし、金額も、

さつき言つた四千万なんという金額じゃなしに五

億とか十億とかというような、いわゆる長期的な新しい別の角度からの設備投資資金といいましょうか、これはぜひ、先ほどおつしやつた民間金融との競争という中においても、政府系金融機関と

しての大きな融資の枠をつくる必要がある。

そういう点で、ぜひ私は、そういう意味での必

要性というものを痛切に感じておりますし、これが恐らく、これから貸し済りなんかのときの有力な長期的なものとなつてくる。しかも、それが今まで対応できるという意味で、民間の貸し済りにこれは抵抗できるという面もあることはそのとおりでございます。

○中野(清)委員 今それから反省しなきやいけなかつたはざまがいつまでに、大蔵委員会とか法務委員会とかで別の角

度での討議がされておりますけれども、私は、いわゆる強引な取り立てとかいう社会問題になつてしまつた商工ローンについてこれについて

○中野(清)委員 今それから根保証の問題とか、利息制限法とか出資法で

お願いしたいと思います。

それから最後に、実は商工ローンについてお伺

いしたいと思うのですけれども、御承知のよう

くつてもらいたいというのですよ。それだけぜひお願いしたいと思います。

○中野(清)委員 今おつしやつたとおりな

○中野(清)委員 今は、商工ローランをやる方といふ

○中野(清)委員 今は、むしろ国金とか保証協会へやる、そのような書類とか何かをできない方が、しかも機動性とい

ういましょうか、きょうとかあしたとかさつてお

金が欲しいとかいうようなお立場の方が比較的多い。そういう方がどうしてもねらわれやすいと

いう現実の中で、幾つかお話をしたいと思います。

一つは、やはり私は、銀行はけしからぬと思つ

ぜひ深谷大臣の時代に、少なくともこれは期間も

十五年から二十年とか、それから利息も、これは私

は何も無利子じゃなくて結構だと思うのです。

二・五とか三とかというようななるべく低い金利

でお願いできればいいと思いますし、金額も、

さつき言つた四千万なんという金額じゃなしに五

億とか十億とかというような、いわゆる長期的な新しい別の角度からの設備投資資金といいましょうか、これはぜひ、先ほどおつしやつた民間金融との競争という中においても、政府系金融機関と

しての大きな融資の枠をつくる必要がある。

そういう点で、ぜひ私は、そういう意味での必

要性というものを痛切に感じておりますし、これが恐らく、これから貸し済りなんかのときの有力な長期的なものとなつてくる。しかも、それが今まで対応できるという意味で、民間の貸し済りにこれは抵抗できるという面もあることはそのとおりでございます。

○中野(清)委員 今それから反省しなきやいけなかつたはざまがいつまでに、大蔵委員会とか法務委員会とかで別の角

度での討議がされておりますけれども、私は、いわゆる強引な取り立てとかいう社会問題になつてしまつた商工ローンについてこれについて

○中野(清)委員 今それから根保証の問題とか、利息制限法とか出資法で

お願いしたいと思います。

それから最後に、実は商工ローンについてお伺

いしたいと思うのですけれども、御承知のよう

くつてもらいたいというのですよ。それだけぜひお願いしたいと思います。

○中野(清)委員 今おつしやつたとおりな

○中野(清)委員 今は、商工ローランをやる方といふ

○中野(清)委員 今は、むしろ国金とか保証協会へやる、そのような書類とか何かをできない方が、しかも機動性とい

ういましょうか、きょうとかあしたとかさつてお

金が欲しいとかいうようなお立場の方が比較的多い。そういう方がどうしてもねらわれやすいと

いう現実の中で、幾つかお話をしたいと思います。

一つは、やはり私は、銀行はけしからぬと思つ

ぜひ深谷大臣の時代に、少なくともこれは期間も

十五年から二十年とか、それから利息も、これは私

は何も無利子じゃなくて結構だと思うのです。

二・五とか三とかというようななるべく低い金利

でお願いできればいいと思いますし、金額も、

さつき言つた四千万なんという金額じゃなしに五

億とか十億とかというような、いわゆる長期的な新しい別の角度からの設備投資資金といいましょうか、これはぜひ、先ほどおつしやつた民間金融との競争という中においても、政府系金融機関と

しての大きな融資の枠をつくる必要がある。

そういう点で、ぜひ私は、そういう意味での必

要性というものを痛切に感じておりますし、これが恐らく、これから貸し済りなんかのときの有力な長期的なものとなつてくる。しかも、それが今まで対応できるという意味で、民間の貸し済りにこれは抵抗できるという面もあることはそのとおりでございます。

○中野(清)委員 今それから反省しなきやいけなかつたはざまがいつまでに、大蔵委員会とか法務委員会とかで別の角

度での討議がされておりますけれども、私は、いわゆる強引な取り立てとかいう社会問題になつてしまつた商工ローンについてこれについて

○中野(清)委員 今それから根保証の問題とか、利息制限法とか出資法で

お願いしたいと思います。

それから最後に、実は商工ローンについてお伺

いしたいと思うのですけれども、御承知のよう

くつてもらいたいというのですよ。それだけぜひお願いしたいと思います。

○中野(清)委員 今おつしやつたとおりな

○中野(清)委員 今は、商工ローランをやる方といふ

○中野(清)委員 今は、むしろ国金とか保証協会へやる、そのような書類とか何かをできない方が、しかも機動性とい

ういましょうか、きょうとかあしたとかさつてお

金が欲しいとかいうようなお立場の方が比較的多い。そういう方がどうしてもねらわれやすいと

いう現実の中で、幾つかお話をしたいと思います。

一つは、やはり私は、銀行はけしからぬと思つ

ぜひ深谷大臣の時代に、少なくともこれは期間も

十五年から二十年とか、それから利息も、これは私

は何も無利子じゃなくて結構だと思うのです。

二・五とか三とかというようななるべく低い金利

でお願いできればいいと思いますし、金額も、

さつき言つた四千万なんという金額じゃなしに五

億とか十億とかというような、いわゆる長期的な新しい別の角度からの設備投資資金といいましょうか、これはぜひ、先ほどおつしやつた民間金融との競争という中においても、政府系金融機関と

しての大きな融資の枠をつくる必要がある。

そういう点で、ぜひ私は、そういう意味での必

要性というものを痛切に感じておりますし、これが恐らく、これから貸し済りなんかのときの有力な長期的なものとなつてくる。しかも、それが今まで対応できるという意味で、民間の貸し済りにこれは抵抗できるという面もあることはそのとおりでございます。

○中野(清)委員 今それから反省しなきやいけなかつたはざまがいつまでに、大蔵委員会とか法務委員会とかで別の角

度での討議がされておりますけれども、私は、いわゆる強引な取り立てとかいう社会問題になつてしまつた商工ローンについてこれについて

○中野(清)委員 今それから根保証の問題とか、利息制限法とか出資法で

お願いしたいと思います。

それから最後に、実は商工ローンについてお伺

いしたいと思うのですけれども、御承知のよう

くつてもらいたいというのですよ。それだけぜひお願いしたいと思います。

○中野(清)委員 今おつしやつたとおりな

○中野(清)委員 今は、商工ローランをやる方といふ

○中野(清)委員 今は、むしろ国金とか保証協会へやる、そのような書類とか何かをできない方が、しかも機動性とい

ういましょうか、きょうとかあしたとかさつてお

金が欲しいとかいうようなお立場の方が比較的多い。そういう方がどうしてもねらわれやすいと

いう現実の中で、幾つかお話をしたいと思います。

一つは、やはり私は、銀行はけしからぬと思つ

ぜひ深谷大臣の時代に、少なくともこれは期間も

十五年から二十年とか、それから利息も、これは私

は何も無利子じゃなくて結構だと思うのです。

二・五とか三とかというようななるべく低い金利

でお願いできればいいと思いますし、金額も、

さつき言つた四千万なんという金額じゃなしに五

億とか十億とかというような、いわゆる長期的な新しい別の角度からの設備投資資金といいましょうか、これはぜひ、先ほどおつしやつた民間金融との競争という中においても、政府系金融機関と

しての大きな融資の枠をつくる必要がある。

そういう点で、ぜひ私は、そういう意味での必

要性というものを痛切に感じておりますし、これが恐らく、これから貸し済りなんかのときの有力な長期的なものとなつてくる。しかも、それが今まで対応できるという意味で、民間の貸し済りにこれは抵抗できるという面もあることはそのとおりでございます。

○中野(清)委員 今それから反省しなきやいけなかつたはざまがいつまでに、大蔵委員会とか法務委員会とかで別の角

度での討議がされておりますけれども、私は、いわゆる強引な取り立てとかいう社会問題になつてしまつた商工ローンについてこれについて

○中野(清)委員 今それから根保証の問題とか、利息制限法とか出資法で

お願いしたいと思います。

それから最後に、実は商工ローンについてお伺

いしたいと思うのですけれども、御承知のよう

くつてもらいたいというのですよ。それだけぜひお願いしたいと思います。

○中野(清)委員 今おつしやつたとおりな

○中野(清)委員 今は、商工ローランをやる方といふ

○中野(清)委員 今は、むしろ国金とか保証協会へやる、そのような書類とか何かをできない方が、しかも機動性とい

ういましょうか、きょうとかあしたとかさつてお

金が欲しいとかいうようなお立場の方が比較的多い。そういう方がどうしてもねらわれやすいと

いう現実の中で、幾つかお話をしたいと思います。

一つは、やはり私は、銀行はけしからぬと思つ

ぜひ深谷大臣の時代に、少なくとも

助成を受けて、二・五とか三%で貸しますと、それを今度は片っ方の商工ローンの方が十倍ぐらいで貸す。これをやつていて自分で、私は違うのだと言つておりますけれども、中小企業を代表する通産省、中小企業庁として、これは少なくともそういうものについてペナルティーをしてもらうと、いうような問題、また金融機関名の公表とか、そういうことをやはり要求すべきだらうというの有一点であります。

相談をするようななたたかいうのは全国で恐らく一万二、三千いると思ひますけれども、商工会議所や商工会の相談員だとか指導員とかといふ人が、実はそこに一つの大きな役割があるはずなんです。しかも、それは借金の話でござりますから、そう親戚や友達に簡単に言えるわけはないんですよ。

ときにおいては、恐らく今までの制度だけやつていたのでは、相談員も相談されて困りましたというだけで終わりになつてしまふ。そういう点についてのいわゆる温かい政治の、思いやりの行政というものがあるはずだということについて、私は、そういう意味でこの問題についてのお願いをしていきたいと思うんです。

ですから、商工ローンの問題を、確かに貸し手

う少し上げるとか保証料も上げてもらうとかいろいろありますけれども、少なくとも一割五分とか二割とか三割だというようなはかな、絶対に返せないような利息じゃないわけですよ。私も、実はいろいろと相談を受けたときには、こういう町の金融のときには、なるべくそれはやめた方がいいよ、そしてそれを何とか国の資金なんかで、なるべく長期にしてもらって、その人たちが返せるような対策を立ててやらなければ、再生ができないわけですよ。その点で、そういうような、保証をするとか何かそういう手だけで、これはもうはつきり申し上げて、先ほど言つたいわゆる企業としての話ではない状況でござりますけれども、どうかということをひとつお願いをしたいと思います。

の方の企業については非常にけしからぬ、私もそのとおりだと思いますし、これについては政治がそれに対するいろいろな対策をすべきだ。これは当然だと思いますから、ぜひお願ひしたいと思いますけれども、中小企業庁にとって、これは一つの大きな他山の石だと。

つまり、中小企業金融、特に零細金融に対しても、これは非常に問題がある。しかも、それは恐らく帳簿も余りつけたこともない方、または、資金もあしたとかあさつてとかすぐ下さいとかいうようなことで、非常に論理的には難しいといいうようなことについては十分理解しておりますけれども、しかし、それでもやはり我が國であります。つぶれてもいいんだ、財産もとられていいんだ、保証人に迷惑かけてもいいんだということに

はならないわけでございまして、何とかこの辺についての政治の温かい光というものをどうやって与えられるか。

○深谷国務大臣 これについては、特に深谷大臣の格段のお氣持ちがありましたらば、最後に御決意を伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

員からございました。例えば、高いリスクに応じた高いリターンを求めるといったような、そういう考え方で多様な資金供給が行われるべきではないか。私は、この認識は全く大事なことだと思っていますが、今までそういう考え方をしていらっしゃった。これは、そういう分野にほとんど対応していませんでしたので、御提言を大事に受けとめて前向きに検討させていただきたいと思っております。

それから、商工ローンを借りる人たちのことにつれられました。どういう方たちかということを考えて私が申し上げるべきではございませんけれども、やはり必要に応じて、その方たちにきちんととした道筋を御指導申し上げたり、対応をお答えするということはとても大事なことで、商工会議所等でやつておりますが、私たちのところも、中小企業庁とかあるいは地方通産省業局、それから政府系金融機関等もそれらの窓口になってきたわけでございます。

そこはよく温かく対応して、足らざるところはきっちりと補つていただけるよう、そういう形とするべきだと思います。一方でまた、三百の支援センターをつくると申しましたが、そこなども活用できるようにしていくべきだと思います。

○中野(清)委員 今、大臣のお言葉でございますから、ぜひともこの商工ローンの問題については、政治としての温かい手を何らかの形でやつていただきたいと心から御期待を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○中山委員長 遠藤乙彦君。

○遠藤(乙)委員 公明党・改革クラブの遠藤乙彦でございます。

両大臣初め、答弁者の方、大変長時間にわたりまして御苦労さまでございます。今国会は別名中企小企業国会とも言われまして、最重要のテーマとされています。両大臣とも大物大臣をそろえ、また政務次官の方々も粒ぞろいの精鋭をそろえまして、

期待するところ大でございまして、大変ハードなスケジュールでございますが、ぜひとも頑張つていただければと思うところでございます。

さて、既に同僚議員の方々からいろいろ質問が出ておりますので、若干重複を避けて、少し違った角度からお聞きをしたいと思つております。理念の問題につきましては既に御答弁がございましたので、少し角度をええまして、今国会、特に国民の方々、また中小企業の方々、大変長引く構造不況で疲弊をしておられまして、一刻も早く何とかしてほしいと切実な思いで見詰めているわけでございまして、そういう方々に対しても、政府として今回の中 小企業問題、国会審議を通じてどういうメッセージを送ろうとされているのか。非常にそもそも論になりますけれども、これは両大臣にお聞きしたいと思つておりますが、まず深谷大臣にお願いしたいと思います。

○深谷国務大臣 一つは、何よりも景気回復が大前提でございます。一月から三月のGDPのプラス、それから四月から六月にかけて、若干訂正はしましたけれども、プラス傾向にある。来年は〇・五%以上の数値を出そうということで今努力中でございますが、ようやく明るみが出ましても、まだ設備投資その他もろもろ問題が残つていますし、雇用の問題もございます。為替もあります。片時も油断できませんので、経済対策を今国会できちんと出して、一層のてこ入れをしていくこう思つて いるわけでございます。

一方、中小企業というのは、旧来からの物の考え方でいきますと、何回も申し上げておりますが、大企業対中小企業という対比で物を見て、近代的か非近代的か、そういう差で、それを埋めるのが格差是正だ、こう考えていましたが、そういう後ろ向きでなくて、もっと積極的に、経済の動向を見ながら、中小企業が活力を出して先頭につく組んで対応できるような形にしたい。それが立つていたらどうな、そういう状況に持つていただきたい。そのためには、中小企業の持てる技術だとか意欲だと、そういうものに国が正面から四

中小企業に対する物の考え方の大きな転換だ、そんなんふうに考へておるわけでござります。

同時に、重要なのは、だからといましても、まだ自助努力ができないような小規模の皆さん方もおられるわけでありますから、この方面に關しては手厚い、先ほどもお話をありましたよう思つております。

○堺屋國務大臣 まず申し上げたいのは、中小企業こそ夢と希望と勇気の宝庫だと思っております。

今まで、中小企業はだんだんと大企業に侵食されてなくなつていくというような思想がありました。したがつて、何とかこれをカバーして支えていかなきやならぬということをございますけれども、今見ますと、八〇年以降、アメリカでもドイツでも物すごい勢いで中小企業がたくさん出てきている。この知恵の時代こそ中小企業に大きなフロンティアを与えたんだ。だから、中小企業の皆さんも夢と勇気を持つてやつていただきたいし、これからどんどんと企業を起こして中小企業に入つていただきたい。それは、単にハイテクだけではなく、家庭のアウトソーシングのような、生活に密着したところにもたくさんの働き口があるんだ、そういう夢と希望を持つて、勇気を持つて当たつていただきたいと申し上げたいと思ひます。

○遠藤(乙)委員 両大臣から大変力強い、また希望を与えるような御発言をいただいて、大変心強く思つておるところをございまして、政府側としては、今の兩大臣の御決意、またビジョンに沿つて、ぜひとも実質のある中小企業政策を開いていただきたいと強くお願ひをする次第でござります。

そこで、まず堺屋長官にお聞きしたいんですが、今、現場の中の中小企業の最大の思いは、一刻も早く景気回復を何とかしてくれ、これが率直などころなんですね。もうこれ以上不況が続くと本当に沈没、倒産という状況であります、少しでも

仕事を欲しい、何とか景気回復をというのが実は最大の願望であることは、私は現場を回つて肌身で感じております。

そこで、すばりお聞きしますけれども、長官といたしまして、景気回復宣言はいつになるか、そしてまた、どういう状況になつたときにそういう景気回復宣言ができるかということをまずお聞きしたいと思います。

○堺屋國務大臣 景気は一時よりは、去年の今ころに比べますと幾分よくなつてきた。中小企業の経営者の方々の見方も幾分よくなつてきたといふものの、非常に依然として軟弱な状態でございます。ここで政府といたしましては、経済新生対策をとりまして、もう一押し二押し景気を振興していきたいと考えております。

景気がいつになつたら回復宣言ができるのだということでござりますけれども、回復宣言というのは、そういう言葉は使つておりませんが、やはり景気がよくなつたと実感してもらえるというのは、消費が伸び、統いて設備投資がやはり回復するときだらう、こう考へております。

現在、大変設備が多いのでござりますけれども、別の分野で、今過剰になつてゐる分野ではなしに新しい分野でそろそろ出てきてゐる配がございます。これが本格的になる、それまで政府としては需要を支えていかなければならないだろうと考へております。

○遠藤(乙)委員 今三党協議でもまさにそういう考へ方で、ことし、来年で何が何でも景気を回復させるという強い決意に立つておりますが、ぜひとも政府側としてもその点御配慮いただければと思つております。

そこで今度は、総括政務次官にお伺いいたしまさず、今回的新基本法の中ではベンチャーチャー施策を重点施策として積極的に講ずることであると思つております。今回ベンチャーチャー施策を新たに位置づけております。

今、両大臣から大変見識に富んだ、また力強い御決意があつたわけでござりますが、私自身も中企業の見直し、理念の見直し、大変重要なテーマであると思つております。

私自身の思いとしては、今までの日本の特に明治以降の近代化、追いつき型発展を目指してきたものであった、それが今完全に条件がもう失われ

て、このままでは日本再生はできないという状況でありまして、その追いつき型発展のシステムをどうやつて創造革新に変えていくか、これは大変な作業に取り組まなければいけない、中小企業問題もまさにその一環としてどう位置づけるかと

いうことはないかと考えております。追いつき型というのは、ある意味では先行するモデルがあつて追いつくのはそれほど大きな努力は要らない。だけれども、モデルがない場合、例えは欧米型のモデルがもう今ないわけですから、そういうものをどうつくり出してどう二十一世紀型をつくるかということは至難のわざであります。あつて、追いつくのと新しいものを創造するのと

は全然次元の違う話であるぐらに私は思つております。

特に日本の場合には、追いつき型発展というのは、長年歴史の中に組み込まれた遺伝子と言つてもいいわけで、單に近代経済発展のみならず、そもそも言えば律令国家の時代、七世紀、八世紀の律令国家時代以来、周辺の国々をモデルにして追いつき型をやつたわけであつて、大変深くこの追いつき型という遺伝子が組み込まれていて、これを今根底的に遺伝子組み換えをしてしなければいけないということで、それは意識の問題、教育の問題をいつき型といふ遺伝子組み換えをしてしまつて、これが本格的になる、それまで政府としては需要を支えていかなければならないだろう

と考へております。

そういった意味で、この中小企業、大きな星でござりますので、ぜひともそういう視点に立て御努力をいただきたいと思うところでございまさす。

そこで今度は、総括政務次官にお伺いいたしまさず、今回的新基本法の中ではベンチャーチャー支援を新たに位置づけております。今回ベンチャーチャー施策を重点施策として積極的に講ずることであると私は考へておるわけでございまして、なかなか実行が伴わないというのが現実ではなかつたかと思つております。

ただ、今回の日本のそういう二十一世紀に向けて新生ということを考えますと最重要のポイントであると私は考へておるわけでございまして、なかなか実行が伴わないというのが現実ではなかつたかと思つております。

そこで今度は、総括政務次官にお伺いいたしまさず、今回的新基本法の中ではベンチャーチャー支援を新たに位置づけております。今回ベンチャーチャー施策を重点施策として積極的に講ずることであると私は考へておるわけでございまして、今までのいわゆる市場というものを、特にその創造的機能をどうやつて活性化するかという一言に尽きるわけなんですが、従来の経済学教科書は非常に資源の最適配分といったプロセスばかり重視をして、どうやつて新しい技術や新しい製品が起

と、従来型の大企業が次々に大きな問題を起こしております。経営上の困難にも逢着しております。経営上の困難にも逢着しております。

そこで、他方、マイクロソフトのビル・ゲイツを例に出します。もちろん直接インターネットを使う産業とか、それからインターネット関連のソフト産業とか、新しい企業が次々に出てきているわけですね。

これは、今までには聞いたこともないような企業、こういう創業をどうやつて政策の中で取り込めるかということは長い間の懸案で、最近の懸案であつたわけでござりますが、現行のベンチャーファンドあるいは創業支援策を見ても随分、平成七年、八年、九年、十年とできてきております。あ

るいは貸し付けに、あるいは出資に、あるいは税制、そしてまたあるいはソフト支援、研修、そういう面で次々に出てきております。

したがいまして、ベンチャーというのはなかなかか育していくのは大変でござりますけれども、施策の活用によりまして、新しい芽が出来ますようにこれからも一生懸命育ててまいりたいということを今根柢的に遺伝子組み換えをしてしなければいけないといふことで、それは意識の問題、教育の問題をいつき型といふ遺伝子組み換えをしてしまつて、これが本格的になる、それまで政府としては需要を支えていかなければならない

と考へております。

これまでにノウハウが蓄積されておりませんので試行錯誤しておりますけれども、委員の先生方からも、各党からも、いいお知恵がありましたらどんどん採用させていただきたいと思います。

○遠藤(乙)委員 このベンチャーファンドの問題、今まで何度もブームになつて、その都度騒がれてきて、なかなか実行が伴わないというのが現実ではなかつたかと思つております。

ただ、今回の日本のそういう二十一世紀に向けて新生ということを考えますと最重要のポイントであると私は考へておるわけでございまして、なかなか実行が伴わないというのが現実ではなかつたかと思つております。

そこで今度は、総括政務次官にお伺いいたしまさず、今回的新基本法の中ではベンチャーチャー支援を新たに位置づけております。今回ベンチャーチャー施策を重点施策として積極的に講ずることであると私は考へておるわけでございまして、今までのいわゆる市場というものを、特にその創造的機能をどうやつて活性化するかという一言に尽きるわけなんですが、従来の経済学教科書は非常に資源の最適配分といったプロセスばかり重視をして、どうやつて新しい技術や新しい製品が起

こり、どうやつて市場というものが今まで創造的な文明をつくってきたかということは、この分析はほとんどされておりませんので、むしろそういった問題こそが大変重要なこと私は個人的に考へているところでございます。

そんな中で、ベンチャーといふのは実は最も重要なポイントになるわけだけれども、いろいろなネットが実は日本の社会にあると考えられます。幾つかありますが、特にその一つは金融のあり方ですね。今までの日本の金融というものが担保主義であって、担保をとつて貸すということが基本的に行われてきたために、本当に潜在的な可能性のある個人やまたプロジェクトに対して融資をするということは余りなかつたわけで、それがこのベンチャーの大きな発展の足かせになつてきただといふうに私は認識をしております。

そういうふうに私は認識をしております。は、やはり特にベンチャーに対するは担保主義ではなくて、プロジェクトファイナンスといいますか、そのベンチャーの持つているさまざまな経営理念、ノウハウ、内容、キャッシュフロー、そういうものに着目をして、しつかりと審査をして、それが本当に信頼性のあるものであり発展可能性があれば、それに信頼して貸していく、そういう方式をとる必要がぜひとも必要ではないかと思つております。

そういう意味で、これは茂木政務次官にお聞きしたいと思いますけれども、プロジェクトファイナンス方式の活用ということにつきまして、どういう見解をお持ちか、ぜひお聞きしたいと思います。

○茂木政務次官 遠藤委員御指摘のとおり、担保至上主義の融資、それから与信体制、こういったものを明らかに見直すべき時期に来ていると思います。特に、御指摘のベンチャー企業は、一般的に担保力が乏しいために、どうしても特にアーリーステージ等々で資金調達に支障を來しているのが現状であると考えております。そこで、従来から行つております融資はもちろ

んであります、成長性のある企業が担保なしで発行します社債を政府系の金融機関が取得する、

こういう形態も今後は活用していくべく、新しい制度を中小企業金融公庫に創設しようと考へております。また、新しいサービス産業であります

が、ソフトウエアであつたりとか特許権等の知的財産、これに対しましても担保設定というものを積極的にこれからは活用することを考えていきました。この制度は、ベンチャー企業を含む成長性のある中小企業に対し、将来の事業から生み出される収益というものに着目をしましてその資金需要に的確に対応するもので、委員御指摘の点とはほぼ合致しているのではないか、こんなふうに考えておりますし、今回の補正予算におきましても所要の予算措置を要求する同時に、今国会に所要の法律改正案を提出すべく検討を進めているところであります。

○遠藤(乙)委員 私は、現実的にこのプロジェクトファイナンス方式、茂木次官にもう一つ、これは事前に通告してあります、プロジェクトファイナンス方式というのには非常にこれは有効な方法だと思いますし、既にその芽は出でておりますけれども、新規の雇用に対する助成金ですね。これはもつと大幅に活用していくのではないか。そういうふうに思つてます。

もう一つは、私は、今の雇用情勢とも関連して、既にその芽は出でておりますけれども、新規の雇用に対する助成金ですね。これはもつと大幅に

ります。

そういうことで、ちょっとこの雇用助成金という問題につきまして、通告はしておりませんが、茂木次官の御見解をお伺いいたします。

○茂木政務次官 大変いい提案だと思って、前向きに検討させていただきたいと思つております。

この制度は、ベンチャー企業を含む成長性のある中小企業に対し、将来の事業から生み出される収益というものに着目をしてその資金需要に的確に対応するもので、委員御指摘の点とはほぼ合致しているのではないか、こんなふうに考えておりますし、今回の補正予算におきましても所要の予算措置を要求する同時に、今国会に所要の法律改正案を提出すべく検討を進めているところであります。

例えば、特別保証制度を延長させていただい

て、拡大させていただくわけですけれども、從来の貸し済り対策、これを基本といたしますが、同時に、雇用の増大であつたりとか建設的な努力に対しても対象要件に加える等々の積極的な対応も図つてしまひたいと考えております。

○遠藤(乙)委員 今、ファイナンスの問題を申し上げました。

もう一つ、あるいはもつとより本質的なネットは、先ほども委員の方から御質問がありました

が、教育、文化の問題、意識の問題ではないかと思つておりますし、ベンチャー文化といいますか、そういうものはまだ日本にはほとんど育つてないということが根底的なネットであると私は感じております。

特に日本の教育、近代の教育というのが、追いつき型を主眼としたために、どうしても知識偏重

です。既存の知識をどうやって効率的に注入するかというところに主眼が置かれまして、知識偏重、画一型、偏差値型になつたわけで、ある意味

では、これは追いつき型には非常に効率的なやり方かもしれませんけれども、これからベンチマーク

アーリーステージ等々で資金調達に支障を來しているのが現状であると考へております。

そこで、従来から行つております融資はもちろ

着させなければならないだろうと考えております。これは何もベンチャーに限らず、あらゆる分野にわたつて必要なものであると考えております。そこで、そういう意味では、教育改革は抜本的な改革が必要だというふうに考えております。

特にベンチャーが新しい仕事を始めるために考へる必要がありますし、また、どういうタイミングでそれをやるか、非常にクリエーティブな判断が必要になつてくるわけでございます。今までの日本の学校教育からは期待できないものばかりでございまして、ベンチャーを育てるためには、日本経済を再生させるためには、教育との連動、教育改革との連動が不可欠だということをぜひひともこれは認識していただければと思つております。

○遠藤(乙)委員 の御見解を伺いました。

やはり今までの教育というのはどちらかといふと記憶、暗記型でございまして、物をクリエイティブに考えていくということではないというところに日本の教育の問題点もありました。そこで、例えば創業精神を涵養するとか、国民意識全体の改革をしていかなければなりません。

まさに日本の教育、近代の教育といふのが、追いつき型を主眼としたために、どうしても知識偏重

です。既存の知識をどうやって効率的に注入するかというところに主眼が置かれまして、知識偏重、画一型、偏差値型になつたわけで、ある意味

では、これは追いつき型には非常に効率的なやり方かもしれませんけれども、これからベンチマーク

アーリーステージ等々で資金調達に支障を來しているのが現状であると考へております。

そこで、従来から行つております融資はもちろ

着させなければならぬと考へております。これは何もベンチャーに限らず、あらゆる分野にわたつて必要なものであると考へております。そこで、そういう意味では、教育改革は抜本的な改革が必要だというふうに考へております。

○深谷国務大臣 遠藤委員の御指摘は、全く同感でござります。

やはり今までの教育というのはどちらかといふと記憶、暗記型でございまして、物をクリエイティブに考えていくということではないというところに日本の教育の問題点もありました。そこで、例えば創業精神を涵養するとか、国民意識全

体の改革をしていかなければなりません。その場合に、一番基本は教育だなどというふうに考へます。

幸いといましまようか、本年より、企業家精神涵養のための教材開発とか、学校と産業界との交流促進事業というのを行われるようになつてまいりましたので、私は、文部省とよく相談しながら、そういうチャレンジ精神といいましょか

そういうことを子供の教育の中にきちっと入れるよ

うなことを考へいかなければならぬというふうに思つてます。

同時に、国民全體が、創業あるいはベンチャー

ということに対してもつと歓迎ムードで迎える、

創造的な問題解決型の教育、思考というものを定

なつていくこともとても大事だと思っておりますので、教育改革と一般の国民の意識改革というのが同時に進められなければならないと考えます。

○遠藤(乙)委員 同じ質問でございますが、堺屋長官も大変高い見識を持つておられますので、ベンチャードと教育改革あるいは学校教育というテーマで、短くて結構ですので、ひとつお話しいただければと思います。

○堺屋国務大臣 教育の問題は、日本は規格大量生産をつくるために、できるだけ辛抱強く、協調性があつて、共通の知識があつて、そして独創性と個性のない人間をつくつたんですね。これが規格大量生産の世の中で一番使いやすかつた。また、そういう人がいい成績をとるような試験、教育方法をとつてまいりました。

これからベンチャー企業を起こし、新しい創造性を高める所としまして、今の教育とはちょっと評価の違うようなものがやはり登場してこなきやいのじやないかと思つております。その点、最近、若い人たちも大分変わつてしまりましたし、また一部では、学区制を廃止して選択制の中学校をつくるというような地方自治体も出てまいりました。さらに、二〇〇二年には全部の学校にインターネットが通りまして、相互に情報交換が行われる。そうなりますと、従来の一一律ではなく、かなり多様な知識が出てまいりますので、いい影響があるのじやないか。産業と教育とが一体化して前進できるというようなことも考えております。

○遠藤(乙)委員 両大臣から大変力強い御決意を伺つて、心強く思います。

三党協議の中でも教育改革国民会議を設置することが合意され、政府もその方針でございますので、ぜひ両大臣とも、ベンチャー、日本経済再生と教育改革という視点からも大いにひとつりーダーシップを發揮していただきたいけれど、心からお願いする次第でございます。

統いて中小企業対策、今見直しを行つておりますが、本来、製造業のみならず小売業とかサービ

ス業とか、また福祉あるいはリサイクルとか、いろいろな分野にこれからそういうたんちやーあるいは中小零細企業が進出していくべきであります。

そういうふた幅広い視野、また未来志向を持つた視点からこの見直しをしていく必要があるかと思つておりますが、これは若干の印象として、何となく、今の中小企業政策が製造業を中心引き続続き考えられているのではないかといった印象が

一部あるやに見受けられますので、この点につきまして、これは政府参考人に伺います。果たしてそういうことなのか。

それとも、もっと新しい、二十一世紀型の産業構造を視野に入れた、例えば福祉とかリサイクルあるいはさまざまなサービス産業、そういうふたことも視野に本格的に入れたものであるのかどう

うか。そこら辺につきまして政府参考人にお伺いいたします。

○岩田政府参考人 創業やベンチャーを含めまして、中小企業施策の対象につきましては、当然のこととでございますが、製造業に限つたものではございません。

諸外国の例を見ましても、小売業の中における新しい業態の開発でございますとか、サービス業の分野においては大変広範な分野で創業が行われ、そこで非常に新しいサービスの提供が行われております。また福祉でございますとか、あるいは環境産業の分野でこれに取り組まれるのは、國の

は大変潜在的な可能性が高いと思われますので、ぜひ、そついた分野にも大いに中小零細企業を活用するような施策を展開していくだくよう要望したいと思つております。

さらに、現実に創業していくあるいはまたベンチャーを起こしていくに当たつて最も現実的に効果的なのは、やはりアドバイスをどうしてあげるかということですね。起業したいという人はかなりたくさんいますし、そついたチャレンジングな精神を持つた人は相当多いわけでございますけれども、なかなかそういうたんウハウや経験がないわけでありまして、現実的にベンチャーを促進していくためには、そういう経験のある、ノウハウのある人がアドバイスしてあげる、これが実は大変重要なことかと思つております。私の地元も、実は大田区なんですが、職人かたきの人が多くて、技術については非常に強い関心がありますが、営業とか広報とかネットワークとかはなかなか経験がないというのが現状でございまして、そういうたん分野を含めて、適切な具体的なアドバイスをしてあげることが非常に大事だと思っております。

そういった意味で、三百拠点のカウンセリングをやつていくということをございますが、具体的にどういう人材を集め、どういう機能を持たせ得るのか、そういう点も含めましてお聞きしたいと思います。

○細田政務次官 遠藤委員がおっしゃいましたように、中小企業に対するアドバイス等の支援事業を担当する人材の育成というのは非常に重要でございまして、現在は中小企業大学校におきまして、創業を支援する者を養成する研修、創業者支援指導者研修と言つておりますけれども、これを実施しております。今後とも、適切な支援が行える人材の育成に努めてまいります。

また、昨年十二月に成立いたしました新事業創出促進法のとど、地域における新事業創出の観点から、産業支援人材を活用する体制、いわゆる地域プラットホームも整備しております。今のところは二十二県及び三市に整備をされておりまして、着々と準備が進んでおるわけでございます。

さらに、中小企業の基本的な政策のあり方の見直しに伴いまして、中小企業の自助努力の支援等の観点から、公認会計士、中小企業診断士等の民間力を最大限に活用して、創業・ベンチャー企業に対しアドバイス等を行うための体制、これは都道府県ごとの支援拠点の整備を検討しております。

いく。こんなことから、今次の補正予算におきまして、信用保証協会に対し補助金措置として九百億円を要求しているところでございます。

それから、現場の問題でありますと、私も幾つかの地域の信用保証協会を見てまいりました。昨年の十月一日から始まりましたこの保証制度、随分現場でも御苦労されて、この一年で経験を積んできている、こんな実感を持っております。

ただ、貸し渋り対策としての本制度の主旨が、現場においてもさらずに委員御指摘のように全うされよう、今後とも保証手続の迅速化の問題、それから窓口における親身な、そしてプロフェッショナルな対応等々につきまして指導を行い、的確な運用を確保してまいりたい、このように考えております。

○遠藤(乙)委員 ゼひとも、きめ細かい、また柔軟な対応をお願いしたいと思います。

最後に、ちょっと時間がなくなつてきましたので、商工ローンの問題、先ほど出ましたけれども、改めて、これは政府系金融機関の融資が円滑にいつていよいよそこにやはりこういった商工ローン問題が出てくる大きな背景があるというところは共通の認識ではないかと思つております。

この点につきまして通産大臣に、この認識とそれからどうこの問題に取り組んでいくのか、お聞きをしたいと思います。

○深谷国務大臣 商工ローンが数々の社会的問題を惹起しているということに対しても、大変遺憾に思つております。また、商工ローンを利用する方たちのいわば認識ということとも、とても大事なことではないだろうかと思ひます。

一方で、遠藤委員が御指摘のように、政府系金融機関の応援が十分でないからそういうなつているのだという御意見も私は一つの御意見ではあるとは思つておりますが、しかし、政府といたしましては、平成九年以來何回も、経済対策を受けた特別貸付制度の創設や拡充等その措置を行つてしましましたし、また信用保証協会の、先ほどから出ておりました特別の融資なども実施してまいった次

第でございます。

そういう成果がございまして、例えば、倒産件数は大幅に減つたとか、あるいは昨年來の民間金融機関の中小企業向け貸出残高が減少している、そういう中で、信用保証協会の保証残高や政府系金融機関の貸出残高が着実に増加している。こういう数字を見ますと、必ずしも政府系金融機関が足りなかつたという御指摘には当たらないようには思います。

しかし一方では、商工ローンの問題がこれだけ大きな社会問題になつておるわけでありますから、これに対する対応と、政府系金融機関がさらに中小企業を支える役割を果たすために全力を擧げるべきだと思つております。

○遠藤(乙)委員 持ち時間がなくなりましたので、私の質疑は終わりますが、基本的には中長期の構造改革的な側面で今議論をしてみると私は承知しております。

ただ、現実の中小企業問題は大変深刻でございまして、それだけでは解決は非常に難しいと思つております。三つの要素の合わせわざが必要だ。一つは今の構造改革でございますけれども、これを十分にかつ柔軟に運用していくこと

一つは、やはり何といつても金融ですね。これは既に手を打つていただいておりますが、ゼひともこれを十分にかつ柔軟に運用していくこと

一つは、それからもう一つは、景気回復ですね。これがないとやはり借金も返せませんので、こと

まして、それだけでは解決は非常に難しいと思つております。また、商工ローンを利用する方たちのいわば認識ということとも、とても大事なことではないだろうかと思ひます。

もそういう観点から中小企業政策、今後とも力強く展開をしていただくようお願いいたしまして、私の質疑といたします。

○塩田委員長 塩田晋君。

○中山委員長 兵庫県第十区選出の塩田晋でございます。

私の選挙区におきましては、沿岸部に大企業があり、またその下請関連中小企業があり、また農村部が広く展開しておりますが、そこには、いわゆる半農半工と昔から言われておつた地域でございます。

今回の中小企業基本法の改正につきまして、御質問を申し上げます。

深谷通産大臣並びに堺屋経済企画庁長官におかれましては、卓越した識見とすぐれた実行力を有しております。私は承認をしております。

中小企業問題、今議論をしておりますが、基本的に手を打つておられるところでござります。また、これを支える総括政務次官を初め政務次官の皆さん方、大臣を支えではつらつとしてデビューされました。大いに期待しておるところでございます。

私は、日本の経済の主力というものは、これは中小企業である、このように観念をしておりました。大臣はよく、中小企業は日本経済活力の源泉であると言われますが、その中身といいますか、中小企業に対する認識につきまして、私なりの意見を申し上げまして、また大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

結論的に申し上げますと、経済運営の政策、これの中心を中小企業対策重視の政策に転換をしてもらいたいということでござります。抜本的な転換を図つてもらいたい。この中小企業基本法が改正される、これを契機にそのように大転換をお願いをしたいと考えます。

そこで、日本経済の主力が中小企業であるといふ意味でございますが、私は、日本の中小企業というのは世界的にも非常にすばらしいものだ、活躍する中小企業政策になるということを、私も現

めて非常に惨めな状況で常に苦しめられている、弱者の立場だというような考え方、そういう一面もありますけれども、日本の経済を支えておるの生き生きとして成長させてきた、その原動力は中小企業である、このように思つておるところでござります。

○塩田委員長 兵庫県第十区選出の塩田晋でございます。

私の地域におきましても、農村工業、これは徳川時代から明治にかけまして、また大正、昭和、平成と連綿として続いております中小企業、伝統的な産業もありますれば、また新規の新興産業ももつて日本の経済の運営に体当たりをしておられると敬意を表する次第でござります。また、これらに创意工夫を發揮し、そして日本人の勤勉さ、これはやはり農業からきていると思いますが、そして団結といいますかお互いのつき合い、これを大事にしていく、その中で日本の経済を再興し発展させってきた原因があると思うのでござります。

そして、この中小企業というものは、自由競争の最も典型的に行われているところだと思つんであります。参入が非常に容易でありますね。資本が余りなくとも、知恵と度胸と、そして意欲、そして勤勉性があれば、小さいところだとだれでも参加できる、こういう特徴があるわけでござります。したがつて、農村におきまして、若干の資金の蓄積が行われたところで、いろいろな各種の特徴ある産業、中小企業が起こつてきました、農村を中心とした農村工業が各地に散在し発展したのはその理由かと思います。

日本人の勤勉さにつきましては、やはり農業で大部分の国民が昔から曉、明星の星を仰ぎながら仕事を始め、そして月が高く上がるところまで一生懸命働いた、この勤勉さというものの、そして德川、明治以降にかけましても教育に非常に力を入

れた、この点から技術、技能が非常に発展をしたというところが中小企業の支えになつておる。そして、自主独立して創意工夫の中で競争し、そして今日の中小企業といふものが生き生きと成り立つてゐるといふことが基本であると思うのでござります。

この点につきまして、私は、今回、基本法の改正といふものは、以前からずっと連綿として続いている日本の中小企業の特性、これは変わらない、今後も変わらないだらうということを期待しております。おわけでございますが、基本法を三十六年ぶりに改正を行われるという趣旨は、どういった趣旨で、どういった中小企業についての観念、認識の上に立つてやられるのか、大臣にお伺いいたします。

〔委員長退席、小林(興)委員長代理着席〕

○深谷国務大臣 今塩田委員が言われました中小企業の力強い根源は農業にあるというお説は大変興味深いものとして伺つたところであります。

中小企業は日本の経済を今日まで支えてくださつた。それは、極端な言い方をすれば血と涙の結晶であつたかもしれない。だけれども、一方において、中小企業の考え方というのを、かつて三十年代にありました経済の二重構造で、大企業との比較においてとらえてきた、近代的な企業と非近代的な企業というとらえ方をしてきたところに今日の環境に合わない状況が生まれた、こう思つわけであります。

私は、委員がおつしやるとおり、中小企業は経済を支えてきたけれども、さらに前面に立つて頑張つてもう、中小企業こそ日本の経済を引っ張つていく牽引車である、そんなような位置づけがとても大事ではないだろうかと思うのであります。

しかし、一方において、例えば指標を見る限り、大企業と中小企業の間に、例えば労働力であるとか賃金であるとか技術であるとか、いろいろな格差があります。それは、単に中小企業を広げるとか下から押し上げるということでなしに、む

しろ中小企業の自立を促すことによつて、中小企業が自分たちで先頭に立つという意欲を持つことについて、自主独立して創意工夫の中で競争し、そして今日の中小企業といふものが生き生きと成り立つてゐるといふことが基本であると思うのでござります。

ですから、これからはそういう時代ではなくて、

例えれば、中堅の中小企業はこれから伸びようとしているからぐんと後押しをする、あるいは新しく

創業ということが今までの本概念の中になかつたわけであります。これがおくれてゐるという

ことが経済の活気を失つてゐるわけでありますから、中小企業を中心としたベンチャーエンタープライズが次々と創出されるという状況に対しても、それができやすいような環境をつくつていく。

一方において、小規模で、旧来頑張つているけれどもまだ報われない、まだまだ力の足りないとこには手厚い対応を残しておく、あるいはそれ以上の対応を考えていく。そういうような形で、中小企業が活力のあるものになるよう全面建成的に頑張つていこう、そのためには中小企業の理念と正が必要だ、そんなふうに考えたわけであります。

○塩田委員 ありがとうございます。日本の中小企業といふのは本当に、自由競争といふか大変な競争の中で勝ち抜いていく、また脱落していくのもありますけれども、新たに起つてくるものもある、こういう中で非常に活力のあるものだと思います。

今や日本の経済は成長し、成長の限界にまで來ていると言われる向きがありますけれども、大企業はこれからは後始末に大変だと思いますし、ま

た、大企業といふのは日本の場合はいわゆる官業化が下りといったところから大きく発展したといふ面も強いわけでございますが、やはり我が國の

企業はこれからは後始末に大変だと思いますし、ま

た、大企業といふのは日本の場合はいわゆる官業化が下りといったところから大きく発展したといふ面も強いわけでござりますが、やはり我が國の

企業はこれからは後始末に大変だと思いますし、ま

た、大企業といふのは日本の場合はいわゆる官業化が下りといったところから大きく発展したといふ面も強いわけでござりますが、やはり我が國の

企業はこれからは後始末に大変だと思いますし、ま

た、大企業といふのは日本の場合はいわゆる官業化が下りといったところから大きく発展したといふ面も強いわけでござりますが、やはり我が國の

企業はこれからは後始末に大変だと思いますし、ま

た、大企業といふのは日本の場合はいわゆる官業化が下りといったところから大きく発展したといふ面も強いわけでござりますが、やはり我が國の

企業はこれからは後始末に大変だと思いますし、ま

でも、あるいは私の選挙区でもたくさん優秀な企業、中堅企業がありますけれども、これは本当に農家の庭先あるいは納屋でもつてごそごそと始めて、そして一生懸命汗を垂らして頑張つて、夜となく暑となく働いて、そしてどんどん成長して

いつて、今日立派な企業として成長している、こ

ういうところも多いわけでござります。

また、農村工業の中には、酒屋さんとかしょ

ゆ屋さんとか、そういった食品関係につきましては私の選挙区では靴下とかタオルとか、あるいは

もやはり伝統的な産業として、その地域で、例え

前回の選挙区では綿織物等の日本でも有数の产地になつておりますけれども、そういったところは本

当に農家の庭先から、あるいは納屋から始まつた

というものが多いたいと思います。

〔小林(興)委員長代理退席、委員長着席〕

大臣のおられます東京のその地区におきましては、やはり農業の出稼ぎという形で他の県から入ってきた人がかなりいるのじゃないかと思いま

すし、いろいろな形で全国各地に多種多様の業種が發展したということがあると思います。

そして中小企業といふのは、みずから自由に行動し、また競争しますが、やはりだめなときは責

任をとる、そしてそのためにも思い切った改革を

やつておける、そういう機動性にも貢献しておりますし、彈力性があると思うんですね。そういった非常な中小企業の特徴があると思うんです。そういった

競争の中で勝ち抜いていく、また脱落していくのもありますけれども、新たに起つてくるものもある、こういう中で非常に活力のあるものだと思います。

今や日本の経済は成長し、成長の限界にまで來

ていると言われる向きがありますけれども、大企

業はこれからは後始末に大変だと思いますし、ま

た、大企業といふのは日本の場合はいわゆる官業化が下りといったところから大きく発展したといふ面も強いわけでござりますが、やはり我が國の

企業はこれからは後始末に大変だと思いますし、ま

た、大企業といふのは日本の場合はいわゆる官業化が下りといったところから大きく発展したといふ面も強いわけでござりますが、やはり我が國の

次に入つていきたいと思うわけでございます。

まず明らかな事実として、ここで議論の前提といたしまして、日本の中小企業が日本の経済の主力であるということは、先ほど来話が出ておりま

すように、日本の中小企業は五百七万三千社、九

九・四%あつたものが、今度の改正後は定義が変

わりまして、一万六千社ふえることによりまして五百八万九千社になり、九九・七%になる。あと〇・三しか大企業はないということですから、大部分が中小企業であるということです。

中小企業といふのは、もう一つの特徴は、雇用が非常に柔軟にどこでも入つていける、そして若年労働者ももちろん起用しますけれども、高年齢者まで働く。そういうところがいっぱいあるわ

けですね。雇用吸収力につきましては非常に優秀であるということが言えるかと思います。七十

歳、八十歳になつても、そういった中小零細企業に従事ができるということもあります。

これが大企業から、雇用の面でも非常な役割を各地域で果たしているということが言えるかと思います。

したがつて、雇用面で見ますと、雇用者数は、現行の定義によりますと二千九百七十三万人、六四・四%。これは従来、事業所ベースでやつておきましたものから企業ベースになりましたので、これが六四・四%になつております。雇用の面で

はそのようなウエートでございますが、改正後に

おきましては三百一万人ふえまして、三十二百七十四万人、七〇・九%になる、七割が中小企業に従事をしている職業者である、雇用者であるといふことになるわけでございます。

そして出荷額の面で見ますと、これは雇用統計表ですから若干零細のところが切られておりますけれども、年間の出荷額におきましても五〇・八%といった数字も出ておるわけでございま

して、我が国の経済の本当に主力になつておるといふことがこれではつきりすると思うわけでござい

そこで、従来の政策の、施策の中心であつた中小企業の大部分を占める既存の企業、これの対策が、この基本法の理念の転換によりまして、創業・ベンチャー企業対策に重点が行つて、既存企業の国際的な競争力とかあるいは生産性を向上させることの重要性が失われるんじやないかといふ危惧があるわけでございますが、こういった点については大臣はいかがお考えでござりますか。

○深谷國務大臣 中小企業全体を見てまいりますと、やはり中小企業の枠を少し広げて、そこに中堅的な中小企業が一層活躍する必要があると思われます。また、創業率や廃業率の比較をいたしまります。また、創業率や廃業率の比較をいたしまりますと、アメリカが今日のような経済発展を遂げたこの十年の動き、まさに日本と逆でございまして、そういう意味ではやはり創業率を高めていかなければならぬ、現在の創業率をさらに高やす、そうすれば恐らく五年間で百万人ぐらいの雇用が創出できるだろう。

そして、そういうような中小企業の活性化とともに、小規模の企業の皆さん持てる力を一〇〇%發揮していただくために、ここにも手厚い視点は忘れてはならない。そのために、私は過日も、例えば中小企業設備近代化法という法律がありますけれども、これも名前を変えて小規模に限定して、そして業種を限定しないで一千億円ぐらいいの準備をしようではないかと。これは、小規模企業に対する、一生懸命これからも頑張りますよというメッセージのつもりで申し上げているわけでございます。

そういう観点に立つて、先生の御指摘のようなかつて、そのことが日本の経済の活性化になるように頑張ってみたいと思つております。

○塩田委員 我が国経済の特色というのは中小企業が生き生きとして大きな役割を果たしているということにあるとすれば、諸外国におきましては中小企業というのはどういう状況になつておる

か、どのように認識をしておられるか、総括政務次官にお伺いいたします。

○細田政務次官 塩田先生の御質問にお答えいたします。

まず最初に、先生御指摘になりましたように、松下幸之助さんとかあるいはソニーの創業者とか、あるいは先般亡くなつた佐治さんでも一種の創業者、労働者だと思います。本田さんでもそう

でございましょう。やはりそういう戦後、あるいは戦前戦後でいわばベンチャーともいうべき創業者はたくさんいたと思うのですが、国際的に比較しますと開業率において甚だ差があるといふことを申し上げておきたいと思います。

イギリスが一番高く一三・二%、それからアメリカとドイツとスペインとフランス、オランダ、これが一〇〇%台でございますが、日本はまだ低く、四・六%でございますね。これはもう、何世紀も前から海を渡つて新しい場所を見つけようともしれません。しかし、我が日本にも創業者

といつてフロントティアスピリットで出かけていった歐米人と、あるいは農業国で農耕民族である日本人、まさにおっしゃるように性格の差が出ています。

ところが、従業員数になりますと、日本においては、改正前において六四・四、改正後七〇・九、これは塩田委員のおっしゃったとおりでございますが、アメリカにおいては五二・五とやや低うございまして、英國が五八・三、フランスが六九・七%、イギリスにおいても九九・八%、フランスも九九・八%、シンガポールあたりは九四・七%、マレーシアが八四・五%、インドネシアが九・二%、どこも中小企業が大きな経済の担い手としてまず数の上で占めているということござります。

では、改正前において六四・四、改正後七〇・九、これは塩田委員のおっしゃったとおりでございますが、アメリカにおいては五二・五とやや低うございまして、英國が五八・三、フランスが六九・七%、イギリスにおいても九九・八%、フランスも九九・八%、シンガポールが四六・四、マレーシア五・一、六、シンガポールが四六・四、マレーシア五・一。

六、インドネシア五五・九というように、中小企業の雇用者数は総体的に低いです。つまり、大企業比率が非常に高いということですね。大企業の雇用吸収力が非常に高いということございます。

また、出荷額を見ますと、もちろん統計的に若干ずつは違うわけでございますけれども、日本は五〇・八%に対して、米国は二七・八%、イギリスが三六・一%、フランスが四〇%、シンガポールが二九・三%、マレーシア二七・八%、インドネシア九%というように、出荷額に占める中小企業の割合は諸外国は非常に低いわけですね。それだけ日本の中小企業は、一社当たりで見ると相当頑張っているということが言えるかと思います。

ただ、その中で、創業して、ベンチャーでどんどん新しいものが生まれるということがいささか少ない。むしろ、長い間かかる、一生懸命努力をしているところが見られるというのが統計的分析ではないかと思われます。

○塩田委員 ありがとうございます。

特に諸外国においては、アメリカにおいてどういうふうに中小企業創業者を考えるかということについては、新たに誕生する企業群に自由な成長と発展の機会を保障すべきだとする誕生権経済、ベースライツ、エコノミーといふんだそうです。閣僚理事会におきまして、中小企業の創造と成長のための条件を改善することが経済成長と雇用確保に重要であるということが確認されておるわけ

か、どのように認識をしておられるか、総括政務次官にお伺いいたします。

○細田政務次官 塩田先生の御質問にお答えいたします。

まず最初に、先生御指摘になりましたように、松下幸之助さんとかあるいはソニーの創業者とか、あるいは先般亡くなつた佐治さんでも一種の創業者、労働者だと思います。本田さんでもそう

でございましょう。やはりそういう戦後、あるいは戦前戦後でいわばベンチャーともいうべき創業者はたくさんいたと思うのですが、国際的に比較しますと開業率において甚だ差があるといふことを申し上げておきたいと思います。

イギリスが一番高く一三・二%、それからアメリカとドイツとスペインとフランス、オランダ、これが一〇〇%台でございますが、日本はまだ低く、四・六%でございますね。これはもう、何世紀も前から海を渡つて新しい場所を見つけようともしれません。しかし、我が日本にも創業者といつてフロントティアスピリットで出かけていった歐米人と、あるいは農業国で農耕民族である日本人、まさにおっしゃるように性格の差が出ています。

ところが、従業員数になりますと、日本においては、改正前において六四・四、改正後七〇・九、これは塩田委員のおっしゃったとおりでございますが、アメリカにおいては五二・五とやや低うございまして、英國が五八・三、フランスが六九・七%、イギリスにおいても九九・八%、フランスも九九・八%、シンガポールが四六・四、マレーシア五・一、六、シンガポールが四六・四、マレーシア五・一。

六、インドネシア五五・九といふように、中小企業の雇用者数は総体的に低いです。つまり、大企業比率が非常に高いということですね。大企業の雇用吸収力が非常に高いということございます。

また、出荷額を見ますと、もちろん統計的に若干ずつは違うわけでございますけれども、日本は五〇・八%に対して、米国は二七・八%、イギリスが三六・一%、フランスが四〇%、シンガポールが二九・三%、マレーシア二七・八%、インドネシア九%といふように、出荷額に占める中小企業の割合は諸外国は非常に低いわけですね。それだけ日本の中小企業は、一社当たりで見ると相当頑張っているということが言えるかと思います。

ただ、その中で、創業して、ベンチャーでどんどん新しいものが生まれるということがいささか少ない。むしろ、長い間かかる、一生懸命努力をしているところが見られるというのが統計的分析ではないかと思われます。

○塩田委員 ありがとうございます。

特に諸外国においては、アメリカにおいてどういうふうに中小企業創業者を考えるかということについては、新たに誕生する企業群に自由な成長と発展の機会を保障すべきだとする誕生権経済、ベースライツ、エコノミーといふんだそうです。閣僚理事会におきまして、中小企業の創造と成長のための条件を改善することが経済成長と雇用確保に重要であるということが確認されておるわけ

か、どのように認識をしておられるか、総括政務次官にお伺いいたします。

○細田政務次官 塩田先生の御質問にお答えいたします。

まず最初に、先生御指摘になりましたように、松下幸之助さんとかあるいはソニーの創業者とか、あるいは先般亡くなつた佐治さんでも一種の創業者、労働者だと思います。本田さんでもそう

でございましょう。やはりそういう戦後、あるいは戦前戦後でいわばベンチャーともいうべき創業者はたくさんいたと思うのですが、国際的に比較しますと開業率において甚だ差があるといふことを申し上げておきたいと思います。

イギリスが一番高く一三・二%、それからアメリカとドイツとスペインとフランス、オランダ、これが一〇〇%台でございますが、日本はまだ低く、四・六%でございますね。これはもう、何世紀も前から海を渡つて新しい場所を見つけようともしれません。しかし、我が日本にも創業者といつてフロントティアスピリットで出かけていった歐米人と、あるいは農業国で農耕民族である日本人、まさにおっしゃるように性格の差が出ています。

ところが、従業員数になりますと、日本においては、改正前において六四・四、改正後七〇・九、これは塩田委員のおっしゃったとおりでございますが、アメリカにおいては五二・五とやや低うございまして、英國が五八・三、フランスが六九・七%、イギリスにおいても九九・八%、フランスも九九・八%、シンガポールが四六・四、マレーシア五・一、六、シンガポールが四六・四、マレーシア五・一。

六、インドネシア五五・九といふように、中小企業の雇用者数は総体的に低いです。つまり、大企業比率が非常に高いということですね。大企業の雇用吸収力が非常に高いということございます。

また、出荷額を見ますと、もちろん統計的に若干ずつは違うわけでございますけれども、日本は五〇・八%に対して、米国は二七・八%、イギリスが三六・一%、フランスが四〇%、シンガポールが二九・三%、マレーシア二七・八%、インドネシア九%といふように、出荷額に占める中小企業の割合は諸外国は非常に低いわけですね。それだけ日本の中小企業は、一社当たりで見ると相当頑張っているということが言えるかと思います。

ただ、その中で、創業して、ベンチャーでどんどん新しいものが生まれるということがいささか少ない。むしろ、長い間かかる、一生懸命努力をしているところが見られるというのが統計的分析ではないかと思われます。

○塩田委員 ありがとうございます。

いたんです。

それから、スーパーへ行きまして、日本には当時スーパーなんてなかったです。立派なスーパーがマニラ市内にあるわけですね。これまたびっくりしました。そして、喫茶店なんかでも、自動式のレコードがかかる、何というんですか、ジュークボックスですか、それなんかがあちこちに置いてあります。そして、政府の役人なんか、若い女性が自動車を持っているわけですね、それでもつて誘いにくるような、後進国だと思っていましたけれども、随分大変な国だなと思つたんです。

しかし、路上には失業者があふれ、農村へ行きますと、日本の田植え、戦前の田植えと同じですね、たくさん的人が並んで一齊に田植えをしている、そういう状況を見たわけですが、これがいわゆる二重構造だと思つたんです。経済の二重構造というものはこれだなと。

当時、日本では、中小企業を二重構造論で盛んに議論しておりました。だけれども、私は、それを見てから各国を若干調べましたところ、先ほど総括政務次官が言われましたような数字であつて、中小企業はないんですね。まあ、ないと言つてはあれですけれども、いわゆる理想の形でいい日本はむしろ、二重構造というけれども、弱者と強者という形の二重構造のように論じられておつたわけですね。中小企業は非常に大変な、慘めな状況だということから議論がされておりましたけれども、決してそうじやなくして、日本の場合、大企業もありますけれども、そのす

そ野に広大な中小企業というかなりすぐれた、そして競争してお生き生きとした集団がある、これが日本の経済だなという感じがしまして、二重構造は間違いだ、それはむしろ外國、特に発展途上国だというふうに思つたわけです。日本の場合は、言うならば大企業を頂点とする多層多段的といいますか、富士山のようにそぞろの非常に広がつたそういう形が日本の経済の特徴だ、このように当時から議論をしておつたわけで

ございますが、今、実際の統計数字をもつて言わ

れましたとおりだと思います。そこにはやはり日本の特徴がある。これはまた後ほど申し上げたいと思います。これに関連しまして申し上げます。

そういう状況について、私が申し上げましたことについて、総括政務次官はいかがお考へでござりますか。

○細田政務次官 日本の特に中小企業と大企業の関係というのは非常に補完的関係があつて、共存共栄で発展してきたと私は思つております、少なくとももちょっと前までは。

先ほど来格差の問題などを言われておりますし、いつまでたつてもその格差が縮まつていらないんではないかという声もありましたけれども、むしろそうではなくて、奇跡的な成長を遂げた日本が世界第一のGDPを達成して、一人当たりでいうと完全に世界第一のGDPを達成した。

その間において、本来の思想、二重構造論で言えれば、どんどん大企業が太つて中小企業が脱落するという姿、そして産業集中が行われるという姿であったかもしませんけれども、そうではなくて、隆々として中小企業も発展してきた。

その中で、賃金格差があつたとは言われながら、日本の賃金は世界的に類を見ないほど格差があるといふふうな目で見るべきであつて、先生が今おっしゃったような、海外と比較してみますと特にそのことが明らかではないか。

ただ、残念なのは最近の傾向でございまして、どうも形が崩れてきて、むしろ大企業の方がよろよろしておつて、また中小企業も大変な金融上の問題点あるいは消費の減退等によって困つておりますから、これを切り抜けるのにどうしたらいいか、切り抜けばまた新たな世界が開けるのではなかいか、そのためにも創業が必要だという先生の立論に私は全く賛成でございます。

○塩田委員 ありがとうございます。

もちろん中小企業者、またその働く労働者は日

夜大変な苦労をし、大変な苦労の中で経営を維持しているという現実につきましては、これは厳粛に受けとめなければならないことだと思っております。決して楽観ばかりしておりませんが、外國と比べての話として、我が国の、日本の経済の力の秘密はやはり中小企業だということについて申し上げたわけでございまして、今政務次官から言われましたことを本当にありがたく思います。

次に、中小企業基本法の中で、現行の法律の第二十二条、これを改正法によりまして廃止されることになつておりますね。これはどういう考え方からこのような転換を圖られるのか。

○塩田政務次官 ちなみに申し上げますと、現行法第二十二条は「輸入品との関係の調整」ということでありまし

て、主として中小企業が生産する物品の輸入によるおそれのある場合において、緊急に必要がある場合において関税率の調整、輸入の制限等の必要な施設を講ずる旨の規定がございます。

これは政府参考人にお伺いいたしますが、この規定によつてどのような施設をやつてこれらつかか、そして、その施設の成果というか、効果はどういうものがあつたか、どのように評価をしておられるか。その事実関係でござりますので、御説明をいただきたいと思います。

○岩田政府参考人 お答えを申し上げます。

この二十二条の「輸入品との関係の調整」に関する施設につきましては、例えば一般的なセーフガードあるいはアンチダンピングの措置が挙げられます

その当時の状況として、それぞれの関係業界におきます経営の安定と申しましようか、そういうものが國られたということと理解をいたしております。

○塩田委員 一応発動されたものも若干あるといふことでござりますけれども、よく業界から言われますのは、中國から、例えば綿布の場合、綿織物の場合、どしゃ降り的な輸出、これに対抗できない、国内の業者はこれで大変な損害を受けた、何とかなりませんかということを盛んに言われたのですけれども、これはなかなか実現しなかつた。こういう事情があります。

そのほかにも、はさみにしましても、いろいろな中小企業がつくつて、こういった産品につきまして、外國からの輸出攻勢で大変な痛みを感じている、大変な苦境に立つて、この規定によつて、どういう事情があります。

それは通産省事務当局からお話を伺いました。

官、これをなぜ現基本法から二十二条を削除しては、これはおそれのある場合において、緊急に必要がある場合において関税率の調整、輸入の制限等の必要な施設を講ずる旨の規定がございます。

○細田政務次官 実はその後、国際的に非常に発展をしておりまして、つまり、貿易調整措置とい

うのは国際ルールですべてやるべきであるという基本原則ができるわけでございます。

現行基本法では、緊急に必要があるときは関税率の調整、輸入の制限等の必要な施設を講ずる書いてあります。ただし、輸入制限の、いわゆるセーフガード措置とか関税賦課、例えば緊急関税というような賦課を行ふ措置あるいはアンチダンピング措置については国際ルールに基づいて実施する必要があります。それから平成七年のWTO発足に伴いますセーフガード協定、アンチダンピング協定の発効を受けまして、国内法令、例えば関税率法などにおいて明確な要件が定められたわけでござります。これらの措置が必要かつ十分であると。つまり、日本全国、また包括的な措置に基づいて、日本国内の、また包括的な措置によつて発動すれば十分である。

中小企業を理由といたしまして輸入を制限したり関税率の調整を行うということは、この制度、措置の整合性を損なうおそれがある等の観点から、このたびは規定を削除することとしたものであります。いささかも国内の一般法を発動しないというような意味ではございません。厳正に、先ほど綿糸の例などございましたように、フェアロイなどの例でございましたように、必要があれば発動する、要件に合致すれば発動していくということをございます。

○塩田委員 情事はわからぬこともないでございますが、実際に日本の中、中小企業を中心として輸入が急激に増加したような場合、その企業に打撃が与えられ損害が生じる場合において、中小企業施策として大臣はどのような対策を講じられるつもりでございますか。お伺いいたします。

○深谷国務大臣 今、細田総括政務次官から御説明申し上げたように、まず基本的には、関税の調整だとか輸入の制限というのは、国際ルール上、WTOを含め許されないことのございまして、国際ルールの整合性を損なうおそれがあるということが前提にございます。

そこで、この二十二条については外したわけでございますが、今先生の御指摘のよう、輸入品の急増等の環境の激変がある場合、これは基本法上は第二章第三節で、経済的・社会的環境の変化に対応する適応の円滑化というところにおいて、セーフティーネットとして生きるように読み込んでいます。そういうふうに思っております。中小企業の経営の安定等の措置をこの項目でセットできることと思つております。

○塩田委員 大臣、ぜひとも大胆に、断固としてそういう損害が生じることのないよう、また、生じた場合には適切な措置をするようにしていただきますようにお願ひいたします。

そこで、これに関連することでございますが、靴下産業、私の地元には多いんですけれども、そこで、ことしの三月から最近に至るまで、大変な問題が起きました。

これは全国的にそうでございますが、靴下の輸入がべらぼうにふえた。それで、例えはうわさになつたのは、一足百円靴下だ、これがあらわれたから、このたびは規定を削除することとしたものであります。いささかも国内の一般法を発動しないといふこと、あるいは、いささかも国内の一般法を発動しないといふことで、三百円、四百円原価であったものは到底対処できないというので、その業界は操業を停止したり倒産したり、もうお手上げになつたところがばたばたと出たわけです。

ところが、最近になりまして、これが関税のカウント方式の変更が原因であることがわかつたわけです。ということは、靴下は両足合わせて一足として数えておったのを、手袋だとかはかのものと同じように、片足ずつで一足と数えるようになつたようなんですね。したがって、実際入ってきたものの倍額に、倍の数量で報告された。それでもうお手上げになつて、値段ががくんと下がつたんですね。そのように下がりまして、採算がとれなくなつた、こういうところも出てきたわけです。

ところが最近になつて、それは統計上とり方を変えただけだったということがわかりました。それで、一時は日本の国内生産はもう二、三割に落ちてしまふんじやないか、外国輸入が八割になるということで騒がれたのが、それでも一五%ぐらゐふえて五〇%余りになつておるということです。こういったとんでもない誤りから中小企業が打撃を受けるという事態があつたわけです。

これは事実であるかどうかということ、今後どのように対応をどうしてくれるんだという業界の声ですが、どのように考えておられるかお聞きいたします。

○横川政府参考人 ただいま先生から御指摘ございました靴下の輸入数量の統計処理の問題でございましたけれども、先生から御指摘いただきましたのは事実でございまして、ことしの三月から大蔵省の通関統計の集計方法が変更をされました、一対で一と数えるか、一対のものを一つずつ数えて二つと数えるかということにつきましての集計

方法の変更が行われたわけでございます。

これは全国的にそうでございますが、靴下の輸入がべらぼうにふえた。それで、例えはうわさになつたのは、一足百円靴下だ、これがあらわれたから、このたびは規定を削除して。そういうことで、三百円、四百円原価であったものは到底対処できないというので、その業界は操業を停止したり倒産したり、もうお手上げになつたところがばたばたと出たわけです。

ところが、最近になりまして、これが関税のカウント方式の変更が原因であることがわかつたわけです。ということは、靴下は両足合わせて一足として数えておったのを、手袋だとかはかのものと同じように、片足ずつで一足と数えるようになつたようなんですね。したがって、実際入ってきたものの倍額に、倍の数量で報告された。それでもうお手上げになつて、値段ががくんと下がつたんですね。そのように下がりまして、採算がとれなくなつた、こういうところも出てきたわけです。

ところが最近になつて、それは統計上とり方を変えただけだったということがわかりました。それで、一時は日本の国内生産はもう二、三割に落ちてしまふんじやないか、外国輸入が八割になるということで騒がれたのが、それでも一五%ぐらゐふえて五〇%余りになつておるということです。こういったとんでもない誤りから中小企業が打撃を受けるという事態があつたわけです。

これは事実であるかどうかということ、今後どのように対応をどうしてくれるんだという業界の声ですが、どのように考えておられるかお聞きいたします。

○塩田委員 若干私の質問とは違うんですけど、この問題を申し上げたところが、よく周知を図り、賢明な選択をしていただく。品質がどの程度のものかよくわかりませんけれども、よく知らないふえて五〇%余りになつておるということです。こういうふたとんでもない誤りから中小企業が打撃を受けるという事態があつたわけです。

これは事実であるかどうかということ、今後どのように対応をどうしてくれるんだという業界の声ですが、どのように考えておられるかお聞きいたします。

○横川政府参考人 ただいま先生から御指摘ございました靴下の輸入数量の統計処理の問題でございましたけれども、先生から御指摘いただきましたのは事実でございまして、ことしの三月から大蔵省の通関統計の集計方法が変更をされました、一対で一と数えるか、一対のものを一つずつ数えて二つと数えるかということにつきましての集計

方法の変更が行われたわけでございます。

今若干出ました原産国表示の問題ですが、一部の報道でございますが、外国から輸入された製品、靴下ですね、それにメード・イン・ジャパンという表示を輸入してから張りかえて、そして国

内産品として売っている、こういうケースがあるわけです。

これにつきましては、日本靴下工業組合連合会あるいは日本靴下協会等から、靴下類の原産国表示の判定はソックスについては編み立てされた国、パンストは縫製された国、タイツも同じ、こ

ういう通達も出して注意を呼びかけておられるところでございます。こういった問題も、靴下だけ見ましても、起こつてているわけですね。

結局、輸入の関係と国内生産との競合の関係な

んでですが、そういったところでいろいろな問題が起りますので、そういうところも十分に細かく見ていただき行政当局を指導していただきたいと思います。業界では大変なダブルパンチを食つたというような思いで訴えておりますので、よろしくお願いいたします。

第四章 中小企業政策審議会(第二十六条)

第三十条

附則
前文を削る。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

第二条の見出しを「中小企業者の範囲及び用語の定義」に改め、同条中「前条の目標を達成する」を「次条の基本理念の実現を図る」に改め、同条第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第四号まで」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が「一億円以下」の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条に次の二号を加える。

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五人以下の会社及び個人であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方程式導入、新たな経営管

理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものと。4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おむね當時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

第三条から第五条までを次のように改める。
(基本理念)
第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を發揮しつつ事業を行なう機会を提供することにより、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るために事業活動を行なうことを通して、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的・社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな提供の方程式導入、新たな経営管

を有する。

(基本方針)

第五条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。

二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。

三 経済的・社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。

四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

第五条 第二項中「さいて」を「聽いて」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の二章を加える。

(経営資源の確保)

第六条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第七条 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。

第八条 第二項中「さいて」を「聽いて」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の二章を加える。

(第二章 基本的施策)

第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

第九条 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創業の促進)

第十一条 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産

又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販

売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経営の革新)

第十二条 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産

又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販

売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

に努めるものとする。

(創造的な事業活動の促進)

第十四条 国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動の促進を図ること。

第十五条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。

二 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行なう技術に関する研究開発を促進し、国が行なう技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人又は都道府県の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。

三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。

四 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行なうものとする。

(交流又は連携及び共同化の推進)

第十三条 国は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進

する。

(交流又は連携及び共同化の推進)

第十四条 国は、中小企業者が相互にその経営

は、同条の規定による改正後の内航海運組合法第十八条第三項(同法第五十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正
に伴う経過措置)

に伴う経過措置

第八条 第十一条の規定の施行の際現に存する商工組合に対する解散の命令については、第十条の規定の施行後一年間は、同条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律(次項において「新法」という)第五条及び第六十九条第一項(同法第十二条第一項に掲げる要件に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

措置

第十条 第十二条の規定の施行後一年以内に、同
条の規定による改正後の中小企業退職金共済法
第二条第一項の中小企業者(次項において単に
「中小企業者」という。)であつて第十二条の規定

2

れた中小企業退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定にかかるらず、同項の申出をすることができない。

(商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第十三条の規定による改正後の商店街振興組合法第八十条に規定する事業者を組合員とする商店街振興組合であつて第十三条の規定による改正前の商店街振興組合法第八十条に規定する事業者を組合員とする商店街振興組合でないものの行為で第十三条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占禁止法の適用については、なお従前の例による。

50

(政令の要旨)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定むる。

第十六条 建設業法（昭和二十四年）

一部を次のように改正する。
第四十二条第二項中「第二条」を「第一条第一項」に改める。
(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第十七条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第二条各号」を「第

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進
項各号」に改める。

卷之三

等に関する法律の一部改正)

の保護等に関する法律の一
立

する。
第二条第十一項第四号中「第二十三条」を「第二
条第五項に改める。

卷之三

附則第二条第一項中「第一条」を「第二条第一項」に改める。
（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第一類第九号
商工委員会議録第二号 平成十一年十一月九日

五四

九〇、八七〇円	八二月
九一、〇七〇円	八〇月
九三、二七〇円	八三月
九四、四七〇円	八四月
九五、七七〇円	八五月
九七、〇七〇円	八六月
九八、三七〇円	八七月
九九、六七〇円	八八月
一〇〇、八七〇円	八九月
一〇四、六三〇円	九〇月
一〇五、八三〇円	九一月
一〇七、〇三〇円	九二月
一〇八、二三〇円	九三月
一〇九、四三〇円	九四月
一一〇、七三〇円	九五月
一一一、〇三〇円	九六月
一一三、三三〇円	九七月
一一四、六三〇円	九八月
一一五、九三〇円	九九月
一一七、二三〇円	一〇〇月
一一八、五三〇円	一〇一月
一二三、九四〇円	一〇二月
一二四、三四〇円	一〇三月
一二五、五四〇円	一〇四月
一二六、八四〇円	一〇五月
一二八、一四〇円	一〇六月
二九、四四〇円	一〇七月
三〇、七四〇円	
三一、〇四〇円	

一三三、三四〇円	一〇八月
一三四、七四〇円	一〇九月
一三六、一四〇円	一一〇月
一三七、五四〇円	一一一月
一四二、七一〇円	一二二月
一四四、一一〇円	一二三月
一四五、五一〇円	一二四月
一四六、九一〇円	一二五月
一四八、三一〇円	一二六月
一四九、七一〇円	一二七月
一五一、一一〇円	一二八月
一五二、五一〇円	一二九月
一五三、九一〇円	一二〇月

理由

近年の我が国における経済の発展、経済活動の多様化等中小企業をめぐる経済情勢の変化にかんがみ、中小企業に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業基本法を改正し、基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、中小企業に関する施策の対象とする中小企業者の範囲を拡大するために関係法律の規定を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。